

年	度	五志	二志	一志	六片	三片	計	一片	半片	計
一九四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(a) 造幣局に提出金塊の聯邦銀行買入價格に準據。ロンドン價格により算出の従來發行額詳細。一九三九年九月以降ソヴリン貨平均價格は聯邦銀行の直接相場。夫以前の價格は金價額から算出され、一ソヴリンは純量〇・二三四五二オンスと算定されてゐる。

五 銀貨及び青銅貨

(一) 銀價格 最近の詳細は第十二章「鑄業」第五節「一」参照。  
 (二) 銀貨鑄造による利益 重量一対度の標準銀(品位〇・九二五)より六六志の銀貨が鑄造されるので三磅六志の銀貨を鑄造するに要する銀の費用は一九三九年ロンドン市場平均銀價格一オンス一志八・六片として約二〇志七片である。故にその差額は銀貨三磅六志を鑄造する毎に得られる利益金即ち造幣利益金を大體示すのである。ニューサウスウェールズ及びビ

濠洲銀貨青銅貨發行額(磅)

年	度	銀						青銅		
		五志	二志	一志	六片	三片	計	一片	半片	計
一九三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

クトリヤ兩州政府と英國政府との間に多年に亘り濠洲内の銀貨、青銅貨鑄造に關する交渉が行はれたが、何等決定を見るに至らなかつた。濠洲聯邦憲法第五十一條には、「通貨、鑄造及法貨」を以つて聯邦所管事項と規定してゐるが、現實には問題は依然解決を見ず、一九〇七年ロンドンに開催された植民地會議に於て審議された結果、一九〇八年後半に至つて、聯邦大藏大臣は初めて鑄造開始の意向を公表した。濠洲に於て聯邦銀貨及び青銅貨が鑄造されるに至つたのは一九一六年であつた。クラウン貨は一九三六—三七年度には既に二〇萬磅流通してゐたが、更に一九三七—三八年五萬磅、一九三八—三九年度二五、〇〇〇磅、一九三九—四〇年度六〇〇磅増發された。これらの銀貨は現在事實上流通してゐない。

(三) 銀貨及び青銅貨發行額 一九一〇年以來の聯邦銀貨及び青銅貨の發行額を大藏省の發表に基つて次表に示す。

年	度	銀						青銅		
		五志	二志	一志	六片	三片	計	一片	半片	計
一九三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(四) 磨損銀貨の回收 一九〇九年ロンドン造幣局の銀貨耐久試験の結果、銀貨(品位〇・九二五)の平均年齢は二志銀貨四五年、一志銀貨四一年、六片銀貨二八年、三片銀貨三二年である。一九三九年度に回收銀貨は無い。一九三九年迄の回收銀貨の總額は、メルボルン一、七四七、四〇九磅、パース一、二二九、七三八磅、シドニー(一九二六年迄)一、二四八、六七二磅。

六 兌換券發行

(一) 概説 濠洲兌換券に關する詳細は既刊本年鑑に收録。一九一〇—一四年濠洲兌換券法に基く大藏省の資産及び負債は聯邦銀行の兌換券發行局に移管され、同業務は同局理事會の管轄となつた。更に一九二四年の聯邦銀行法により、兌換券發行の權限は聯邦銀行理事會に移管された。

(二) 兌換券發行準備 一九三一年六月十九日以前金準備は流通兌換券

濠洲兌換券發行額(磅)

種別	發行額											
	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
保有額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

總額の二五%と規定されてゐた。ロンドンに於ける短期債償還に充てる正貨現送を増加する目的を以て、一修正法はこれを一五%に引下げ、五年以内に漸増して二五%に復歸せしむべきことを規定した。その後の修正法により、英貨を正貨準備の一部に充てることになつた。右により(a) 英國銀行乃至他の英國銀行に對して有する聯邦銀行クレディットの貸越高、(b) 爲替手形乃至手形によつて借入れたる貸付金の内期限三ヶ月以内で、法貨たる英國通貨を以て英國内で支拂はれるもの、(c) 英國大藏省證券其他の證券にして期限三ヶ月以内のものは、英貨と看做されることとなつた。

(三) 兌換券流通高 次表は一九一四年度及び一九三五—三九各年度の平均兌換券流通額及び平均金準備額を示す。

一九一四年及び一九三五—三九年度の未回收濠洲紙幣各種の平均價格の詳細は本局刊行「財政時報」第三號に記載。



金	準備	備	額	(a)	(b)	(c)	(d)
兌換券發行總額に對する金準備率	(%)						
計				二、九四四、八六六	四、三三三、三三三	四、三三三、三三三	四、三三三、三三三
兌換券發行總額に對する金準備率	(%)			五、三六八、八三三	一、五九三、四四四	一、五九三、四四四	一、五九三、四四四
計				一、二九四、八六六	一、二九四、八六六	一、二九四、八六六	一、二九四、八六六

(a) 不詳 (b) 一九三五年年度以降英貨を含む (c) 金地金價格、英磅貨、濠洲磅貨によつて示された價格を含む公表數字の平均 (d) 濠洲  
 (四) 兌換券發行局—濠洲兌換券勸定 一九四〇年六月三十日現在  
 次表は一九四〇年現在濠洲聯邦銀行兌換券發行局資産負債勸定である。  
 濠洲兌換券勸定 (一九四〇年六月三十日現在) (千磅)

負債	負債	資産	資産
流通兌換券	六、六六六、四四四	金及英貨	一、六〇〇、五五五
表示されざる兌換準備金に對する特別準備金	七、七七七、七七七	債權 其他證券	五、三三三、三三三
其他負債	一、四四四、六六六	其他資産 (濠洲聯邦政府)	四、五五五、五五五
負債計	七、八八八、〇〇〇	資産計	七、八八八、〇〇〇

七 法貨現在額

名目貨幣(補助貨幣)の現在流通額の正確なる資料はないが、下表は一九三六—四〇年間の各年度中頃に於ける法貨現在額を示すものである。  
 下表の銀貨の數字は濠洲貨のニュージラランド及び太平洋諸島に對する流出超過額を差引いた濠洲銀貨の發行總額である。濠洲に於て流通する英國貨は僅少で、正確なる額を確めることは出来ない故考慮に入れない。青銅貨の數字は濠洲貨發行總額であり、少額の英國青銅貨は計算に入れない。

種別	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
濠洲紙幣發行額(a)					
銀行保有額	一八、三三三	一七、五七七	一七、六六六	一四、八八八	一三、五五五
一般保有額	六、七七七	三、六六六	三、三三三	三、三三三	三、三三三
商業銀行發行券現在高(b)	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
硬貨—金—銀行保有額(c)	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
一般保有額	—	—	—	—	—
銀—銀行保有額(c)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一般保有額	五、九九九	六、六六六	六、六六六	六、六六六	七、七七七
青銅—銀行保有額(c)	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
一般保有額	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
計	五、八八八	五、三三三	五、六六六	五、七七七	七、三三三

(a) 六月の最終月曜日現在 (b) 六月に於ける各四半期の平均 (c) 六月三十日現在。

C 州 財政

第一節 概 説

一 州 政府 の 機能  
 一 州 政府 の 機能

各州の財政報告を比較する場合には、各政府の機能の異同と地方事情の相異とを参酌しなければならぬ。各州の歳入歳出、負債を直接比較することは困難である。それは、或る州に於て州政府が行つてゐる機能が他州に於ては自治的或は半官的機關に委譲されてゐるからである。即ちこれら團體は起債権を認められ、且つその財政上の措置は州政府の財政上の措置中に含まれてゐないのである。従つて比較をなす場合には注意が必要であり本章中の明細表は第二十二章「地方行政」の明細表と併讀するを要する。更に濠洲各州政府の豫算は大抵の歐洲諸國政府のそれと多くの點に於て趣を異にしてゐる。それは例へば他の諸國に於て屢々民間企業に委ねられてゐる鐵道、電車、水道等の公共事業を所管する官省の歳入歳出を包含してゐるからである。

二 州 政府 會 計

各州の各種財政上の措置は夫々主として「一般會計」「信託會計」「公債會計」中のいづれかに屬する。州の收納する一切の歳入(特別會計に繰入れられる若干の税目を除く)は一般會計の貸方に繰入れられ、右會計中よりの諸支出は州議會を通過せる歳出豫算、若くは特別法による恒久支出に基つて賄はれる。  
 ニューサウスウェールズの數字は豫算案に出てゐる一般會計、失業救済

基金、社會事業基金及び官營事業費等の收支を表はし、官營事業とは鐵道、電車及びバス、海事委員會シドニー港信託部、道路運輸及び交通會計を指す。他州の詳細は一般會計の收支を参照。  
 一九三九年十二月十六日タスマニアに於ける運輸機關の統合、統制、管理改善を計るため委員一名、副委員二名より成る運輸委員會創設が制定された。右委員會は私營、地方行政廳署以外の同州内道路、鐵道乃至空路に依る凡ての運輸機關の管理權を與へられた。諸種官營運輸機關の運轉に依る收入、自動車等關係の登録料、許可料、自動車税其他は同委員會の收入に歸した。尙州大蔵大臣は、聯邦がガソリン税收受額より利用し得べき金額、全地租を右委員會に支拂ふを要した。同法實施は一九三九年七月一日であつた。かくて右委員會財政が一般會計から離脱した結果、一九三九—四〇年度數字は既往年度に比して著しい減少となつて表はれた。  
 信託會計は州政府に信託された全金額より成り、貯蓄銀行基金、減債基金、保險會社預金等を含む。  
 公債會計は州の起債せる一切の借入金を受入れ、借入金によつて賄ふ公共事業乃至其他の目的の經費支出に當る。

三 聯邦財政及び州財政の相互關係

聯邦財政及び州財政の相互關係に關しては聯邦設立以來一九二八年財政協定法制定に至る期間に就ての稍々詳細なる記述は既刊本年鑑第二二卷三七九—九〇頁にある。本章B第二章第四部「四」には聯邦歳入分配に關する憲法上其他の規定に關して詳述してある。

第二節 一般會計

第一部 歳入—一 概説 二 受入歳入 三 歳入課  
 第二部 歳出—一 概説 二 總支出 三 歳出内課  
 第三部 剩餘金



第一部 歳入

一 概 説

(a) 租税 (b) 州政府経営の企業 (c) 官有地の売却及び貸下料 (d) 財政協定及び特別助成金法に基く聯邦政府よりの受入 (e) 貸付金利子 (f) 罰金、手数料其他を含む雜財源。

以上の財源の中、最大の州財源をなすは政府企業であり、その主要部分は政府鐵道及び軌道で、次位は租税、聯邦交付金、利子收入である。

一九三〇—三五年クインスランド所得(失業救済)税法は失業救済を目的とする租税は特別會計に繰入るべしと規定したものである。が、一九三八

年所得(州開發)税法(一九三九年一月一日施行)にとつて代られ、その收入は一般會計に繰入れられることになつた。この繰入を見た主なる原因はクインスランドの一九三八—三九年度歳入が前年度より増加を示したのによる。この税収に基く歳出により歳出の數字は同額の増加を示してゐる。

二 受 入 歳 入

次表は最近五年間の各州受入一般經常歳入の總額及び人口一人當りの數字である。ニューサウスウェールズの數字は前卷以來訂正されたが、之は主として開發用地方線の爲、一般會計より繰出せる八〇萬磅を鐵道收入から除外した爲である。

年 度	州 一 般 經 常 歳 入 總 額 (磅)					
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア (a)
一九三五—三六	四,七七八,八三三	三,〇八八,三四〇	一,五八八,九三三	二,一四九,三三三	一〇,〇四七,七三三	三,一二七,六〇三
一九三六—三七	四,一五七,〇七七	三,七三三,二七七	一,六五五,〇〇六	二,一五九,三三三	一〇,一八五,四三三	三,〇八八,五三三
一九三七—三八	五,五五七,七三〇	三,七〇四,九三三	一,七三三,七三三	二,三〇六,〇九三	一〇,八八九,〇三三	三,六三九,七三三
一九三八—三九	五,七九七,七三三	三,六九八,九三三	一,九三三,〇三三	二,三〇三,五三三	一〇,九八八,六三三	三,六四七,七三三
一九三九—四〇	五,七四六,六三三	三,六一〇,七三三	二,〇七五,五三三	二,三五六,六三三	一一,二九八,九三三	三,〇五三,三三三
計	二二,八八八,〇三三	二八,三三六,六三三	一〇,八八八,五三三	一三,〇四七,七三三	五三,〇四七,七三三	一三,〇四七,七三三

年 度	人 口 一 人 當 り (c)					
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア (a)
一九三五—三六	一七.七三	一四.七三	一五.八八	一八.九三	三三.八八	一三.九三
一九三六—三七	一七.六九	一四.七三	一六.一六	一九.九三	三三.一〇	一三.九三
一九三七—三八	一九.五五	一四.六九	一七.八五	二二.一一	三三.一〇	一五.九三
一九三八—三九	一九.五五	一四.六九	一九.四〇	二二.一一	三三.一〇	一五.九三
一九三九—四〇	一九.五五	一四.六九	一九.四〇	二二.一一	三三.一〇	一五.九三
計	一八.一六	一四.一六	一七.一六	二一.一六	三三.一六	一五.一六

一九三九—四〇 一九三五—三六 一九三七—三八 一九三八—三九 一九三九—四〇

(a) 第一節「二」參照 (b) 第二節「一」參照 (c) 各會計年度平均人口を基礎とす。

(一) 概 説 上述「二」の分類による一九三九—四〇年度各州歳入の内譯次の如し。

歳 入 源	州 一 般 經 常 歳 入 源 (一九三九—四〇)					
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア (a)
租 税 (b)	一,八〇〇,七三三	一〇,六六九,四三三	七,七九八,九三三	四,五三三,三三三	三,〇〇〇,四三三	一,六三三,七三三
政 府 企 業 收 入 (c)	三,六三三,七三三	二,三三三,九三三	七,九三三,六三三	四,五三三,三三三	五,五三三,三三三	一,三三三,七三三
土 地 收 入	一,二七三,七三三	一,五三三,〇三三	一,三三三,一八三	三,三三三,七三三	三,三三三,七三三	六,六三三,一〇三
利 子 收 入	三,九七五,五三三	一,五三三,〇三三	一,三三三,一八三	九,三三三,九三三	四,三三三,八三三	四,八三三,六三三
聯 邦 交 付 金 (e)	三,六三三,七三三	一,一〇三,六三三	一,一〇三,六三三	一,五三三,八三三	一,〇三三,〇三三	三,三三三,九三三
計	五,七四六,六三三	三,六一〇,七三三	二〇,七三三,〇三三	二,三五六,六三三	二二,二九八,九三三	三,〇五三,三三三

歳 入 源	人 口 一 人 當 り (c)					
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア (a)
租 税 (b)	一〇.七三	一四.七三	一五.八八	一八.九三	三三.八八	一三.九三
政 府 企 業 收 入 (c)	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三
土 地 收 入	七.三三	七.三三	七.三三	七.三三	七.三三	七.三三
利 子 收 入	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三
聯 邦 交 付 金 (e)	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三	二〇.三三
計	一八.一六	一四.一六	一七.一六	二一.一六	三三.一六	一五.一六



計

一九二二

一九二五

一九二九

一九三三

一九三六

一九三八

一九四一

(a) 第一節「二」参照 (b) 全州とも若干の税収入は一般會計に繰入れず。税収總額に就ては本項(二)参照 (c) 地方開發用鐵道損に依る一般會計より繰出の八〇萬磅を除く。従前は含まる (d) 直接鐵道收入貸方に記入の撥與者助成金一二萬磅を含む (e) 特別助成金を含む (f) 財政年度の平均人口を基礎とす。

政府企業の項目に於て、或る州に於ては政府が經營する事業も他州に於ては局又はトラストにより經營される事實に留意を要する。例へばニューサウスウェールズ及び西濠洲に於て電車は州政府直營であるに對し、他の各州に於ては、大部分トラスト乃至私營會社の經營である。港灣、河川交通、上下水道も州により州直營とトラスト經營との場合がある。前記第一節「二」の如くタスマニアの全運轉機關は委員會に依り管理されてゐる。西濠洲政府企業歳入人口一人當りが巨額を示してゐるのは、主として鐵道收入の多額な結果であるが、該州の鐵道延長人口一人當りは他州より大である。ニューサウスウェールズ及び西濠洲兩州に於ては軌道收入も含ま

各州租税歳入總額 (一九三九—四〇) (磅)

税種	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	計
遺産相續税	11,011,328	1,426,353	5,632,678	5,521,552	13,124,111	1,327,109	5,133,141
其他印紙税	1,123,351	3,816,333	6,521,820	3,367,377	2,521,820	6,521,820	1,327,109
地租	2,126,216	4,727,526	3,421,625	2,226,725	1,101,202	1,101,202	1,327,109
所得稅、配當稅	7,421,216	1,226,326	—	—	—	—	7,421,216
其他所得稅	—	—	—	—	—	—	—
失業救済稅	5,826,216	—	—	—	—	—	5,826,216
社會奉仕稅	2,226,216	—	—	—	—	—	2,226,216
財政非常時稅	—	—	—	—	—	—	—
其他稅	—	—	—	—	—	—	—
酒稅	10,011,011	—	—	—	—	—	10,011,011
計	33,626,377	13,707,626	4,826,216	4,626,216	18,726,216	1,327,109	77,545,771

(二) 租税歳入 (a) 概説 次表は一九三九—四〇年度、各州租税歳入總額内譯を一般會計に繰入れたると否とを區別せず示したものである。従つてこの内譯は一般會計の統計とは多少異なるが、各州政府稅收總額の概要を示すに足る。本表及び次表に於ては、租税の分類は徵稅方法によらず、税の性質によつてゐる。例へば、馬券、印紙稅及び賭業者免許料は「印紙稅」、「免許證」と分類せず、「競馬稅」に一括してゐる。

税種	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	計
富馬稅及遊興稅	5,626,216	—	—	—	—	—	5,626,216
自働車稅	2,226,216	1,226,216	—	—	—	—	3,452,432
手數料	1,226,216	100,216	120,216	—	—	—	1,446,648
其他稅	—	—	—	—	—	—	—
計	33,626,377	13,707,626	4,826,216	4,626,216	18,726,216	1,327,109	77,545,771

次表は一九三九—四〇年度各稅種收入の租税歳入總額に對する割合を示す。

州租税歳入の總額に對する割合 (一九三九—四〇) (%)

税種	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	計
遺産相續稅	9.71	11.26	7.22	11.00	10.28	7.22	9.71
其他印紙稅	3.36	7.90	6.72	5.21	6.72	4.92	3.36
地租	10.0	3.42	4.22	6.22	2.67	4.22	10.0
所得稅、配當稅	11.0	7.77	5.92	5.22	2.67	3.42	11.0
其他所得稅	—	—	—	—	—	—	—
失業救済稅	17.26	15.42	—	—	—	—	17.26
社會奉仕稅	10.12	—	—	—	—	—	10.12
財政非常時稅	—	—	—	—	—	—	—
其他稅	—	—	—	—	—	—	—
酒稅	18.12	2.02	—	—	—	—	18.12
富馬稅及遊興稅	1.62	—	—	—	—	—	1.62
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



年	度	自動車税	手動車税	其他	計
一九三九	—	131.6	15.7	1.7	149.0
一九三八	—	131.6	15.7	1.7	149.0
一九三七	—	131.6	15.7	1.7	149.0
一九三六	—	131.6	15.7	1.7	149.0
一九三五	—	131.6	15.7	1.7	149.0
計		131.6	15.7	1.7	149.0

聯邦成立前には、關税及び消費税が税收入の主要部分を成してゐた。今日最も多額なる州税は各種所得税であつて、失業救済、社會奉仕、州開發費銀及び財政非常時税を包含する。自動車税、遺産相續税、其他印紙税がその次に位する。前述の各税の他に、各州とも州地租、各種免許證下附手

敷料を徴收し、西瀛洲及びタスマニヤは配當税を課してゐる。一九三九—四〇年の五年間、各州政府の徴收せる一切の税收入總額（一般會計に繰入れられざる分をも含む）及び各州一人當りの額は次の如し。

州	租	稅	歲	入	總	額	(磅)
ニューサウス	ウィルズ	ビクトリア	クイーンズランド	南	西	タスマニヤ	計
一九三九	—	131.6	15.7	1.7	1.7	1.7	149.0
一九三八	—	131.6	15.7	1.7	1.7	1.7	149.0
一九三七	—	131.6	15.7	1.7	1.7	1.7	149.0
一九三六	—	131.6	15.7	1.7	1.7	1.7	149.0
一九三五	—	131.6	15.7	1.7	1.7	1.7	149.0
計		131.6	15.7	1.7	1.7	1.7	149.0

一九三九—四〇	八四〇	六四六	八二五	七二〇	七二〇	七五二
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(a) 各會計年度の平均人口を基礎とす。

(b) 遺産相續税 遺産相續税は各州共に多年實施してゐるが、本税法の規定の普通税率、特別受益者税率には非常な相異がある。遺産、遺産管理

狀の取扱を受ける不動産の價格表は第二十五章「金融」Fにあり。最近五年間遺産相續税徴收額は左の如し。

州	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニューサウス	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
クイーンズ	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
南	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
西	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
ビクトリア	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
タスマニヤ	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
計	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000

(c) 其他印紙税 最近五年間印紙税（但し遺産相續税及び馬券印紙税は除く）より徴收せる歳入は次表の如し。

州	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニューサウス	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
クイーンズ	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
南	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
西	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
ビクトリア	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
タスマニヤ	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
計	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000



州	ニュージーランド	タスマニア	西オーストラリア	南オーストラリア	クイーンズランド	ビクトリア	ニューサウスウェールズ	計
一九三五—三六	七、七〇、七〇〇	七、一八、九	七、九、一	七、五、二	七、三、七	七、三、七	七、三、七	七、三、七
一九三六—三七	七、二、八	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一
一九三七—三八	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一
一九三八—三九	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一
一九三九—四〇	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一	七、九、一

(d) 地租 各州とも地租を課してゐるが最後に地租を賦課したのは一九一五—一六年度のクイーンズランドであり、其他の州に於ける歴史は古い。ニューサウスウェールズに於ては州地租は州西區の自治制未施行地域

州地租徴収額 (磅)

にのみ賦課されてゐる。次表は一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年の地租徴収額である。

州	ニュージーランド	タスマニア	西オーストラリア	南オーストラリア	クイーンズランド	ビクトリア	ニューサウスウェールズ	計
一九三五—三六	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四
一九三六—三七	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四
一九三七—三八	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四
一九三八—三九	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四
一九三九—四〇	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四	一、四、九、四

(a) 償還金を控除せず、細目は不詳。

(e) 所得税 個人の勤勞所得、財産所得に對する課税は各州共實施してゐる。税率、控除額等は區々であるが、税法の基本的原則は同一である。次表は一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年間に於ける各州所得稅徵

州所得稅、配當稅徵收總額 (磅)

收總額である。西オーストラリア、タスマニア兩州の数字は配當稅徵收額をも含む。富徴當籤金に對する課税も所得稅の税目に入つてゐるが、次表に於てはその数字を除外してゐる。

州	ニュージーランド	タスマニア	西オーストラリア	南オーストラリア	クイーンズランド	ビクトリア	ニューサウスウェールズ	計
一九三五—三六	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三六—三七	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三七—三八	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三八—三九	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三九—四〇	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三

州	ニュージーランド	タスマニア	西オーストラリア	南オーストラリア	クイーンズランド	ビクトリア	ニューサウスウェールズ	計
一九三五—三六	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三六—三七	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三七—三八	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三八—三九	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三九—四〇	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三

(a) 産金利得税を含む (b) 拂戻金を控除せず細目は不詳。

(f) 其他所得稅 ニューサウスウェールズ、ビクトリア及びクイーンズランド三州に於て一九三〇—三一年度特別失業救済稅が賦課されたが、ニューサウスウェールズに於ては本稅を廢止して特別所得稅及び賃銀稅を實施し、一九三九—四〇年失業救済稅及び社會奉仕稅が再び之に代つた。クイーンズランドに於ては一九三八—三九年州開發稅が失業救済稅にとつて代つた(C州財政第二節「一」参照)。南オーストラリアに於ては所得稅率の引上によつて失業救済費の一部を支辨した。西オーストラリアは財政緊急稅及び病院稅を課した

スマニヤは特別所得及び賃銀稅を以て失業救済費の財源とした。失業救済稅に關する一層詳細なる記述は「勞働年報」第二二—二八號にあり。  
(g) 自動車稅 本稅は自動車稅及び自動車登録手数料、自動車商、運轉手、自動車轉車乗用者等の免許證手数料及び地方政府管理以外の乗合自動車、タクシーの免許證下附手数料を含む。最近五年間の本稅徵收額は次の如し。

州	ニュージーランド	タスマニア	西オーストラリア	南オーストラリア	クイーンズランド	ビクトリア	ニューサウスウェールズ	計
一九三五—三六	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三六—三七	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三七—三八	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三八—三九	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三
一九三九—四〇	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三	一、一、六、九、三



自動車税及び自動車登録手数料は現在特別会計に繰入れられ南濠洲以外は一般会計中に数字が現れない。タスマニヤでは、一九三九—四〇年以前には、自動車税徴収額は一般会計中に繰入れられたが、運輸委員会の創設以来右委員会に拂込まれてゐる。

(三) 政府企業 (a) 一九三九—四〇年度 政府企業収入は州歳入中の非常に重要な部分を占める。政府企業の主なるものは、鐵道、軌道、港

政府企業よりの州歳入 (一九三九—四〇)

Table with columns: 種別 (Railways, Tramways, etc.), 州 (New South Wales, Victoria, etc.), and 計 (Total). Rows include specific revenue figures for each category and region.

(a) タスマニヤ運輸事業は現今では運輸委員管理下に獨立す (b) 地方開發鐵道借款の爲一般會計よりの繰出額八〇萬磅を除く (c) 鐵道省管電車を含む (d) 鐵道向聯邦直接補助金の一部一二萬磅を含む (e) 一般會計に繰入軌道収益 (f) 港灣信託會計支拂額一三九、七一一七磅を含む (g) 地方上下水道のみ (h) 道路運輸及び交通會計。

(b) 一九三五—三六年度以降五年間 最近五年間政府事業収入の内譯次の如し。

政府企業よりの州歳入 (a) (磅)

Table showing government enterprise income from 1935-36 to 1939-40 across different categories like Railways, Tramways, etc.

(a) 前表註參照。

(四) 土地收入 州有地の賣却賃貸より生ずる收入 (僅少の例外あり) は最初から一般會計に繰入れられ、通常經費の支辨に充當された。牧場乃至住宅用土地賃貸料を通常經費支辨に充てるのは合理的であらうが、儲

區、林地賃貸料及び一切の土地賣却の收入は、本質上經常費支辨のための資本の處分であるから論議の餘地がある。次表は一九三九—四〇年度官有地賣却、賃貸より生ずる收入の内譯である。

州土地收入 (一九三九—四〇) (磅)

Table showing state land income by region (New South Wales, Victoria, etc.) and category (Water supply, Sewerage, etc.).

(五) 聯邦交付金 各州に對する聯邦交付金は各州歳入の相當重要部分を成してをり、一九三九—四〇年度總額九、六五五、〇九四磅 (南濠洲鐵道歳入貸方記入一、二〇〇、〇〇〇磅を含む) 全州歳入總額の七・四%に當る。この聯邦交付金は特別助成金を含み、聯邦が夫々聯邦減債基金及び聯邦補助道路信託會計に繰入れる州債減債基金及び聯邦補助道路助成金を含まない。

(六) 利子及び雜收入 各州には以上の他、利子、罰金、手数料等の項目を含む數種の財源がある。一九三九—四〇年度に於ける主として地方自

第二部 歳出

一 歳出

一般會計よりの州支出主要項目は次の如し。(a) 公債に關する利子及び



減債基金 (b) 鐵道、電氣軌道、其他商工企業 (c) 司法 (d) 警察 (e) 刑務所 (f) 教育 (g) 保健及び慈善事業費 (h) 其他、土木、土地測量、農林業、立法及び一般行政、年金其他雜費。初期には鐵道及び電氣軌道費が政府歳出の最重要項目であつたが、近年公債負擔が、一九三一年國內借款公債及び其後のロンドン借款公債の結果、利子切下げを行つたにも拘らず、最重要項目となつてゐる。一九三九—四〇年度鐵道及び電氣軌道費は二九%であり、これに對し三一%は公債負擔額である。次位は慈善、

公衆保健及び病院費一三%、教育費一〇%、法律、秩序、公安費五%である。

二 支 出

最近五年間の各州一般會計よりの歳出總額及び人口一人當り歳出額は次の如し。ニューサウスウェールズの數字は前巻以來訂正されたが、それは鐵道收入負擔の諸支出額八〇萬磅を除外したのが主である。

州 歳 出 一 般 會 計

年 度	計 (磅)					
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア (a)
一九三五—三六	四七,四九,六〇	三六,一五,八〇	一六,三〇,〇〇	一一,三〇,〇〇	九,九四,〇〇	四,三〇,二六
一九三六—三七	四九,〇八,九三	三七,一五,三〇	一六,八五,三三	一一,〇〇,一三	一〇,五九,四八	四,四三,六八
一九三七—三八	五三,四九,八〇	三七,九六,〇七	一七,五八,三三	一一,三四,九一	一〇,八八,七五	四,五三,九三
一九三八—三九	五四,一五,〇〇	三七,七三,七〇	(b) 一八,三六,三三	一一,七〇,九二	一一,一〇,一〇	四,六〇,七九
一九三九—四〇	五七,〇九,五七	三六,九六,〇〇	二〇,七九,七九	一二,九八,七六	一一,二六,七六	四,七三,六九
計	二七〇,九一,二二	二四〇,一〇,一〇	一〇六,三三,二二	五二,〇〇,〇〇	四九,九四,〇〇	二〇,二七,二六
人口一人當り (c)	一磅 七先令 二便士	一磅 五先令 八便士	一磅 一先令 九便士	一磅 一先令 二便士	一磅 一先令 七便士	一磅 一先令 二便士
一九三五—三六	一七,一六,一一	一四,一〇,一〇	一六,一一,一一	一九,四四,一一	三三,七三,一一	一四,一一,一一
一九三六—三七	一八,一六,一一	一四,一八,一一	一七,一一,一一	一九,四四,一一	三三,七三,一一	一四,一一,一一
一九三七—三八	一九,一五,一一	一四,二六,一一	一七,一一,一一	一九,四四,一一	三三,七三,一一	一四,一一,一一
一九三八—三九	一九,一六,一一	一四,二六,一一	一七,一一,一一	一九,四四,一一	三三,七三,一一	一四,一一,一一
一九三九—四〇	二〇,一一,一一	一四,二七,一一	一七,一一,一一	一九,四四,一一	三三,七三,一一	一四,一一,一一
計	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二

(a) 上述第一節「二」参照 (b) 第一節第二節「一」参照 (c) 各財政年度平均人口に依る。

三 歳 出 内 譯

次表は一九三九—四〇年度の歳出總額及び各主要項目別による支出額を示す。

州 歳 出 内 譯 (一九三九—四〇) (磅)

内 譯	計 (磅)					
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア (a)
公債(利子、減債基金及爲替)	一五,二五,六〇	八,四九,七七	六,八六,九六	五,二八,六六	四,四六,〇六	一,三七,五〇
鐵道、電氣軌道、バス(營業費)	一八,三三,〇〇	七,六四,六七	六,三〇,〇〇	三,六九,四三	三,〇〇,一一	一七,八四,一一
上下水道、灌漑、排水	—	四,九一,一〇	—	—	—	—
救 護	五,四四,三三	三,一八,六六	一,八五,一一	一,〇九,五五	八七,六二	四〇,一〇
保 健	九,五四,六九	三,七六,六四	一,八四,四五	一,四四,五八	(b) 五四,〇〇	四七,八八
司 法	三,〇〇,〇〇	三,七五,七五	三,〇〇,〇〇	九四,五六	三三,三三	四三,一〇
警 務	一,四四,六六	二,一七,七七	一,二二,一一	三二,六六	二二,七〇	三三,一〇
刑 務	三,七六,八〇	一,一五,五六	四〇,八八	三〇,八七	三三,一〇	三三,一〇
其 他	六,一〇,三〇	三,三三,三三	一,一三,一〇	一,八七,六三	一,二二,六六	七〇,七七
計	五七,〇九,五七	二六,〇六,七三	三〇,七九,七九	一一,九八,七六	一一,三六,七六	三三,三三,三三
人口一人當り (c)	一磅 七先令 二便士	一磅 五先令 八便士	一磅 一先令 九便士	一磅 一先令 二便士	一磅 一先令 七便士	一磅 一先令 二便士
公債(利子、減債基金及爲替)	五九,九八	四九,九六	六,一一	八,一一	九,一一	五,一一
鐵道、電車、バス(營業費)	七三,一〇	一,一一	—	—	—	—
上下水道、灌漑、排水	—	一,一〇	—	—	—	—
救 護	一,一九,一一	一,一〇	一,一一	一,一一	一,一一	一,一一
保 健	三,九二	一,一九	一,一一	一,一一	一,一一	一,一一
司 法	〇,一一	一,一一	—	—	—	—
警 務	二,一一	一,一一	—	—	—	—
刑 務	四,一一	一,一一	—	—	—	—
其 他	六,一一	一,一一	—	—	—	—
計	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二	一〇六,三三,二二



計	303,336	151,734	207,664	222,229	234,000	111,516	191,818
警務	0,109	0,810	0,110	0,107	0,112	0,102	0,105
刑務	0,000	0,000	0,010	0,000	0,000	0,000	0,000
其他	2,227	1,920	2,000	2,100	2,000	1,000	2,713

(a) 前述第一節「二」参照 (b) 更に三一三、二九九磅を病院基金より支出 (c) 財政年度平均人口による。

### 第三部 剩餘金

次表は一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年度の各州年別及び一人當り州剩餘金を示す。

年 度	州 剩 餘 金 (磅)						
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
一九三五—三六	(-) 1,650,761	(-) 2,646,100	(-) 741,825	1,949,950	8,653,761	(-) 1,946,666	(-) 2,241,800
一九三六—三七	77,133	28,933	(-) 3,015,000	1,949,950	8,653,761	8,653,761	8,653,761
一九三七—三八	2,550,000	3,000,000	(-) 3,845,000	2,345,000	10,000,000	6,000,000	(-) 2,000,000
一九三八—三九	(-) 2,550,000	(-) 2,700,000	1,000,000	2,345,000	10,000,000	6,000,000	(-) 2,000,000
一九三九—四〇	(-) 2,550,000	6,000,000	(-) 1,200,000	2,345,000	10,000,000	6,000,000	(-) 2,000,000
計 (磅)	(-) 1,650,761	(-) 2,646,100	(-) 741,825	1,949,950	8,653,761	(-) 1,946,666	(-) 2,241,800
人口一人當り (a)	(-) 0.023	(-) 0.023	(-) 0.023	0.023	0.023	(-) 0.023	(-) 0.023

一九三九—四〇 (-) 0.023 (a) 各財政年度平均人口による。

### 第三節 州信託會計

一 種別 二 内容

歳入としての受入金額及び一般會計貸方に支拂はれた金額の他に、相當多額の金額が各種の目的に供する爲、州政府に信託される。政府手持のミ

内 容	州 信 託 會 計 (一九四〇年六月三十日現在) (磅)
信託會計總額	1,000,000
内 容	
ニューサウスウェールズ	800,000
ビクトリア	100,000
クインスランド	100,000
南 洋 洲	100,000
西 洋 洲	100,000
タスマニア	100,000
計	1,000,000

### 第四節 州公債會計

第一部 公債支出—一 概説 二 公債支出額 三 公共事業及び施設關係公債純支出額 (一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年)  
 四 一九四〇年六月三十日迄の公債純支出總額 五 公債支出總額 (一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年)  
 第二部 州公債—一 概説 二 州債 (一九三六—四〇年)  
 三 起債地 四 利率 五 償還期日 六 減債基金

### 第一部 公債支出

一八四二年度の歳入徵收額は借入金で補足し、最初の州債は移民援助の爲、一〇〇磅に付日歩二・七五片から五・二五片、年利四分二厘五毛から八分でニューサウスウェールズが発行した。州政府の借入の多いのは、州政府が一般行政職務の他に、他國では通常地方當局又は民間企業に委ねられる職務をも管掌してゐる事實に主として基くのである。かかる職務の第一に來るものは、鐵道の建設及び管理であるが、借入金的大部分は港灣、河川の改修又は道路、上下水道工事に費された。従つて州債支出及び借款



は、かかる経費の大部分が国防又は戦争遂行の爲に支出される歐洲諸國及び聯邦政府のそれと本質的に異つてゐる。前述の如く州債は主として資源開發を援助する目的で募集消費せられ、大部分が有形資産である。

公債支出は次表で「總」支出額及び「純」支出額として示す。ここに總支出額とは各年度支出額をいひ、純支出額とは總支出額から地方自治體、移住者等への前貸金の返済より生ずる各年度公債會計貸方額を差引いた額をいふ。従つてかかる金額は貸付日時に關係なく返済の年に公債會計の貸

方に記入されるものと見て差支へない。

二 公債支出額

(a) 公債支出總額 一九三九—四〇年度の土木工事、施設等に関する公債  
總支出額内譯は次表の如し。

土木工事施設等州公債總支出額 (一九三九—四〇) (磅)

支出分類	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
公共事業及び施設	1,183,338	85,500	52,377	1,250,000	3,333	56,354	3,688,602
鐵 道	1,183,338	—	—	—	—	—	1,183,338
電 車、バ ス	—	—	—	—	—	—	—
橋 梁	50,000	—	—	—	—	—	50,000
港 灣、河 川	—	—	—	—	—	—	—
電 燈、燈 臺	—	—	—	—	—	—	—
水 道	—	—	—	—	—	—	—
下 水 道	—	—	—	—	—	—	—
電 力	—	—	—	—	—	—	—
公 共 建 築 物	—	—	—	—	—	—	—
地方團體貸付及び補助金	—	—	—	—	—	—	—
失業救済事業	—	—	—	—	—	—	—
住宅貸付金	—	—	—	—	—	—	—
其他公共事業	—	—	—	—	—	—	—
原 始 産 業	—	—	—	—	—	—	—
計	1,233,338	85,500	52,377	1,250,000	3,333	56,354	3,688,602

(b) 公債純支出額 一九四〇年六月三十日終了年度の公共事業及び施設に関する州債純支出額は次表の如し。

公共事業及び施設關係 (一九三九—四〇) (磅)

支出分類	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
公共事業施設支出 總 計	6,932,771	3,932,677	3,832,111	3,180,000	1,552,500	1,181,110	20,554,176
人口一人當り(磅志片)	10	11	10	11	10	10	11
軍人移住事業	—	1,150	—	—	—	—	1,150
移住者前貸金	—	100,000	—	—	—	—	100,000
貯水施設	—	—	—	—	—	—	—
灌溉及び排水	—	—	—	—	—	—	—
野兎防止金網	—	—	—	—	—	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—
農 業 銀 行	—	—	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—
鐵山及び鐵産資源	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—
其	—	—	—	—	—	—	—
計	6,932,771	3,932,677	3,832,111	3,180,000	1,552,500	1,181,110	20,554,176

(a) 公債償還定よりの支出額を含む (b) 公債及び公債償還定よりの支出公共貸出金勘定、大蔵省貸出勘定、州債銷却基金よりの支出を含む (c) 首府電車トラスツトへの貸付 (d) 地方都邑 (e) 野兎防止金前貸金を含む。

支出分類	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
公共事業及び施設	1,183,338	85,500	52,377	1,250,000	3,333	56,354	3,688,602
鐵 道	1,183,338	—	—	—	—	—	1,183,338
電 車、バ ス	—	—	—	—	—	—	—
橋 梁	50,000	—	—	—	—	—	50,000
港 灣、河 川	—	—	—	—	—	—	—
電 燈、燈 臺	—	—	—	—	—	—	—
水 道	—	—	—	—	—	—	—
下 水 道	—	—	—	—	—	—	—
電 力	—	—	—	—	—	—	—
公 共 建 築 物	—	—	—	—	—	—	—
地方團體貸付及び補助金	—	—	—	—	—	—	—
失業救済事業	—	—	—	—	—	—	—
住宅貸付金	—	—	—	—	—	—	—
其他公共事業	—	—	—	—	—	—	—
原 始 産 業	—	—	—	—	—	—	—
計	1,233,338	85,500	52,377	1,250,000	3,333	56,354	3,688,602



道	橋	港	電	下	電	公	地	失	住	其	原	軍	移	移	貯	灌	野	農	農	林	其
路	梁	河	燈	水	力	共	方	業	宅	他	始	人	住	住	水	水	免	業	業	業	他
道	梁	川	臺	道	道	建	國	救	付	公	業	移	住	住	施	及	防	銀	行	業	他
5,570,000	3,340,000	3,340,000	5,770,000	2,700,000	2,700,000	6,600,000	4,600,000	6,600,000	5,900,000	1,600,000	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸
5,570,000	3,340,000	3,340,000	5,770,000	2,700,000	2,700,000	6,600,000	4,600,000	6,600,000	5,900,000	1,600,000	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸	貸
1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000

公共事業施設支出 總計	人口一人當り (磅志片)
5,866,354	22.27
5,866,354	22.27

(a) 公債假勘定支出額を含む (b) 公債及び公債勘定よりの支出公共貸出勘定、大蔵省貸出勘定、州債納却基金よりの支出を含む (c) 減債基金に依る證券納却額は參照せず (d) 首府電車トラストへの貸付金 (e) 地方都邑 (f) 野免防止金網前貸金を含む

三 公共事業及び施設關係公債純支出額 (一九三五—三六乃至一九三九—四〇年) 次表は一九三五—三六乃至一九三九—四〇年各年度公債純支出總額を示す。

支出分類	計 (磅)						
	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲 (d)	西 洋 洲 (a)	タスマニア	計
一九三五—三六	6,700,000	3,115,910	2,500,000	1,300,000	1,400,000	600,000	18,625,910
一九三六—三七	6,350,000	2,600,000	2,500,000	1,300,000	1,400,000	600,000	17,750,000
一九三七—三八	5,100,000	2,300,000	2,500,000	1,300,000	1,400,000	600,000	14,200,000
一九三八—三九	5,400,000	2,300,000	2,500,000	1,300,000	1,400,000	600,000	14,500,000
一九三九—四〇	5,866,354	2,600,000	2,500,000	1,300,000	1,400,000	600,000	15,266,354
人口一人當り	27.01	22.27	22.27	22.27	22.27	22.27	22.27

(a) 公債假勘定支出額を含む (b) 公債及び公債勘定よりの支出。前表(b)參照 (c) 各年度数は一般經常歳入へ移管の返還金及び減債基金出資充當償還分100,000



〇〇磅は算入せず (d) 減債基金による銷却證券より生ずる貸方は差引かず (e) 軍人移住事業貸付金九三四、七二二磅及び特別豫算金勘定よりの移管額三二一、六六一磅の貸方相殺額は差引かず。

人口一人當り各公債支出額は各州及び各年度により相異し、一九三五—三六年に一人當り二磅一五志一片で最高、一九三八—三九年には一磅一八志七片で最低である。

四 一九四〇年六月三十日迄の公債純支出總額  
最初の借入より一九四〇年六月三十日に至る各州歳入不足額をも含む公債純支出總額は一、〇二二、四一六、七四九磅に達する。その使途は次表の如し。

州公債純支出總額 (磅) (一九四〇年六月三十日現在)

支出項目	ニューサウスウ	ビクトリア(a)	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
公共事業及び施設—	一五三、三三、七六	七六、八五、七	一、五七、七	四、五七、八一	三、五七、三六	七、三六、八五	五七、〇五、九六
鐵 道	九、一四、六六	—	—	三、七四、四五	一、三九、四〇	—	五、一四、〇五
電 車、バス	三〇、三六、五五	—	—	三、八六、一五	一、一四、四八	—	三、九〇、一八
道 路、橋 梁	二、八〇、四八	—	—	八、三三、九八	七、三三、八〇	—	一、八三、一六
港 灣、河川、燈 臺	—	—	—	一、五七、一六	—	—	一、五七、一六
水 道	—	—	—	—	—	—	—
下 水 道	—	—	—	—	—	—	—
電 力	—	—	—	—	—	—	—
公 共 建 築 物	—	—	—	—	—	—	—
地方團體貸付及び補助	—	—	—	—	—	—	—
失業救済資金	—	—	—	—	—	—	—
住宅貸付金	—	—	—	—	—	—	—
聯邦諸事業	—	—	—	—	—	—	—
其他公共事業及び業種(e)	—	—	—	—	—	—	—
原 始 産 業—	—	—	—	—	—	—	—
移住者用地	—	—	—	—	—	—	—
軍人移住地	—	—	—	—	—	—	—
移住者前貸金	—	—	—	—	—	—	—
貯水施設	—	—	—	—	—	—	—
灌漑、排水	—	—	—	—	—	—	—
野兎防止金網	—	—	—	—	—	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—
農 業 銀 行	—	—	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—
礦山及び礦産資源	—	—	—	—	—	—	—
其他用途	—	—	—	—	—	—	—
其他用途	—	—	—	—	—	—	—
公施設事業一般施設等支出計	—	—	—	—	—	—	—
公共事業以外—	—	—	—	—	—	—	—
割引及び起債費	—	—	—	—	—	—	—
赤字補填	—	—	—	—	—	—	—
大藏省證券同收	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—
總 計	—	—	—	—	—	—	—

(a) 總公債支出累計 (b) 首府電車トラスへの貸付 (c) 地方下水工事 (d) 個別数不明、數項に分割算入 (e) 産業企業及び移民を含む (f) 野兎防止金網前貸金を含む (g) 揚穀機を含む (h) 小差バテ積取投資一〇〇萬磅を含む (i) 仙人掌地法に依る八三六、六三九磅を含む (j) 州立銀行用三、〇七六、八七四磅を含む (k) 繰入額其他公共事業に含まる (l) 減債基金。











び人口一人當り發行額を示す。  
財政協定(D聯邦及び州財政「四」)に規定せる如く一九二九年七月一日、  
聯邦政府は一九二九年七月一日現在の聯邦引受州債に關して、公債保有者  
に對する州の債務を引繼いだ。軍人移住事業に關し、州が損失を蒙つた爲、

聯邦政府が州に施行した免除に就ては第四章「土地保有及び移住」に言及  
した。かくして州債總額は一九二五年十月一日以來五、〇〇〇、〇〇〇磅  
一九二七年六月三十日以後、更に二、五九七、七八三磅減少した。次の數  
字は州債額面價格を示し、起債後の貨幣價値の變動を參照してゐない。

年 月 日	州 債					計
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	
一九三六年六月三十日	三、四六、五九四	一、七六、〇八五	一、三三、六四三	一、〇五、六八四	三、〇一、〇〇〇	八、〇六、七三三
一九三七年六月三十日	三、五五、〇〇九	一、七六、五〇〇	一、三三、八六九	一、〇六、五九三	三、〇一、〇〇〇	八、〇七、〇〇〇
一九三八年六月三十日	三、五五、一七三	一、七六、三三三	一、三三、七六六	一、〇七、四四五	三、〇一、〇〇〇	八、〇七、〇〇〇
一九三九年六月三十日	三、五五、八八〇	一、七六、六六六	一、三三、五三三	一、〇八、八八〇	三、〇一、〇〇〇	八、〇七、〇〇〇
一九四〇年六月三十日	三、五五、五五六	一、七六、六六六	一、三三、〇〇〇	一、〇九、三三三	三、〇一、〇〇〇	八、〇七、〇〇〇
人口一人當り (a)						
一九三六年六月三十日	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九三七年六月三十日	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九三八年六月三十日	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九三九年六月三十日	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一九四〇年六月三十日	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

(a) 各年六月三十日現在人口數による。  
各州公債總額は本期間に四、一〇〇萬磅、即ち年平均一、〇〇〇萬磅の  
増加を示した。同期間人口一人當り公債額は一磅六志二片、即ち一増増加  
し、一二九磅四志六片となつた。州によつては、電車、水道、下水、港灣  
施設等の如き公共事業は委員會又はトラストにより管理され、之等は州政

府より貸付を得る他、自ら公債を募集して一般より借入をなす。一方、他  
州では公共事業は州政府が管理をなす。従つて州債を比較することは困難  
であるが、D聯邦及び州財政「三(六)」頁掲載數字は地方團體及び半官團體を  
含む一九三七—三八年及び一九三八—三九年州債累計を示す。

三 起 債 地

普通比較的小額であつた初期借入金は州内で募集されたが、公債資金需  
要の増大及びロンドン市場の提供條件の有利化によりロンドンでの起債が  
流行し、濠洲國內に於ける起債は短期、小額の場合を除き、比較的頻繁で

なくなつた。然るに近年に及び濠洲内に貨幣資本が蓄積され、投資物を求  
めるに至り、國內に於て各種債還期債其他公債に投下せられ、好結果を収  
めた。更にニューヨークに於て公債が全州の爲に發行された。次表は一九  
四〇年六月三十日現在濠洲及び國外起債額を示す。

起債地別州公債 (一九四〇年六月三十日現在)

州	國 内		國 外		濠洲債還 (磅)	計 (磅)
	ロンドン (英磅)	ニューヨーク (磅)	國外計 (磅)	濠洲債還 (磅)		
ニューサウスウェールズ	一、六六、〇〇〇	二、五五、六〇八	一、七三、六六六	一、三三、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	五、三三、〇〇〇
ビクトリア	六三、四四四	四、四八、八八八	六六、六六六	一一、五五五	一一、五五五	一、三三、〇〇〇
クイーンズランド	六三、七六六	六、六六六	六六、六六六	一一、五五五	一一、五五五	一、三三、〇〇〇
タインスランド	三三、七六六	六、六六六	三三、七六六	一一、五五五	一一、五五五	一、三三、〇〇〇
南洋洲	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
西洋洲	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
計	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇



計	五五二六	三二五八	五、一五二	七、八七	一九、四六
---	------	------	-------	------	-------

(a) 弗貨支拂、本表では弗貨は英磅貨に對し四・八六六五の率で換算 (b) 起債後の通貨變動による調整なき負債の額を指す。

最近五年間の濠洲内外債還州債累計額は本章の「三」表参照。

四 利 率

(一) 一九四〇年六月三十日現在 初期州債最高利率は一〇〇磅に付日歩五・二五片、年利約八分であつた。現行利率は七％—一・五％間を三六に區分されてゐる。  
負債總額に對する平均支拂利率は一〇〇磅に付約三磅一五志である。各州平均利率はニューサウスウェールズが最低、クインズランドが最高である。

左記合計金額は起債後の貨幣價值變動を調整しない州債額面價額及び爲替相場を考慮せざる利子支拂名目額(及び平均率)を示す。

利率%	償還地	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインズランド	南 洲	西 洲	タスマニア	計
七・〇	ニューヨー	—	—	一、六三三、八六一	—	—	—	一、六三三、八六一
六・〇	ク	—	—	二、〇五九、八五五	—	—	—	二、〇五九、八五五
五・二五	ロンドン	一、七六八、五〇〇	—	—	—	—	—	一、七六八、五〇〇
五・〇三七五	濠洲	—	—	—	八、〇〇〇	—	—	八、〇〇〇
五・〇	ロンドン	—	—	—	一、三九七、四七九	—	—	一、三九七、四七九
四・七五	ニューヨー	—	—	—	—	—	—	—
四・六五	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
四・五	ニューヨー	—	—	—	—	—	—	—
四・二六二五	濠洲	—	—	—	—	—	—	—
四・〇六八七五	濠洲	—	—	—	—	—	—	—

支拂利率別州公債額 (磅) (一九四〇年六月三十日現在)

利率%	償還地	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインズランド	南 洲	西 洲	タスマニア	計
四・〇	濠洲	—	—	—	—	—	—	—
三・九六六六七	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
三・九五八三三	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・九五四一七	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・八九一六七	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・八七五	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・八一二五	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・七九一六七	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・七五	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
三・七二九一七	濠洲	—	—	—	—	—	—	—
三・六二五	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・五	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
三・四八七五	濠洲	—	—	—	—	—	—	—
三・四二〇八三	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・三七五	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・二五	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
三・一一二五	濠洲	—	—	—	—	—	—	—
三・一	ク	—	—	—	—	—	—	—
三・〇	濠洲	—	—	—	—	—	—	—
二・九〇六二五	濠洲	—	—	—	—	—	—	—



借換 期日 経過及び非 借換	公債 種類	計		支拂利子額		支拂利子平均利 率(磅志片)	
		ロンドン	諸 州	ロンドン	諸 州	ロンドン	諸 州
二・七五		10,548,000		1,500,000	1,500,000	11.2	11.2
二・七二二五		3,912,000		500,000	500,000	12.8	12.8
二・三二五		6,000,000		800,000	800,000	13.3	13.3
二・二五		9,000,000		1,200,000	1,200,000	13.3	13.3
二・〇		1,000,000		100,000	100,000	10.0	10.0
一・五		3,000,000		300,000	300,000	10.0	10.0
計		33,460,000		4,300,000	4,300,000	12.8	12.8

(a) 非借換証券二二〇磅を含む (b) 一・五%利付に更新の一・七五%利付大蔵証券を含む (c) 終住公債利子に充當分の聯邦及び英國政府支拂額を含む。

濠洲債還債平均利率は一九三一年一〇〇磅に付五磅四志一片から一九四〇年三磅一志三片に引下げられた。ロンドン債還債の平均利率は一九三一年四磅一志七片より一九三二年四磅一志三片に上つたが、ロンドンに於て行はれた借換の結果、一九四〇年に三磅一志一片に低下し、

ニューヨーク債は一九三一年五磅二志六片から一九四〇年五磅一志九片に低下した。  
(1) 一九〇一—四〇年間の變動 州債利率變動は次表に上記年間利子別州債比率及び各年平均利率により示す。

利 率	州 別	六月三十日現在					總 負 債 比 率
		一九〇一	一九一一年	一九二一年	一九三一年	一九三八年	
三%以下		18.0	17.9	10.2	5.3	19.1	17.8
三%以上四%以下		7.5	6.9	10.2	17.2	16.1	17.0
四%以上五%以下		1.1	0.1	1.5	6.8	16.6	17.7
五%以上六%以下		0.2	0.1	3.5	6.8	11.0	11.3
六%以上		—	—	—	—	—	—
計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平均利率		7.7	6.6	6.8	6.8	7.7	8.8

五 債 還 期 日

英國整理公債の如き證券は無期限であるが、濠洲債は次表中「無期限」「大蔵大臣指定」「期日不定」の項に含まれる。三の例外を除き大部分は一定の返済期日を有してゐる。「大蔵大臣指定」の證券は規定の豫告後州政府により支拂はれ、「期日不定」の分は聯邦政府による金額を示す。一般

的に公債の更新は發行公債の大部分償還日に行はれる。不利な時期に於ける市場持込みを避ける爲、二、三の州では、償還日以前の或る時期を指定し、其期間内に政府は十二ヶ月、又は場合により六ヶ月の豫告をなし州債償還の指定をなす方法を採用する故政府は都合よき更新の機会を得ることが出来る。一九四〇年六月三十日現在、最近の州債償還期日に關する詳細は次表中にあり、六月三十日終了各年度の各種償還を示す。

償還年	償還地	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋	西 洋	タスマニア	計
一九四〇—四一	濠洲	11,128,000	6,000,000	7,760,000	3,300,000	6,200,000	6,600,000	46,000,000







計	無期		大蔵大臣指定		年二回抽籤		期日不定	
	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン
一九七五—七六	二,七五七,八六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
借換	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
無期	二,七五七,八六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大蔵大臣指定	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
年二回抽籤	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
期日不定	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	二,七五七,八六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(a) 通貨単位は本章第四節「四」参照。  
 次表は償還最初年別州債の明細である。  
 州債償還最初年別 (磅) (一九四〇年六月三十日現在)

償還年	償還地	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クィーンズランド	南	西	タスマニア	計
一九四〇—四一	ロンドン	五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	五,〇〇〇,〇〇〇
以前	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
計	ロンドン	五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	五,〇〇〇,〇〇〇

償還年	償還地	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クィーンズランド	南	西	タスマニア	計
一九四〇—四一	ロンドン	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	二,〇〇〇,〇〇〇
一九四一—四二	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四二—四三	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四三—四四	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四四—四五	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四五—四六	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四六—四七	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四七—四八	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四八—四九	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九四九—五〇	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九五〇—五一	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
一九五一—五二	ロンドン	—	—	—	—	—	—	—
計	ロンドン	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	二,〇〇〇,〇〇〇



無期限	1952-1953	1953-1954	1954-1955	1955-1956	1956-1957	1957-1958	1958-1959	1959-1960	1960-1961	1961-1962	1962-1963	1963-1964	1964-1965	1965-1966	1966-1967	1967-1968	1968-1969	1969-1970
	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲	歐洲
	1,395,110	1,445,000	1,829,000	1,737,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	
	8,344,500	5,081,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000	
	7,100,100	6,659,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	
	6,844,000	7,331,000	2,947,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
	7,668,000	1,948,000	2,947,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	
	1,759,700	3,311,000	7,668,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	
	1,759,700	6,677,700	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	11,615,000	
	1,759,700	11,615,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000	

大蔵大臣指定	年二回抽籤	期日不定	計
歐洲	歐洲	歐洲	歐洲
1,395,110	1,445,000	1,829,000	1,737,000
8,344,500	5,081,000	3,363,000	3,363,000
7,100,100	6,659,000	1,844,000	1,844,000
6,844,000	7,331,000	2,947,000	3,000,000
7,668,000	1,948,000	2,947,000	1,844,000
1,759,700	3,311,000	7,668,000	1,844,000
1,759,700	11,615,000	23,230,000	23,230,000

(a) 通貨単位は本章第四節第二部「四」参照。

六 減債基金

一九二八年財政協定法可決以前は、州による減債基金準備は終始西歐洲にのみ實施されてゐた。同法は州減債基金設置の條項を含む。(本章第四節D「四」参照)。一九三九—四〇年國債減債基金(州勸定)の處理は大表の如し。尙詳細は以下本文及び本局發行「金融時報」第三一號参照。

州減債基金 (一九四〇年六月三十日現在)	南歐洲	西歐洲	タスマニア	計
1,395,110	1,445,000	1,829,000	1,737,000	1,737,000
8,344,500	5,081,000	3,363,000	3,363,000	3,363,000
7,100,100	6,659,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000
6,844,000	7,331,000	2,947,000	3,000,000	3,000,000
7,668,000	1,948,000	2,947,000	1,844,000	1,844,000
1,759,700	3,311,000	7,668,000	1,844,000	1,844,000
1,759,700	11,615,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000



一九四〇年六月三十日迄 支出 總額	三、四三三、三七七	二、二六、五〇〇	八、〇八、七〇〇	六、九八、二七二	五、九八、一七二	一、六六、七四六	五、三一、四二六
一九四〇年六月三十日現在残 額永久投資を除く	四、五、三九〇	五、〇、三三〇	一、七六、六四〇	一、三〇、五七二	四、五、九七六	一、五、〇五五	一、五、九四、六四〇
一九四〇年六月三十日現在投資 額	—	—	六、六、一五五	—	—	—	六、六、一五五
一九四〇年六月三十日現在總 残額	四、五、三九〇	五、〇、三三〇	七、五、八〇五	一、三〇、五七二	四、五、九七六	一、五、〇五五	五、三一、四二六

(a) 一九四〇年六月三十日迄の投資物件購入額を除外し、(b) 投資物件購入額以上に売却せられた超過額。

### D 聯邦及び州財政

一 歳入及び歳出 二 租税 三 公債 四 聯邦、各州間の財政協定

#### 一 歳入及び歳出

次表は一九三九—四〇年に至る最近五年間各年度の聯邦及び各州の歳入並びに歳出の總計である。州及び聯邦双方に重複の金額は適宜削す。

#### 聯邦及び州歳入(磅)

六月三十日終了年度	聯邦政府歳入(a)	州政府歳入(b)	計
一九三六	八、九三三、四六八	一〇一、四四三、一六一	一〇、三七六、六三四
一九三七	八、七五七、一三〇	一〇八、三三五、四〇〇	一、一、〇九四、五三〇
一九三八	八、四四六、〇七二	一一五、三三三、三三九	一二三、七七八、四一〇
一九三九	九、〇一〇、〇六八	一二五、一五三、五二二	一三四、一六三、五九〇
一九四〇	一一、〇八〇、〇三九	一三〇、八八八、六三三	一四一、九六八、六七二

(a) 州よりの各種受入金を除く (b) 聯邦政府の州一般會計歳入金を除く。

#### 聯邦及び州歳出(磅)

六月三十日終了年度	聯邦政府歳出(a)	州政府歳出	計
一九三六	六、七六三、二二六	二、四三三、八三〇	九、一九七、〇五六
一九三七	七、四四五、四二二	二、八六六、九二九	一〇、三二二、三五五
一九三八	七、五八四、五七七	三、五〇四、二〇七	一一、〇八八、七六四
一九三九	八、〇七三、二二二	三、九七三、九四八	一二、〇四七、一七〇
一九四〇	九、九三六、五〇〇	四、三三三、八五五	一四、二七〇、三五五

(a) 聯邦政府の州一般會計歳入金を除く。

#### 二 租税

次表は一九三九—三六年乃至一九三九—四〇年各年度別聯邦、州税額並びに人口一人當り税額を示す。一般會計歳入れ州政府徴収税額を含む。

### 聯邦及び州税収額(磅)

總計	一七三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
聯邦及州 關稅及び消費稅	四、四七三、七七七	四、九三三、〇三三	四、八六三、〇〇五	四、六三三、三〇五	四、八〇四、〇六〇
關稅	六、四三三、三六八	八、〇〇八、四七〇	八、〇三三、八八八	九、三〇八、三三三	一〇、三六六、一七二
消費稅	二、〇四一、三六八	一、一五五、一五五	一、〇八八、九七五	一、〇八八、九七五	一、〇八八、九七五
其他稅	二、四三二、〇〇〇	二、二六三、二二二	三、〇八四、一三〇	一、二四四、三三〇	二、三六六、〇一〇
州計	六、三六七、三〇六	六、九七五、四三三	六、九〇四、四八五	七、四〇六、八九九	七、四〇六、八九九
州計	四、〇九一、七二二	四、四三三、一〇一	四、六六四、七六五	五、〇五八、九七七	五、四〇六、八二五
總計	一〇、四六〇、〇二八	一〇、八〇八、五三六	一〇、五二七、九二〇	一二、〇四〇、二〇四	一二、二一三、〇八五
一人當り税額	—	—	—	—	—
聯邦及州 關稅及び消費稅	六、四三三、三六八	六、九三三、〇三三	六、八六三、〇〇五	六、六三三、三〇五	六、八〇四、〇六〇
關稅	一、七二二、一七二	一、一五六、一五六	一、一五六、一七二	一、一五六、一七二	一、一五六、一七二
消費稅	四、七一一、一九〇	五、七七六、八六七	五、七〇六、八三三	五、四七七、一三三	五、六四七、八八八
其他稅	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
州計	九、八八六、一六六	一〇、四三三、一〇一	一〇、三六四、四一五	一〇、八〇二、九三三	一〇、八〇二、九三三
州計	六、一八八、一八八	六、六三三、一〇一	六、六三三、一〇一	七、一〇〇、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇
總計	一五、九二二	一五、八一一	一七、五二二	一七、九一六	二〇、三二〇

(a) 各財政年度平均人口に基く。(b) 全六州總人口に基くも、財政年度の分は平均人口による。



三公債

(一) 概説 次表は一九三六—四〇年各年度六月三十日現在聯邦及州公債 (a) 聯邦及び州公債 (b)

州公債額を示す。同表には、州使用聯邦借入金は州債にのみ含まれ、同様に聯邦が北部領及びポート・オーガスタワードナダツタ鐵道用に南洲より引續いで債務は聯邦債に含められてゐる。

摘要	債 還 地	六 月 三 十 日 現 在			
		一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
聯 邦	添 洲	二八、五九、五五	三三、八八、六七	三六、四〇、四三	三九、四九、四三
	ロンドン	一五、三六、三三	一五、七六、六三	一六、四三、三三	一六、八四、九七
州	添 洲	一六、五二、七六	一六、三〇、九三	一六、〇〇、九七	一五、九三、七二
	ロンドン	三〇、三六、四六	三〇、七九、三六	三〇、四三、〇二	三〇、三三、九一
計	(a)	六〇、三三、〇七	六六、八四、六三	六八、八四、七三	七二、〇七、〇三
	(b)	四七、三六、五九	四九、五九、八九	四九、七三、二九	四九、五九、八九
聯邦及州計	添 洲	四七、三六、五九	四九、五九、八九	四九、七三、二九	四九、五九、八九
	ロンドン	一三、〇六、四八	一七、二四、七四	一九、一一、四四	二二、八八、一四
總 計	(a)	一三、〇六、四八	一七、二四、七四	一九、一一、四四	二二、八八、一四
	(b)	一三、〇六、四八	一七、二四、七四	一九、一一、四四	二二、八八、一四

(a) 通貨單位——添 磅  
 添 洲 滿 期 債………添 磅  
 ロンドン 滿 期 債………英 磅  
 ニューヨーク 滿 期 債………弗 支 幣 次 表 (a) 參 照  
 (b) 記 債 後 の 通 貨 變 動 に よ り 調 整 さ れ る 負 債 の 額 面 或 は 帳 簿 價 額。

(二) 償還期間 次表は一九四〇年六月三十日現在年支拂利子額及び償還最終年別添洲及び國外償還の聯邦及び州公債額を示す。最終償還年別聯邦及び州公債 (一九四〇年六月三十日現在) (c)

償 還 年	聯 邦 及 州 公 債		支 拂 利 子	
	添 洲	ロンドン(英貨)	添 洲	ロンドン(英貨)
一九四〇—四一	六、八二、三三	三、三三、〇〇	一、一六、三二	六、四〇、八三
一九四一—四二	九、三三、〇五	一、三三、〇七	三、九八、〇三	四、四〇、九六
一九四二—四三	七、八五、〇七	一、六二、一〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
一九四三—四四	七、五八、〇〇	四、〇四、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
一九四四—四五	七、〇〇、〇〇	三、五八、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
一九四五—四六	一、七二、〇〇	一、七二、〇〇	五、五八、〇〇	一、七二、〇〇
一九四六—四七	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九四七—四八	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九四八—四九	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九四九—五〇	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五〇—五一	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五一—五二	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五二—五三	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五三—五四	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五四—五五	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五五—五六	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五六—五七	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五七—五八	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五八—五九	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇
一九五九—六〇	一、四七、〇〇	一、四七、〇〇	五、五八、〇〇	一、四七、〇〇



計	支拂額		支拂利息		計
	年支拂額	年支拂利息	年支拂額	年支拂利息	
一九六〇—六一	1,141,941	2,121,941	1,141,941	2,121,941	1,141,941
一九六一—六二	2,121,941	4,243,882	2,121,941	4,243,882	2,121,941
一九六二—六三	7,843,823	10,965,764	7,843,823	10,965,764	7,843,823
一九六三—六四	2,121,941	5,243,882	2,121,941	5,243,882	2,121,941
一九六四—六五	5,243,823	10,487,646	5,243,823	10,487,646	5,243,823
一九六五—六六	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九六六—六七	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九六七—六八	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九六八—六九	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九六九—七〇	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九七〇—七一	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九七一—七二	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九七二—七三	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九七三—七四	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九七四—七五	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
一九七五—七六	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
無期	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
大藏大臣指定	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
年二回抽籤	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
年支拂額	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764
期日不定	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764

(a) 非貨支拂。本表にては非は一磅に對し、四・八六五弗の率で換算。(b) 起債後の貨幣價值の變動を考慮せざる額面或は帳簿價值。(c) 支拂利息名目額は爲替相場を考慮せず。(d) 非借換六、五三〇磅を含む。(e) 英國政府との協定に依り停止された元金及び支拂利息。(f) 戦時貯蓄債券及び愛國無利子公債を含む。

次表は償還最初年別による一九四〇年六月三十日現在聯邦及び州公債、年支拂利息額を示す。  
償還最初年別聯邦及び州公債 (一九四〇年六月三十日現在) (磅)

償還年	聯邦		州		支拂利息	
	公債	支拂利息	公債	支拂利息	公債	支拂利息
一九四〇—四一	8,035,767	1,141,941	1,141,941	1,141,941	1,141,941	1,141,941
一九四一—四二	2,121,941	4,243,882	2,121,941	4,243,882	2,121,941	4,243,882
一九四二—四三	7,843,823	10,965,764	7,843,823	10,965,764	7,843,823	10,965,764
一九四三—四四	2,121,941	5,243,882	2,121,941	5,243,882	2,121,941	5,243,882
一九四四—四五	5,243,823	10,487,646	5,243,823	10,487,646	5,243,823	10,487,646
一九四五—四六	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九四六—四七	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九四七—四八	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九四八—四九	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九四九—五〇	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五〇—五一	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五一—五二	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五二—五三	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五三—五四	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五四—五五	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五五—五六	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五六—五七	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五七—五八	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528
一九五八—五九	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528	1,048,764	2,097,528







平均支拂利子	計	七五、七五、六六	五五、四六、一五九	四四、七九、七九	三三、〇五、三三
期日超過及び非 償還(一九一四 一戰時)貯金切手	計	一五、三三	—	—	—

(四) 支拂利子 次表は一九三六—四〇年各年度六月三十日現在聯邦及び州債支拂利子を示す。

(a) 前項表註(a)参照 (b) 起債後の貨幣價值變動を考慮せざる額面或は帳簿價值 (c) 戦時(一九一四—一九一九)貯蓄債券 (d) 非償還證券六、五三〇磅を含む (e) 費利率一・七五%、更新一・五%利附債換大藏證券を含む (f) 三・二五%複利。

聯邦及び州公債支拂利子 (磅) (a)

聯邦及び州	支拂地	六月三十日現在			
		一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
聯邦	計	一三、三六、八六〇	一三、〇七、〇五九	一三、三六、八三九	一三、五三、七七七
	歐洲	八、三六、〇五五	八、二四、八八七	八、〇三、七五一	八、三三、六二七
	ロンドン	五、〇〇、七〇五	四、八二、一七二	五、三三、〇八八	五、二〇、〇九〇
州	計	一五、八四、七三三	一六、三三、六八九	一六、七五、〇三六	一七、三三、三三六
	歐洲	一五、〇七、〇六三	一五、〇七、〇六三	一五、〇七、〇六三	一五、〇七、〇六三
	ロンドン	八三七、六七〇	一二六、六二六	一二六、九七三	一二六、二七三
聯邦及び州	計	二九、二一、五九〇	二九、一四、一一八	二九、一三、八七八	二九、八七、一一三
	歐洲	二三、四三、一三九	二三、三二、〇五〇	二三、一〇、八四一	二三、四〇、六八七
	ロンドン	五、七八、四五〇	五、八二、〇六八	六、〇三、〇三七	六、四六、四二六

平均利率(100磅に付)	六月三十日現在			
	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
計	三・一六	三・〇〇	三・一六	三・一五
歐洲	三・一六	三・〇〇	三・一六	三・一五
ロンドン	三・一六	三・〇〇	三・一六	三・一五

(a) 通貨單位  
 歐洲支拂利子 英磅  
 ロンドン支拂利子 英磅  
 ニューヨーク支拂利子 弗貨支拂本項(二)表註(a)参照  
 (b) 英國政府に支拂ふべき戦時公債支拂停止利子を除く。(c) 爲替相場を考慮せざる利子の名目額及び平均率 (d) 移住公債利子に對する聯邦及び英國政府支拂補助金を含む。

聯邦及び州短期債 (a)

年 月 日	價 還 (千英磅)		價 還 (千英磅)	
	聯邦	州	聯邦	州
一九三三年六月三十日	10,100	3,900	10,100	3,900
一九三四年六月三十日	10,100	3,900	10,100	3,900
一九三五年六月三十日	10,100	3,900	10,100	3,900
一九三六年六月三十日	10,100	3,900	10,100	3,900
一九三六年九月三十日	10,100	3,900	10,100	3,900
一九三六年十二月三十一日	8,700	3,100	8,700	3,100
一九三七年三月三十一日	9,700	3,100	9,700	3,100
一九三七年六月三十日	9,700	3,100	9,700	3,100
一九三七年九月三十日	9,700	3,100	9,700	3,100

(五) 短期債 (a) 發行額 一八三三年六月三十日乃至一九四〇年六月三十日間にロンドン及び歐洲に於て發行された聯邦及び州短期債(大藏證券及び債券)は次の如し。



年	最低利率(%)	最高利率(%)
一九三七年十二月三十一日	九.四〇	三三.一五
一九三八年三月三十一日	一〇.一〇	三三.一五
一九三八年六月三十日	五.四〇	三三.一五
一九三八年九月三十日	四.四〇	三三.一五
一九三八年十二月三十一日	四.三〇	三三.一五
一九三九年三月三十一日	四.三〇	三三.一五
一九三九年六月三十日	四.三〇	三三.一五
一九三九年九月三十日	四.三〇	三三.一五
一九三九年十二月三十一日	四.三〇	三三.一五
一九四〇年三月三十一日	三.九〇	三三.一五
一九四〇年六月三十日	三.九〇	三三.一五

(b) 利率 (1) ロンドン 一九三二—三三年乃至一九三九—四〇年  
各年ロンドン発行大蔵証券及び債券支拂利率は次表の如し。

年	最低利率(%)	最高利率(%)
一九三二—三三年	二	四.五
一九三三—三四年	二	三
一九三四—三五年	二	三
一九三五—三六年	二	三
一九三六—三七年	二	三
一九三七—三八年	二	三
一九三八—三九年	二	三
一九三九—四〇年	二	三

(2) 濠洲 濠洲に於ける大蔵証券利率は次の如し。

一九二九年十月十日より	六%
一九三〇年十月一日より	五.五%
一九三一年七月三十一日より	四%
一九三二年十月二十七日より	三.五%
一九三三年一月二十一日より	三.二五%
一九三三年二月十八日より	二.七五%
一九三三年六月一日より	二.五%
一九三三年四月一日より	二.二五%
一九三四年十月十五日より	二.〇〇%
一九三五年一月一日より	一.七五%
一九四〇年五月一日より	一.五%

(六) 州、自治及び半官團體債務 本章第四節第二部に述べた理由により州債を直接比較するには注意を要する。次表は州、自治及び半官團體の

一般債権者に支拂ふべき債務(一九三八—三九年)の明細である。本表は比較的確實な比較を示してゐるが、長期に亘る完全な記録を缺くため、公債増加に關する詳細なる比較は出来ない。地方及び半官團體の債務に關する詳細は「財政時報」第三一號及び第二十二章「地方行政」第三節を参照のこと。

州、自治及び半官團體債務 (一九三七—三八年乃至一九三八—三九年)

州	州債(千磅)(a)	自治債(千磅)(b)	半官團體(千磅)(c)	計(千磅)
ニューサウスウェールズ	三五六、八四四	三七、三三三	五、五三二	四三九、七〇九
ビクトリア	一六六、六六六	二、三三〇	六、一〇八	一七五、一〇四
タインスマンド	一七、五〇〇	一、九四〇	三、五三三	二二、九七三
南 洋	一〇八、〇〇〇	八七	七四〇	一一〇,七一七
西 洋	五五、四四四	三、一〇〇	一〇四	六八,六四八
タスマニア	三六、三三三	二、六六六	四九五	三九,四九四
州合計	八六七、七三三	七、七三三	二八、五三六	一,〇〇三,〇〇二
人口一人當り債務額 (c)	八.四一八	七.七三三	二二.三三三	一〇.〇八六

四 聯邦、各州間の財政協定

聯邦、各州間の基本財政協定は一九二七年十二月十二日に行はれた。これは後日憲法第五條「A」の権限により成立した次の諸協定に依り修正を受けた。

- 負債借換協定——一九三一年七月二十一日成立
- 第二負債借換協定——一九三一年十月二十二日成立
- 軍人移住事業公債協定——一九三四年七月三日成立

負債借換協定は、右協定の主要部分の辭句に變更を加へなかつたが、基本協定中の條項と一致せざる條項のある場合には前者が有效なるべきことを規定した。一九二八年七月一日聯邦・タスマニア間に協定が成立した。これは修正ではなく基本協定の第三節第三節(i)の效力により成立したものである。

其後の諸協定により修正を受けた基本財政協定の概要は次の如し。  
(一) 濠洲公債委員會 前記財政協定により濠洲公債委員會が、聯邦及び州の公債を調整する爲に設置された。同委員會は聯邦政府首相及び各州首相によつて構成され、これ等委員不在の場合には書面により指名された大臣から成立する。

各政府は現公債の借換、更新若しくは償還或は臨時借入を除き、次年度に起債すべき要求額に就き案件を毎年同委員會に提出する。歳入不足額の補填は公債案に計上しなければならぬ。國防公債は財政協定の束縛を受けないから、聯邦は公債委員會の承認を得るためその公債案中に國防關係公債を計上するを要しない。



公債委員会が次年度起債計画の全額を適当な利率及び条件で借入れ不可能と決定する場合には、借入れ可能な額を決定し、其額を満場一致によつて聯邦及び州に割當てる。満場一致なき場合、聯邦は全額の五分の一を借入れ得る特権を有し、殘額は各州が既往五年間に於ける全州公債純支出總額に對する自州公債純支出額の比率に應じ借入れることが出来る。

(一) 聯邦及び州の借入 (a) 公債委員会の決定に従ひ、聯邦は聯邦及び州の借入、聯邦及び州公債の借換、更新、償還、整理の爲の借入金を取極める。

(b) 併し公債委員会が満場一致で決定する場合、州は州の名に於て遠洲外で借入を行ひ、其借入額に對して證券を發行し得る。其場合、聯邦は、州がその借入金に關し債券所有者に對して總ての責任を果すことを保證し該金額は州の爲に聯邦が借入れたものと看做される。

(c) 公債委員会が利子、仲介手数料、割引料其他の諸費用に關して決定した最高額の範圍内に於て、聯邦又は州は (1) 自領内に於て、如何なる用途にも、聯邦又は州の法律或いは慣例により、構成又は設立された官廳、團體、基金又は機關(貯蓄銀行を含む)より借入を爲し得る。

この總計は一九三四年七月三十日成立「軍人移住事業公債に關する協定」の條件に従ひ相異なる。その修正數字は次の如し。

(a) 次に示す如く聯邦政府へ移管せる各州財產價額。  
(b) 一九二七年六月三十日現在、州減債基金殘高。

Table with columns for states (New South Wales, Victoria, Queensland, Western Australia, Tasmania, New Zealand) and values for public debt and debt reduction funds.

(四) 移管財產 憲法第八十五條により聯邦に移管された財產に關し各州は、一九二九年七月一日政府肩替りに依り此等財產の協定評價額一〇、九二四、三三三磅の年利五分負債の元金、利子及び減債基金に關する責任を免除された。即ち同負債の數州割當を次に示す。

Table showing the distribution of debt reduction funds to various states: New South Wales (4,788,005), Victoria (2,302,862), Queensland (1,560,639), Western Australia (1,035,631), Tasmania (736,432), New Zealand (500,754), Total (10,924,333).

(五) 支拂利子 一九二七年六月一日より五八年間、毎年聯邦は州債支拂利子として七、五八四、九一二磅を供し、各州はその殘額を聯邦に對し支拂ふこととなつてゐる。同期間後、州は聯邦政府に全利子を支拂ふ。聯邦政府交付金各州間分配額は次表の如し。

Table showing interest payments to states: New South Wales (2,917,411), Victoria (2,127,159), Queensland (1,096,235), Western Australia (703,816), Tasmania (473,432), New Zealand (266,859), Total (7,584,912).

この額は一九二六―二七年度人口一人當り二五志の割合で、各州に對し聯邦の支拂つた金額に等しく、この割合は聯邦が各州に一九一〇年七月一日以降聯邦成立後、各州の關稅及び消費稅賦課權放棄の代償として年々交、付した割合である。

(六) 減債基金 (a) 一九二七年六月三十日現在の州公債一〇〇磅に付利率年七志六片の減債基金及びその借換公債が財政協定により設定された。一九二七年六月三十日現在全州債に對し聯邦は歲入より一〇〇磅に付

で借入れ得る。減債基金等に關する諸條件は、かかる一時的借入には適用しない。

(三) 州公債の引受 財政協定の條項に従つて、聯邦政府は一九二九年七月一日次の州債を引受けた。

(a) 一九二七年六月三十日現在、各州總公債未拂額。  
(b) 一九二九年七月一日現在、其他各州負債金の協定により州の爲に聯邦が借入れたと看做される。

尙聯邦は、かくの如き聯邦、各州間に於ける債務に關し、債券所有者に對する州の債務を引受けた。

Table showing public debt and debt reduction funds for various states: New South Wales (2,334,088), Victoria (1,364,949), Queensland (1,011,977), Western Australia (844,834), Tasmania (610,600), New Zealand (222,434), Total (6,409,882).

二志六片、州は五志を購出する。聯邦及びニューサウスウェールズ以外の州の支拂は一九二七年七月一日より五八年間、ニューサウスウェールズの支拂は一九二八年七月一日より同期間繼續する。

(b) 一九二七年七月一日以後の新規借入に當つては(償還又は借換、州赤字補填基金を除く)年一〇〇磅に付一〇志の減債基金が設けられ、聯邦、各州は起債の日より五三年間等分の出資をなす(ニューサウスウェールズは一九二七年七月一日以後の起債に對しては一九二八年七月一日に至る迄減債基金購出を開始せず)。

(c) 州は、五三年以下の短期公債を銷却する爲、消耗財產へ支出した公債基金の購出金を増額し得る。この短期公債が満了となつた場合、州の購出は停止するが、聯邦購出は全期間五三年が経過する迄繼續する。他の公債に關する州購出額は殘餘期間の聯邦購出額だけ減少される。

(d) 返済を規定する條件に従ひ、一州が貸付を行つた場合には、同州はかかる返済額を公債勘定か、減債基金の貸方とすることができ、其の上、貸付を行つた借入金に關する減債基金購出額を收入から賄はなければならぬ。併し、公共又は地方當局の收入より州へ返済された貸付金は右公債の減債基金購出額に當てる爲州で使用し得る。

(e) 一九二七年六月三十日以後の公債にして、同日以後に生ずる歳入不足を補ふ爲、州の募集したものに關しては、聯邦により何等減債基金購出は行はれず、州は公債銷却をなすに足る期間、公債額の年四%以上の割合で減債基金出資をなし、出資は年複利四分五厘の割合で蓄積される。

(f) 設定された減債基金は、國家債務委員会により管理され、同委員会は債券所有者に對する支拂に關して州代理者として活動するやう州と取極めを行ふ。一九二九年六月三十日現在州の所有する減債基金、償還基金及び類似の性質を有する基金に關する條件がかかる移管を認めぬ場合を除き、かかる基金はすべて國家債務委員会に移管される。

(g) 國家債務委員会へ移された州債、州基金の減債基金購出額は積立てずに便宜のある限り、公債證券の銷却及び購入に當てねばならない。かかる公債證券は國家債務委員会に再購入又は銷却される場合、失効となり、



州は通常減債基金出資の他に、失効証券の額面償額に對し四分五厘の割で年減債基金出資金を支拂ふ。

ニューサウスウェールズが財政協定による公債の利子支拂を爲し得なかつた爲、聯邦議會は財政協定施行法（一九三二年第三號）を可決した。ニューサウスウェールズは同法を聯邦議會の權限を超えるものであり、公金特定充當違反であるとして、その妥當性を非難した。聯邦大審院は四對二の多數決を以て、本法が妥當なる法律であると認め、原告を却下し、遂に樞密院への上訴を拒絶した。

公債委員會創設當時、借款統合の爲、半官團體に依る多額の借入に就ては委員會に通告を要すると認められてゐた。一九三六年五月半官團體借款に關する凡ての委員會決議は一貫した規定に統合せられ、從來の議決は凡て棄却せられた。此の規定は「紳士協約」と看做され、之に依り、半官團體に依る年一〇萬磅以上の借入計畫は通告を要し、かゝる計畫は當該政府公債計畫との關係を考慮すべく、半官團體の借入が年度計畫の範圍内に入る以上其の條件を決定することとなつた。

## 第二十七章 統計機關及び各種資料の源泉

### 第一節 濠洲統計の發展

#### 第二節 濠洲統計關係刊行物

#### 第三節 濠洲關係文獻書目



## 第二十七章 統計機關及び各種資料の源泉

### 第一節 濠洲統計の發展

(一) 概説 濠洲に於ける統計の歴史と發展に關する概説は本年鑑第一九卷九八八頁及び以前の諸卷にあり。特に王領植民地報告書、統計記録、著名州統計官、統計會議、聯邦統計局の創設、統計管理の統一に關して記述せるも本卷には再録せず。

(二) 現行機關 州と聯邦統計局間及び州と聯邦政府各省間の統計資料の蒐集、作表等の組織に關しては本年鑑第一九卷九九〇頁に記載。本卷には再録せず。

### 第二節 濠洲統計關係刊行物

一 概説 二 聯邦刊行物 三 州刊行物

#### 一 概説

濠洲統計關係政府刊行物は書誌的に二大別して——(1) 濠洲聯邦數州を個別的、總體的に取扱ふ聯邦刊行物 (2) 一州のみを取扱ふ州刊行物とされる。その他、定期的に發行され、全部が統計ではないが、必然的に夥しい統計を掲載する多數の報告書がある。

#### 二 聯邦刊行物

聯邦刊行物は二項目に分けられる。即ち (1) 聯邦統計官發行のもの (2) 議會及び各省報告書。

(一) 聯邦統計官發行刊行物 次表は最初より一九四一年六月に至る聯邦國勢調査統計局刊行主要統計書の目次である。

- Australian Life Tables, 1901-1910. Australian Joint Life Tables, 1901-1910.
- Australian Life Tables, 1920-1922.
- Australian Life Tables, 1923-1934. Australian Joint Life Tables, 1932-1934.
- Australian Primary Industries. — 一九三八年三月シドニーにて開催の帝國原始生産業者會議用報告書。
- Census (1911) Results. — Bulletins, Vols. I, II, and III, 及び附録 "Mathematical Theory of Population."
- Census (1921) Results. — Bulletins, Nos. 1 to 36, Parts I. to XVI., forming Vol. I., and Parts XVII. to XXIX., forming, with the Statistician's Report, Vol. II. Note. — Part XXVII. Life Tables.
- Census (1933) Results. — Bulletins, Nos. 1 to 25, Parts I. to XIV., forming Vol. I., Parts XV. to XXVIII. forming Vol. II., and Parts XXIX. to XXXVII. Statistician's Report.
- Dairying Summary, Monthly. — 創刊一九三七年九月。
- Finance — Bulletins 一九〇七年—一九一六—一七等刊。一九一七—一八年、一九一八—一九年(一卷)。一九一九—二〇年、一九二〇—二二年(一卷)。一九二二—二三年、一九三九—四〇等刊。
- Labour and Industrial Statistics. — Memoranda and Reports 各種 一九一三年迄。
- Labour Report 年刊 一九一三—一九三八年。
- Local Government in Australia. — 一九一九年七月。



Monthly Review of Business Statistics 創刊一九三七年十月。  
Official Year Book of the Commonwealth of Australia 年刊一九〇七—一九四〇年。

Oversea Trade 年刊一九〇六年—一九三八—三九年。  
Pocket Compendium of Austr. Ihan Statistics (Formerly Statistical Digest) 一九一三—一九一四、一九一六、一九一八—四〇年刊。  
Population and Vital Statistics—Bulletins and Reports 各種、Commonwealth Demography 一九二一—一九三九年刊。  
Production—Bulletins 年刊一九〇六—三八—三九年。一九三六—三十七年以降二部として發行、第一部第二次産業、第二部原始産業及び全生産記録。

Professional Papers 各種、完全な目次は本年誌第一三三三頁にあり。  
Quarterly Summary of Australian Statistics 創刊一九一七年十二月第20號。Monthly Summary of Australian Statistics に代るもの(Bulletins Nos. 1 to 69)。

Social Insurance—貿易關稅稅稅報告書、一九一〇年。  
Social Statistics—Bulletins 年刊一九〇七—一五年迄及び一九一八年。  
Superannuation for the Commonwealth Public Service—內務大臣宛報告書、一九一〇年。

Transport and Communication—Bulletins 一九〇六、一九〇八—一六、一九一九—三〇、一九三二—三九年刊。

Wages and Prices—一九三二年一月。  
Wealth—一九一五年戰時國勢調査報告書と共に各種の方法によりて決定せる濠洲の私有財産及び其發展。

Wheat Summary, Monthly—創刊一九三六年七月。  
(11) 聯邦議會及び各省報告書 聯邦創立以來の統計を含む官廳主要報告其他文書の表は本年誌第一五卷迄に掲載せるも、本誌には収録せず。

三州刊行物

各州主要統計刊行物は左記の如し。紙面制限上、各州官廳地方行政各部署刊行各種報告等は記載せず。

(a) New South Wales—Statistical Register (年刊)； Official Year Book of New South Wales (年刊)； Statesman's (Pocket) Year Book (年刊)； Statistical Bulletin (1919年12月迄月刊、以後季刊)； Monthly Summary of Business Statistics。

(b) Victoria—Statistical Register (1916年迄年刊、以後季刊)； Victorian Year Book (年刊)； Statistical Abstracts (1917年迄季刊)。

(c) Queensland—Statistical Register (年刊)； Official Year Book, 1901； A. B. C. of Queensland Statistics (1935年迄年刊、以後季刊)； The Queensland Year Book (年刊, 1937年創刊)。

(d) South Australia—Statistical Register (年刊)； Official Year Book, 1912, 1913； Statesman's Pocket Year Book (年刊)； Quarterly Summary of Statistics。

(e) Western Australia—Statistical Register (年刊)； Statistical Abstracts (季刊, 1917年7月迄月刊)； Pocket Year Book of Western Australia (年刊)。

(f) Tasmania—Statistical Register (年刊)； Pocket Year Book (年刊)。

第三節 濠洲關係文獻書目

(聯邦國民圖書館司書官編)

各項目下に第一に現在刊行中の主要標準圖書名を掲げ、其次に本年度選抜圖書、官廳刊行書を掲げる(年報を除く)。期間は一九三九年十月一日より一九四〇年九月三十日までである。本巻編纂後に入手した數冊も含む。法律、醫學及び純正科學に關する専門書は除く。出版地小賣價格を示して置くが、これは戰時下で變動を免れず。記載圖書は一部づつ、聯邦國民圖書館に所蔵され、聯邦官吏又は其他有資格者は閲覧し得る。

同圖書館は濠洲出版物、官公文書及び濠洲關係外國刊行物の目錄を毎年發行する。同日録は二巻に印刷局より購入し得る。

總 説

AUSTALIAN ENCYCLOPAEDIA, THE: editors, A. W. Jose, H. J. Carter and T. G. Tuckey. 9 vols. (Angus & Robertson, 55 s.) 3rd edition, Sydney, 1936-37.

MCCUIRE E. P. Australian journey. (Heinemann, 6s.) London, 1939.

MAIDGAN, G. T. Central Australia. (Oxford University Press, 7s. 6d.) London, 1936.

OFFICIAL YEAR BOOK OF THE COMMONWEALTH OF AUSTRALIA. Nos. 1 to date. (Government Printer, 5s. per issue.) Canberra, 1908 to date.

RATCLIFFE, F. N. Flying fox and drifting sand: the adventures of a biologist in Australia. (Chatto & Windus, 8s 6d.) London, 1938.

TAYLOR, T. G. Australia—a geography reader. (Rand, McNally, \$ 1.50.) New York, 1931.

WALKABOUT: Australia and the South Seas. (Australian National Travel Association, 12 s. per annum.) Melbourne, 1934 to date.

WOOD, T. Gobbets: A Personal Record of a Journey from Essex, in England, to Australia. (Oxford University Press, 3s. 6d.) London, 1934.

新 刊  
DINNING, H. W. Australian scene. (Angus & Robertson, 6s.) Sydney, 1940.

ELDERSHAW, M. Barnard G. et al., M. F. Barnard and F. S. P. Eldershaw). My Australia. (Jarrolds, 7s. 6d.) London, 1939.

HASKELL, A. L. Waking Matilda: a background to Australia.

(Black, 12s. 6d.) London, 1940.

濠洲外地諸領

EGGLESTON, F. W., editor. The Australian Mandate for New Guinea. (Melbourne University Press, 5s.) Melbourne, 1928.

OFFICIAL HANDBOOK OF NEW GUINEA. (Government Printer, 5s.) Canberra, 1937.

新 刊  
HIDES, J. G. Beyond the Kuiba. (Angus & Robertson, 6s.) Sydney, 1939.

政府刊行物  
AUSTRALIA: Committee . . . (on) the possibility of establishing a combined administration of the territories of Papua and New Guinea, etc. Report. (Government Printer, 3s.) Canberra, 1939.

AUSTRALIA:—External Affairs, Department of. Handbook and index to accompany a map of Antarctica produced by the Department of the Interior, 1939: by E. P. Bayliss and J. S. Cumpston. (Government Printer, 5s.) Canberra, 1940.

歴 史  
CAMBRIDGE HISTORY OF THE BRITISH EMPIRE, Vol. 7, pt. 1: Australia. (Cambridge University Press, 31s. 6d.) Cambridge, 1938.

DAKIN, W. J. Whalenen adventurers: the story of whaling in Australian waters and other southern seas related thereto, from the days of sail to modern times: 2nd edition. (Angus & Robertson, 7s. 6d.) Sydney, 1938.

FITZPATRICK, B. G. British imperialism and Australia, 1783-1823: an economic history of Australasia. (Allen & Unwin, 13s.) London, 1939.



- HARRIS, H. L. Australia in the making. (Angus & Robertson, 4s.) Sydney, 1936.
- HISTORICAL RECORDS OF AUSTRALIA: *editor*, J. F. Watson (附刊中). (Commonwealth Parliament Library Committee, Canberra, 12s. 6d. *per vol.*) Sydney, 1914 to date. (34 vols. 既刊, 1925年以後, 刊行中.)
- HISTORICAL STUDIES: Australia and New Zealand. (Melbourne University Press, 10s. *per annum.*) Melbourne, 1940 to date.
- MADGWICK, R. B. Immigration into Eastern Australia, 1788-1851. (Longmans, 12s. 6d.) London, 1937.
- O'BRIEN, Rev. E. M. The foundation of Australia (1780-1800): a study in English criminal practice and penal colonization in the eighteenth century. (Speed & Ward, 12s. 6d.) London, 1937.
- WOOD, G. A. The Discovery of Australia. (Macmillan, 25s.) London, 1922.
- 新刊
- GIBLIN, R. W. The early history of Tasmania: v. 2. The penal settlement era, 1804-18. (Melbourne University Press, 35s.) Melbourne, 1939.
- RABONE, H. R. Lord Howe Island: its discovery and early associations, 1788-1838. (Australia Trading Pty., 2s.) Sydney, 1940.
- 世界戰爭 1914-18
- OFFICIAL HISTORY OF AUSTRALIA IN THE WAR OF 1914-18: v. E. W. Bean, *editor* (Angus & Robertson, 21s. *per vol.*) *Vols.* 8, 10, 11: 18s.) Sydney, 1921 to date.
- OFFICIAL HISTORY OF THE AUSTRALIAN ARMY MEDICAL SERVICES IN THE WAR OF 1914-18: *editor* Col. A. G. Butler. (Australian War Memorial, 21s. *per vol.*) Canberra, 1930 to date. (Vols. 1, 2 既刊).

- BLAND, F. A., *editor*. Government in Australia: selected readings. 4 vols. (Government Printer, 15s.) Sydney. (附錄中).
- KERR, D. The law of the Australian Constitution. (Law Book Co., 42s.) Sydney, 1925.
- KNOWLES, G. S. The Commonwealth of Australia Constitution Act (as altered to 1st July, 1936), and the acts altering the constitution: with notes, tables, indexes and appendices. (Government Printer, 15s.) Canberra, 1937.
- LAW BOOK COMPANY'S WAR LEGISLATION SERVICE: containing the emergency war legislation of the Commonwealth of Australia with rules, proclamations, etc., thereunder, with articles and notes of a practical nature. *General editor*: J. D. Holmes. (Law Book Co., 42s. *per annum.*) Sydney, 1939 to date.
- WOOD, F. L. The Constitutional Development of Australia. (Harper, 10s. 6d.) Sydney, 1933.
- WYNES, W. A. Legislative and executive powers in Australia: being a treatise on the legislative and executive powers of the Commonwealth and States of Australia under the Commonwealth of Australia Constitution Act. (Law Book Co., 32s. 6d.) Sydney, 1936.
- 政府刊行物
- TASMANIA:—*Royal commission on local government*. Report. (Government Printer.) Hobart, 1939. (P. P. 15 of 1939.)
- 政治史・國際關係
- AUSTRIAL-ASIATIC BULLETIN: a two-monthly review. (Australian Institute of International Affairs Victorian division, 6s. *per annum.*) Melbourne, 1937 to date.
- AUSTRALIAN INSTITUTE OF INTERNATIONAL AFFAIRS. Australian supplementary papers: [British Commonwealth Rela-

- 新刊
- BROWN, J. Turkish days and ways. (Angus & Robertson, 6s.) Sydney, 1940.
- 傳記
- BIOGRAPHICAL HANDBOOK AND RECORD OF ELECTIONS FOR THE PARLIAMENT OF THE COMMONWEALTH. (Commonwealth Parliament Library Committee, 10s. 6d.) Canberra, 1938. (每議會新刊發行).
- JOHNS, F. An Australian Biographical Dictionary. (Macmillan, 21s.) Melbourne, 1934.
- WHO'S WHO IN AUSTRALIA: 10th edition: *edited by* J. A. Alexander. (Herald Press, 15s.) Melbourne, 1938. (新改準備中).
- 新刊
- DIMONT, G. T., and BATTY, F. de W. St. Clair Donaldson; Archbishop of Brisbane, 1904-1921. Bishop of Salisbury, 1921-1935. (Faber, 12s. 6d.) London 1933.
- MOWLE, P. G. A genealogical history of pioneer families of Australia. (John Sands Pty., 42s.) Sydney, 1939.
- 憲法・行政 (本頁に關する重要多數關係(本) 題辭に付掲載せざるを故、注意)
- AUSTRALIA: *Law: Studies*. The acts of the Parliament of the Commonwealth of Australia passed from 1901 to 1935 and in force on 1st January, 1936: to which is prefixed the Commonwealth of Australia Constitution Act, 4 vols. and supplements. (Government Printer, 46 6s.) Canberra, 1936.
- AUSTRALIA:—*Royal Commission on the Constitution of the Commonwealth*. Report. (Government Printer, 16s. 9d.) Canberra, 1929.
- AUSTRALIAN DIGEST, THE, 1825-1913: Being a Digest of the Reported Decisions of the Australian Courts and of Australian Appeals to the Privy Council; *editors*, R. Suggeman and others: 22 vols. (Law Book Co., 60s. *per vol.*) Sydney, 1931 to 1940.

- tions Conference, Limestone, 1938.) *Series A*. Australian population. *Series B*. Australian economic policies. *Series C*. Australia in the British Commonwealth. *Series D*. Australian policies, political and strategic. *Series E*. Australia and the Pacific. (The Institute, 2s. *per series.*) Sydney, 1938.
- AUSTRALIAN QUARTERLY, THE: A Quarterly Review of Australian Affairs. (2s. *per issue.*) Sydney, 1929 to date.
- CURRENT NOTES ON INTERNATIONAL AFFAIRS: (Fortnightly). (Department of External Affairs.) Canberra, 1936 to date.
- DENNING, W. E. Gaucus crisis: the rise and fall of the Scullin government. (Cumberland Argus, 1s. 6d.) Parramatta, 1937.
- DUNCAN, W. G. K., and JONES, G. V., *editors*. The future of immigration into Australia and New Zealand. (Angus & Robertson, 6s.) Sydney, 1937.
- SMITH, A. N. Thirty Years: The Commonwealth of Australia, 1901-1931. (Brown, Prior, 12s. 6d.) Melbourne, 1933.
- 新刊
- EVALT, H. V. Australian labor leader: the story of W. A. Holman and the labour movement. (Angus & Robertson, 21s.) Sydney, 1940.
- SHEPHERD, J. Australia's interests and policies in the far east. (Institute of Pacific Relations, 5s.) New York, 1940.
- 政府刊行物
- AUSTRALIA:—*Prime minister's department*. What is Australia doing? War facts and figures. (Commonwealth Publicity Officer.) Canberra, 1940.
- 經濟・社會狀態
- AUSTRALIA:—*Census and Statistics, Commonwealth Bureau of*. Census of the Commonwealth of Australia: 30th June, 1933:



- Detailed tables. 2 vols. (Government Printer, 40s.) Canberra, 1939.
- AUSTRALIAN STANDARDS OF LIVING:** studies by F. W. Eggleston and others. (Melbourne University Press, 10s.) Melbourne, 1939.
- BRIGDEN, J. B. and others.** The Australian Tariff: An Economic Enquiry. (Melbourne University Press, 3s. 6d.) Melbourne, 1929.
- CLARK, C. G. and CRAWFORD, J. G.** The national income of Australia. (Angus & Robertson, 3s. 6d.) Sydney, 1938.
- ECONOMIC RECORD, THE:** The Journal of the Economic Society of Australia and New Zealand. (Melbourne University Press, 10s. per annum.) Melbourne, 1925 to date.
- HARRIS, H. L.** Australia's national interests and national policy. (Melbourne University Press, 5s.) Melbourne, 1938.
- SHANN, E. O. G.** An Economic History of Australia. (Cambridge University Press, 18s.) Cambridge, 1930. 2nd impression, 1938.
- 新刊**
- DUNCAN, W. G. K., editor.** Social services in Australia. (Angus & Robertson, 6s.) Sydney, 1939.
- WALKER, E. R.** War-time economics: with special reference to Australia. (Melbourne University Press, 5s.) Melbourne, 1939.
- 政府刊行物**
- CONFERENCE OF YOUTH-ADULT EMPLOYMENT.** Canberra, 4th-6th December, 1939. Short summary of proceedings. (Government Printer.) Canberra, 1940.
- NEW SOUTH WALES:—Parliament: Legislative Assembly: Select Committee . . . upon the employment of youth in industry.** Progress report . . . together with minutes of proceedings of the committee, evidence and appendixes. (Government Printer, 12s.) Sydney, 1940.
- SOUTH AUSTRALIA:—Committee appointed by the Government to inquire into delinquent and other children in the care of the State.** Report . . . September, 1939. (Government Printer.) Adelaide, 1939. (P. P. 75 of 1939.)
- 産業團體**
- FOENANDER, O. de R.** Towards industrial peace in Australia: a series of essays in the history of the Commonwealth Court of conciliation and arbitration. (Melbourne University Press, 21s.) Melbourne, 1937.
- SUTCLIFFE, J. T.** History of Trade Unionism in Australia. (Macmillan, 6s.) Melbourne, 1921.
- 産業・資源・貿易**
- AUSTRALIA TO-DAY:** Special Number of the Australian Traveller. (United Commercial Travellers Association of Australia, 2s. per issue.) Melbourne, 1905 to date.
- AUSTRALIA:—Royal Commission on the wheat, flour and bread industries.** Second to fifth reports. (Government Printer, 28s. 4d.) Canberra, 1935-6.
- WADHAM, S. M. and WOOD, G. L.** Land utilization in Australia. (Melbourne University Press, 21s.) Melbourne, 1939.
- WOOL REVIEW:** Annual. (National Council of Wool Selling Brokers of Australia.) Melbourne, 1938 to date.
- 新刊**
- DARE, H. H.** Water conservation in Australia. (Simmons Ltd.) Sydney, 1939.
- 政府刊行物**
- AUSTRALIA:—Commonwealth Geological Advisor.** Report . . . on the technical aspects of the iron ore reserves in Australia, dated 14th April, 1938. (Government Printer, 3d.) Canberra, 1940.

- (P. P. 18 of 1940.)**
- AUSTRALIA:—Tariff Board.** Tariff revision . . . report on cotton-growing industry—question of assistance by bounty or duty, 3rd April, 1939. (Government Printer, 1s.) Canberra, 1939. (P. P. 214 of 1937-38-39.)
- CONFERENCE CONVENED BY THE COMMONWEALTH GOVERNMENT ON PETROL SUPPLIES.** . . . Canberra, 23rd and 23rd April, 1940. Report of proceedings. (Government Printer.) Canberra, 1940.
- QUEENSLAND:—Royal commission on public works.** Report of the Royal Commission appointed to investigate and report upon the construction of an inland railway connexion between central and southern railway systems. (Government Printer, 4s.) Brisbane, 1939. (P. P. A. 9 of 1939.)
- QUEENSLAND:—Wool advisory commission.** Report of the wool advisory commission appointed to inquire into the economic condition of the wool industry in Queensland. (Government Printer, 5s.) Brisbane, 1939. (P. P. A. 23 of 1939.)
- SOUTH AUSTRALIA:—Parliament: Standing committee on public works.** Report on the northern areas—Whyalla water scheme. (Government Printer.) Adelaide, 1940. (P. P. 55 of 1940.)
- 動植物**
- AUDAS, J. W.** The Trees of Australia. (Whitcombe & Tombs, 21s.) Melbourne, 1934.
- CAYLEY, N. W.** What Bird is That? A Guide to the Birds of Australia. (Angus & Robertson, 12s. 6d.) Sydney, 1931.
- DAVID, Sir T. W. E.** Explanatory Notes to accompany a New Geological Map of the Commonwealth of Australia. (Angus & Robertson, 20s.) Sydney, 1932.
- SOUTH AUSTRALIA:—Committee appointed by the Government to inquire into delinquent and other children in the care of the State.** Report . . . September, 1939. (Government Printer.) Adelaide, 1939. (P. P. 75 of 1939.)
- 産業團體**
- FOENANDER, O. de R.** Towards industrial peace in Australia: a series of essays in the history of the Commonwealth Court of conciliation and arbitration. (Melbourne University Press, 21s.) Melbourne, 1937.
- SUTCLIFFE, J. T.** History of Trade Unionism in Australia. (Macmillan, 6s.) Melbourne, 1921.
- 産業・資源・貿易**
- AUSTRALIA TO-DAY:** Special Number of the Australian Traveller. (United Commercial Travellers Association of Australia, 2s. per issue.) Melbourne, 1905 to date.
- AUSTRALIA:—Royal Commission on the wheat, flour and bread industries.** Second to fifth reports. (Government Printer, 28s. 4d.) Canberra, 1935-6.
- WADHAM, S. M. and WOOD, G. L.** Land utilization in Australia. (Melbourne University Press, 21s.) Melbourne, 1939.
- WOOL REVIEW:** Annual. (National Council of Wool Selling Brokers of Australia.) Melbourne, 1938 to date.
- 新刊**
- DARE, H. H.** Water conservation in Australia. (Simmons Ltd.) Sydney, 1939.
- 政府刊行物**
- AUSTRALIA:—Commonwealth Geological Advisor.** Report . . . on the technical aspects of the iron ore reserves in Australia, dated 14th April, 1938. (Government Printer, 3d.) Canberra, 1940.
- EWART, A. J.** Flora of Victoria. (Melbourne University Press, 30s.) Melbourne, 1930.
- HARRIS, T. Y.** Wild flowers of Australia. (Angus & Robertson, 7s. 6d.) Sydney, 1938.
- TILLYARD, R. J.** Insects of Australia and New Zealand. (Angus & Robertson, 21s.) Sydney, 1926.
- 新刊**
- BARRETT, C. L.** Koonwarra: a naturalist's adventures in Australia. (Oxford University Press, 8s. 6d.) London, 1939.
- HILLS, E. S.** The physiography of Victoria: an introduction to geomorphology. (Whitcombe & Tombs, 8s. 6d.) Melbourne, 1940.
- WHITLEY, G. P.** The fishes of Australia, pt. 1: the sharks, rays, devil-fish and other primitive fishes of Australia and New Zealand. (Royal Zoological Society of N. S. W., 7s. 6d.) Sydney, 1940.
- 原住民**
- BASEDOW, H.** The Australian Aboriginal. (F. W. Preece & Son, 21s.) Adelaide, 1925.
- BATES, Daisy, Mrs.** The passing of the aborigines. (John Murray, 7s. 6d.) London, 1938.
- ELKIN, Rev. A. P.** The Australian aborigines. (Angus & Robertson, 8s. 6d.) Sydney, 1938.
- MCCARTHY, F. D.** Australian aboriginal decorative art. (Australian Museum, 2s. 6d.) Sydney, 1938.
- NEEDHAM, Rev. J. S.** White and Black in Australia. (S. P. C. K., 3s. 6d. and 2s. 6d.) London, 1935.
- OCEANIA:** a journal devoted to the study of the native peoples of Australia, New Guinea and the islands of the Pacific Ocean. [Quarterly.] (Australian National Research Council, 20s. per annum.) Sydney, 1930 to date.



- SPENCER, Sir W. B. Wanderings in Wild Australia. 2 vols. (Macmillan, 12s.) London, 1928.  
 SPENCER, Sir W. B. and GILLEN, F. J. The Arunta. 2 vols. (Macmillan, 30s.) London, 1927.  
 WARNER, W. L. A black civilization: a social study of an Australian tribe. (Harper, \$5.) New York, 1937.  
 北部飛行政官及びクオンスラップ、南滿洲、西滿洲居住民局年次報告参照。  
 政府刊行物  
 KABERRY, P. M. Aboriginal women. (Routledge, 18s.) London, 1939.

## 教育

- BROWNE, G. S. Education in Australia: A comparative Study of the Educational Systems of the Six Australian States. (Macmillan, 21s.) London, 1927.  
 COLE, P. R., editor. The Education of the Adolescent in Australia. (Melbourne University Press, 10s.) Melbourne, 1935.  
 The Primary School Curriculum in Australia. (Melbourne University Press, 10s.) Melbourne, 1932.  
 The Rural School in Australia. (Melbourne University Press, 10s.) Melbourne, 1937.  
 MUNN, R., and PITT, E. R. Australian Libraries: A Survey of Conditions and Suggestions for their Improvement. (Australian Council for Educational Research, 3s.) Melbourne, 1935.  
 REVIEW OF EDUCATION IN AUSTRALIA (Annual): by K. S. Cunningham and others. (Melbourne University Press, 8s. 6d. per annum.) Melbourne, 1939 to date.  
 専門的研究に就ては Australian Council for Educational Research, Melbourne 刊行物参照。  
 新刊

- AUSTRALIAN educational studies (serial series): by J. D. G. Melley and others. (Melbourne University Press, 8s. 6d.) Melbourne, 1940.  
 AUSTRALIAN INSTITUTE OF LIBRARIANS. Proceedings: second annual meeting and conference. (The Institute.) Adelaide, 1940.  
 SPENCER, F. H. A report on technical education in Australia and New Zealand. (Carnegie Corporation.) New York, 1939.

## 文 學 (各作家の著作は本表に含まず)

## 評論文集

- ANNUAL CATALOGUE OF AUSTRALIAN PUBLICATIONS. (Commonwealth National Library, 2s. per issue.) Canberra, 1936 to date.  
 COWLING, G. H. and MAURICE, F. G. et al., F. L. T. WILMOT, compilers. Australian essays. (Melbourne University Press, 4s. 6d.) Melbourne, 1935.  
 ELDERSHAW, M. Barnard. Essays in Australian fiction. (Melbourne University Press, 6s.) Melbourne, 1938.  
 GREEN, H. M. Outline of Australian Literature. (Whitecombe & Tombs, 5s.) Sydney, 1930.  
 MACKANESS, G., compiler. Australian Short Stories. (Dart, 3s.) 2nd edition. London, 1932.  
 MACKANESS, J. S., and MACKANESS, G., compilers. The Wide Brown Land: A New Anthology of Australian Verse. (Angus & Robertson, 4s. 6d. and 4s.) Sydney, 1934.  
 SERLE, P., compiler. Bibliography of Australasian Poetry and Verse. (Melbourne University Press, 36s.) Melbourne, 1925.  
 SERLE, P., WILMOT, F. L. T. and CROFT, R. H. An Australasian anthology. (Collins, 3s. 6d.) London, 1929.  
 新 詩

- BAYLEBRIDGE, W. This vital flesh. (Fallingholla Press, 42s.) Sydney, 1939.  
 FINNIN, M. I took down, Olympians. (W. A. Hamer, 5s.) Melbourne, 1939.  
 GRANO, P. L. Quest. (Hawthorn Press, 4s. 6d.) Melbourne, 1940.  
 HUDSON, F. In the wind's teeth. (F. W. Preece, 2s. 6d.) Adelaide, 1940.  
 INGAMELLS, R. C. Memory of hills. (F. W. Preece 1s. 6d.) Adelaide, 1940.  
 JURY, C. R. Galahad, Selenemia and poems. (F. W. Preece, 10s. 6d.) Adelaide, 1939.  
 MATTHEWS, H. Vintage of war: poems of Anzac, 1914-18. (Viking Press, 3s.) Sydney, 1940.  
 SORENSEN, J. The lost shanty. (R. S. Sampson, 5s.) (Perth, 1939).  
 戯 曲  
 MCCALGHREN, R. Running water, a play: and A hitch in time, a comedy sketch. (Viking Press, 5s.) Sydney, 1940.  
 MATTHEWS, H. We are the people. (Viking Press, 2s.) Sydney, 1940.

論 集  
新 刊

- MICKLE, A. D. Apartment in Brussels. (Robertson & Mullens, 6s.) Melbourne, 1940.  
 MURDOCH, W. L. F. Collected essays. (Angus & Robertson, 12s. 6d.) Sydney, 1940.  
 小 説  
 新 刊

FLEMING, W. M. Broad acres: a story of Australian early life on

- the land. (New Century Press, 6s.) Sydney, 1939.  
 MACARTHUR, D. W. Convict captain: a novel. (Collins, 7s. 6d.) London, 1939.  
 MATTHEWS, H. Wet canteen: (short stories of the 1st A. I. F.). (Viking Press, 1s.) Sydney, 1940.  
 美 術 (各美術家作は本表に含みず、  
 展の多額に採録美術の研究に必須なるも本表より除く。)  
 ART IN AUSTRALIA: A Quarterly Magazine. (J. Fairfax & Sons, 5s. per issue.) Sydney, 1916 to date.  
 MOORE, W. The Story of Australian Art: From the Earliest Known Art of the Continent to the Art of Today. 2 vols. (Angus & Robertson, 25s.) Sydney, 1934.  
 新 刊

- AUSTRALIAN ART ANNUAL. (Ure Smith Pty., 21s.) Sydney, 1939.  
 LINDSAY, N. A. W. Norman Lindsay watercolour book: eighteen reproductions in colour . . . with an appreciation of the medium by Norman Lindsay: and a biographical survey of the artist's life and work, by Godfrey Blunden. (Springwood Press, 42s.) Sydney, 1939.



## 第二十八章 雜

第一節 特許、商標及び意匠

第二節 著作權

第三節 酒類販賣に關する地方別選擇權  
及び免許減少

第四節 ロード・ホウ島、

第五節 聯邦科學産業研究委員會

第六節 濠洲解剖學會

第七節 聯邦天文臺

第八節 濠洲規格統一協會

第九節 濠洲生産額の評價

第十節 生産指數

第十一節 商品消費

第十二節 映畫檢閲

第十三節 濠洲商品の市場賣買

第十四節 原始産業生産物の戰時取引

第十五節 濠洲安全評議會

第十六節 國際聯盟

第十七節 軍事保護ホーム

經濟日誌



## 第二十八章 雜

### 第一節 特許、商標及び意匠

#### 一 特許 二 商標及び意匠

##### 一 特許

一 概 説 特許許可は「一九〇三—三五年の(一)聯邦特許法 (Com-monwealth Patents Act)」により取締られてをり、同法は原則及び實施に關しては「英帝國法令」(Imperial Statutes)と同一の一般的基礎により濠洲事情に即するやうに改變されたものである。本法は特許局長官により管理される。總計一〇磅の料金を納付すれば、濠洲聯邦、パプア、ニューギニヤ及びノーフォーク島の聯邦直轄領に對する特許狀が得られる。繼續料は、一九三一年二月二日以前の出願により許可した特許の場合には特許第七年日の終了前に五磅を支拂ふ。一九三一年二月二日及び其の日以後の出願により許可した特許の繼續料は次の如し——第五年自終了前に一磅、爾後各一年終了前に一〇志宛増額し、第十五年に六磅に達する。繼續料を期限前に支拂はぬ場合は、期限延長は同法特記の理由により規定の料金を支拂ふ事を條件に十二ヶ月迄認められる。

(二) 概 要 次表に一九三五—三九年間に出版した諸發明數と各年特許

出 願 數	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
五、二一〇	五、四八四	五、五五九	五、七六四	五、七四〇	
三、三六八	三、八八四	三、〇九〇	三、〇六七	三、一六	
三、二一九	三、四九〇	三、六二四	三、九七九	三、一四一	
假説明書付出願數					
各年發行特許狀數					

度特許狀數とを示す。

(三) 收 入 一九三五—三九年間の聯邦特許局收入は次の如し。

#### 特許收入(磅)

特許法による手数料	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
五、九〇〇	三、五五五	三、六四〇	四、四〇〇	四、五八	
一、五三三	一、五九九	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇六	
計	七、四三三	五、〇五四	六、二〇〇	六、三八六	六、三九四

#### 二 商標及び意匠

(一) 商 標 一九〇五年商標法により特許局長官は同時に又商標登録官である。本法は隨時修正され最後の修正は一九三六年に行はれた。聯邦商標登録に關する特別條項は一九〇五年法中に設けられ、議會兩院を通過した決議に包含、或は規定された凡ゆる商品に適用される。その決議はかかる商品の製造に關する労働の報酬條件が公正且つ妥當であるとしてゐる。

(二) 意 匠 一九〇六年意匠法は其後一九一〇年特許、意匠及び商標法並に一九二二、一九三二、一九三三、一九三四年意匠法により修正されたが現在は一九〇六—三四年意匠法と呼ばれてゐる。同法により聯邦意匠局が設けられ、特許局長官が「意匠登録官」に任命された。

(三) 概 要 次表は一九三五—三九年間に受理登録された商標及び意匠出願數を示す。



商標及び意匠

出願	受理	登録	意匠	商標
一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	
一九三七	一九三八	一九三九		
一九三八	一九三九			
一九三九				

(四) 収入 一九三五—一九三九年間の商標意匠局収入は次の如し。

商標及び意匠収入 (a)	意匠	商標	収入
一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
一九三七	一九三八	一九三九	
一九三八	一九三九		
一九三九			

第二節 著作権

一法・規

著作権は一九二一—一九三五年聯邦著作権法によつて規定されてゐたが手續及び賠償に關する部分を除いては、一九一一年英國著作権法が右法律に採用された。未刊行物に就ては、一九一八年以降濠洲及び米國市民は相互的に保護さ

ニューサウスウェールズに於ては、地方別認可選擇投票は一九一三年以降中止され、一九二八年に酒類販賣禁止及び其の問題に關し特別全州人民投票が行はれた。一九三八年十月八日、ビクトリアで行はれた投票は次の如くであつた。

特許廢止賛成 三六、六六七  
特許廢止反對 七二、九〇九  
無効票 七、六八八

なほ投票率は九五・三八%であつた。南濠洲を除く他の總ての州では、或る一定條件による場合(主な場合は、人口増進に必要の増大である)を除き、これ以上の特許を増加しないといふ最高限度が定められてゐる。特許減少局が、ニューサウスウェールズ及びビクトリアに設けられてをり、他の凡ての州では減少が望ましいか、若しくは減少賛成投票が行はれた場所には、特許減少の爲の州機關が設けられてゐる。

各州の投票数及び特許減少局の運用に關しては本年鑑第二二卷一〇〇五—一八頁参照。

第四節 ロード・ホウ島

ロード・ホウ島はシドニーの北東約四三六哩、東經一五九度五分、南緯三一度三〇分に位し面積三、二二〇エーカーである。氣候は溫和にして雨量豊富であるが、地表が岩石のため、僅か三〇〇エーカーしか耕作に適さずその大部分はケンテニア(Kentia)椰子の生産に當てられてゐる。本島は官有地であるが、自由占有が默許されてゐる。

本島は一七八八年に發見され、一八五三年に少數のマオリ人により初めて定住され、後シドニー移住民が定住し始めた。憲法上はニューサウスウェールズの屬領であり、シドニーのキング選挙區に含まれてゐる。シドニーにある管理局が、この島の行政を司り、その椰子栽培業を監理してゐる。一九三三年六月三十日國勢調査では人口一六一人、一九三九年十二月

れてゐるが、米國に於てはワシントンの議會圖書館に登録すれば著作権が得られる。更に聯邦政府は、一九二三年二月一日勅令を公布し、著作權聯盟加入諸外國に對しても右諸國が著作権法の規定を遵守するを條件とし著作権法の條項を適用する事とした。

二 出願及び登録

次表は各種の項目別に一九三五—一九三九年間に受理登録された著作權出願数及び収入總額を示す。

項目	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
出願受理数	一、四八六	一、四四三	一、四三三	一、五〇〇	一、四一六
文 學	二	六	三	五	五
藝 術	二	三	二	三	三
國 際	二	三	二	三	三
川類登録数	一、四八二	一、四三三	一、四三〇	一、四九三	一、四〇八
文 學	一、四八二	一、四三三	一、四三〇	一、四九三	一、四〇八
藝 術	一	七	七	二	八
國 際	一	七	七	二	八
収入 (磅)	七六	八六	三六	九七	一一

第三節 酒類販賣に關する地方別選擇權及び免許減少

酒類販賣に關しては、南濠洲及びタスマニアでは地方別認可選擇制度が實施されてゐる。ビクトリア、クインズランド、西濠洲では、地方別の認可選擇制度に代つて、全州を打つて一九としての投票が行はれてゐるが、

三十一日は一六五人であつた。

第五節 聯邦科學産業研究委員會

一 概説 二 科學産業研究法(一九二〇—一九三九年) 三 科學産業補助金法(一九二六年) 四 委員會の事業

一 概説

一九二〇—一九三九年科學産業研究法により、従前の聯邦科學産業協會は科學産業研究委員會の名下に再組織された。前協會の組織及び事業に關しては本年鑑第一八卷一〇六二頁参照。

二 科學産業研究法 (一九二〇—一九三九年)

本法は同委員會の成員を次の如く規定してゐる。

- (a) 聯邦政府の指名會員三名。
- (b) 同法により構成されたる各州委員會議長及び副議長。
- (c) 科學智識の權威者間に選舉されたる會員にして主務大臣の承認を経たる者。

聯邦指名三名は常務委員會を構成し、會議中間期間に主に次の事項に關し委員會の全權限及び機能を行使する。(a) 聯邦の原始及び第二次産業に關する科學的研究の創始及び實行、(b) 研究技術員の養成及び産業研究生及び給費制の設置、(c) 純科學的研究補助、(d) 各産業部門に於ける産業研究會の設置、(e) 科學用装置及び器械の検査及び規格化、(f) 資料部の設置、(g) 科學研究の聯邦及び外國間の連絡機關としての活動。州委員會は夫々の州に關係ある事項に關し本科學産業研究委員會に具申するを主要任務とし、同法律によつて構成されたものである。

三 科學産業補助金法 (一九二六年)

本法により政府は一〇萬磅の基金を設定し、その収入は次の事項の補助に使用される。(a) 科學研究者、(b) 科學研究生養成。右基金は聯邦政府指



名の三名の科學産業研究委員より成る管理委員會に管理されてゐる。又此基金に對する寄附附與金の規定も設けられてゐる。本法に依つて特殊部門研究のため多數の有資格修業生を海外に派遣する規定も設けられてゐる。

#### 四 委員會の事業

全體會議は、一九二六年六月に初めて開かれ、以後、年に約二回開かれ、この會議に於ては、研究の主要分野を少くとも大學教授と同等の地位を有する官吏の指示の下に置く方針を採用した。

現在の委員會の主要事業は次の如くである。(1) 植樹問題、(2) 土壤問題、(3) 昆蟲問題、(4) 動物保健營養問題、(5) 航空、(6) 糧食貯蔵及び輸送、(7) 漁業、(8) 體育問題、(9) 航空、(10) 産業化學、(11) ラジオ研究、(12) 鑽石檢査調査及び原鑽(金)選別、而して委員會は多方面に互に、特に林檎の苦味ある核、トマト斑點萎縮、パイナップルの水泡、煙草の青黴、葡萄の栽培及び乾燥、柑橘類の栽培、牛肺疫、羊毛増收の爲の飼育、羊の胃腸病、傳染性腸中毒症、腎軟化及び假性結核、體內寄生蟲、羊の海岸熱、土壤調査、濠洲木材よりの製紙、木材乾燥及び保存、バナナ、オレンジ、冷蔵肉類其他食料品の貯蔵及び輸送等の指導上に好成績を収めた。成立當初の理事會の事業は、殆ど原始産業に關する問題の解決に向けられた。併し、最近聯邦政府は同會に第二次産業方面の活動分野を擴張するに必要な基金を供給した。その目的の爲に國內規格研究所がシドニーに、又航空研究試験所がメルボルンに設置された。

尙、産業化學の一部室も設置され、其の中央研究所はメルボルンに設立の豫定である。資料部はメルボルンの同會本部に設立され、そこでは主に科學産業書籍の書誌學的研究並びに論文及び翻譯の複寫寫真施設を取扱つてゐる。同會の事業詳細は本年鑑二二卷一〇〇九頁にあり。

#### 第六節 濠洲解剖學會

- 一 學會の創立
- 二 蒐集品の追加
- 三 講演及び講義用寄附金
- 四 解剖學會の領域

蒐集品で米國で精巧に仕上げた考古學的、縮圖を示すもので、稀有なる原始北米印度人の骨格二個もある。

(7) サイ・ヒューバート・マレー蒐集品 パプア前知事故サイ・ヒューバート・マレーの人類學的骨格的蒐集。これは特にパプア人類學上の好資料である。

(8) ラボウル民族學的蒐集品 主としてニューギニア委任統治領の民族學に關するもの。

(9) ベースドウ蒐集品 本蒐集は最近の聯邦政府購入品である。特に中部及び北部濠洲の人類學に關し、原住民保護官たりしアレドの故ハーパート・ベースドウ博士の多年研究の結果の蒐集にかゝるもの。

(10) 多數關係科學者等の寄附した數百點の標本文獻、就中ビクトリア州ナガンビーのE・ヒル、ニューサウスウェールズのハリイ・パーレル夫人からの寄附品並びに故モローイ、デザイット・グラント及びロバート・スタアリング諸博士の醫學文獻は最も優秀なものである。

#### 三 講演及び講義用寄附金

以上の資料寄附の外に、講演、講義費用として次の如き寄附を受けた。(1) ハルフォード氏講座 南半球最初の醫學學校創立者、故G・B・ハルフォード教授遺族より、〇〇〇磅の寄附。この寄附金の利子は、同教授の生涯と研究に示唆された題目に關し、講演を行ふ著名科學者に贈られる。

(2) アンヌ・マッケンジー氏講座 故サイ・コリン・マッケンジーによる母堂記念の爲の一、〇〇〇磅の寄附金。年利子は「豫防醫學」に關する講演者に支給する。

(3) 民族學に關するG・E・モリソン博士記念講座 支那に對し大きな貢獻をなした濠洲の一人たる同博士を記念して在濠支那人により創設。

(4) 獸醫學に關するケンダル氏講座 南半球最初の獸醫學學校創立者、故W・T・ケンデル博士命息による寄附。

(5) チャールス・マツケー氏醫學史講座 一八五二年メルボルンに到着

#### 一 學會の創立

キャンベラにある濠洲解剖學會は一九二四年動物前協定法に基き聯邦政府によつて建設された記念館内にある。本法令制定に先立つて、聯邦政府は、濠洲國民が、急速に消滅しつつある濠洲特異の動物の標本の蒐集も、又後世の爲にかゝる標本保存用の博物館も所有してゐないのは遺憾である旨表明したことがあつた。比較解剖學は醫學の基礎であり、且つ濠洲動物の研究が、種々醫學上の問題解決に重要な事が多年諸外國により認められ、それ等の國の博物館に於て動物標本入手の措置が取られてゐたのに反し、濠洲に於ては此の方面の努力に於ては何ら見るべきものがなかつた。併し解剖學會初代會長故サイ・コリン・マツケンジーは聯邦政府に自己の所蔵蒐集品を擧げて提供したので、聯邦政府はこの美事な附與品を受領し、特別法規に依つて適當な保管所を設けた。一九三一年本學會は聯邦保健省の主要部門となるに至つた。

#### 二 蒐集品の追加

最初の附與品は其の後の蒐集に依つて著しく増加したが、其の後次の如き寄附が行はれ、現在同會にて展覽に供してゐる。

(1) ホーンボウイ蒐集品 中部濠洲原住民の生活に關するもの及びこの石器時代人の心理研究に貴重なる光明を與へるもの。

(2) パーレル蒐集品 これは鴨の嘴の生活史に關するもので、世界に稀しい物である。鴨の嘴は動物學上の最も原始的な哺乳動物で、鳥類、爬蟲類と哺乳動物との橋渡しをするものである。

(3) ミルン蒐集品 ニューサウスウェールズ原住民に關する人類學的民族學的蒐集で、現在では得難い貴重な原住民の武器、器具が多數にある。

(4) マレー・ブラツク蒐集品 南部ビクトリア及びマレー河原住民の解剖學的資料の蒐集。

(5) ナンクウェル蒐集品 マレー新谷原住民の身體構造を示すもの。

(6) ハーワード大學蒐集品 これは米國ハーワード大學寄附の標本

し、ビクトリアのキルモアで死去した教育家たる祖父の記念として、マツケンジー嬢よりの六〇七磅寄附。

(6) シレント氏賞牌 此の青銅牌はクインズランドの保健長官サイ・ラッファエル・シレントが永久に寄附するもので、濠洲に於ける熱帯衛生學及び原住民福祉の助長に關し最善な實際的の事業をなしたと看做される科學者に對して毎年贈與される。

#### 四 解剖學會の領域

同學會の建物は濠洲國民大學の建設用地の一部を占めてゐる。

同會は二つの分離した獨立部に分けられ、故サイ・コリン・マツケンジー氏蒐集の解剖學原標本は二大陳列所に陳列、一般に公開されてゐる。同會は人體衛生の簡単な教課を與へると共に濠洲動物の解剖學的の要點、殊にその特殊性を明示するやうに配置されてゐる。

建物の殘部は研究用に當てられ、各種部門の科學研究が行はれてゐる。マレー・ブラツク氏寄附の骨の解剖學資料の蒐集、原住民の疾病に關する最も興味ある貴重資料である。この資料は細密に研究されてゐる。

コアラの食餌上の特殊な習性を觀察する爲にキャンベラから約四〇哩の場所に柵を施した小面積の保育場を作つた。此地域にはビクトリア種コアラの食料たる特殊のガム木が豊富にある。こゝにはビクトリア種コアラが飼養されてゐるが、後に他の動物をも入れる筈である。

一九三八年サイ・コリン・マツケンジー氏が病氣にて引退した後、この學會は創立者の理想をより徹底化する爲に活動範圍を擴大した。サイ・コリン氏は晩年榮養と兒童の成長の關係に深甚な關心を懷いてゐた。一九三八年聯邦保健省が兒童の成長發展の研究部を設置した時、其の本部を本學會に移管したのである。

過去十二ヶ月間、榮養研究の部門が著しく擴張され、濠洲人の榮養に關する種々の主要問題が研究せられた。



### 第七節 聯邦天文臺

- 一 設置の理由
- 二 創立の歴史
- 三 天文臺用地
- 四 設備
- 五 觀測事業

聯邦天文臺は太陽現象、星辰分光學研究、地球諸現象研究の爲に設立されたのであるが、其の場所は現在九〇度の經度を隔てて地球の圓周上に現存する天體物理學觀測所の連鎖を完備する位置に設けてある。宇宙及び其發展形態に關する知識を深める他に、太陽及び地球の諸現象間の眞の關係を發見し以て瀛洲に對し直接に寄與せんことを期待されてゐる。

#### 一 設置の理由

觀測所設立迄の諸措置に關しては本年誌第一九卷九七九頁參照。

#### 二 創立の歴史

天文臺用地として選定された敷地は、キャンベラの西方約七哩の丘陵の一角、ストロムロ山に位する。最高地點は海拔二、五六〇呎、首府より約七〇〇呎高い。

#### 三 天文臺用地

天體望遠鏡設備の大半は、英國及び瀛洲に於ける運動支持者の好意による。寄附品の中には故ロード・フリンハムの財産管理者である故W・E・ウイリスン(王立協會員)及びサー・ハワード・グラツプ(王立協會員)寄附の六吋グラツプ屈折望遠鏡、バララットの故ジェイムス・オウディー氏寄附によるダルマイヤー六吋レンズ装置グラツプ九吋屈折望遠鏡があり、又パーミングガムのJ・Hレイノルズ氏は、直徑三〇吋の反射鏡を有する大反射望遠鏡を寄附した。一八吋シーロスタットを含む太陽望遠鏡が設けられ、更に分光太陽寫眞器、宇宙線装置、無線研究設備及び赤外線、紫色及

び紫外線層のスペクトル研究用の分光器をも備へてある。總計二、五〇〇磅を超える寄附金が附られ、基金及び獎勵基金の基本をなしてゐる。

#### 五 觀測事業

觀測事業は次の如くである、(a) 太陽研究、(b) 星の研究、(c) 分光器による研究、(d) 大氣電氣、(e) 宇宙線、(f) 無線研究、(g) 大氣中に於けるオゾン含有量、(h) 夜空の發光性、(i) 氣象學的觀測。これ以上の事業に關する詳細は紙數の關係上本誌には記載せぬが本年誌第二二卷一〇一頁參照。

### 第八節 濠洲規格統一協會

濠洲規格統一協會は聯邦の國內規格統一の團體で、資材及び實施規定に關する濠洲規格統一細則を公布してゐる。

同協會は濠洲聯邦技術規格協會と實行簡易化協會の合併により一九二九年七月に設立された。これは近代産業上の要求と密接に連繫をもつた獨立團體であり、聯邦政府、州政府及び産業界により十分に承認され支持されてゐる。

該協會の全實行權力は評議會にあるが、この評議會には産業界が十二分に代表され、加ふるに聯邦並に各州政府とその技術諸省及び科學、専門的職業、商業團體の代表者を網羅してゐる。夫々の分野の専門家四、五〇〇名以上の自發的援助によつて明細書及び規定の草案が作成され、五〇〇を超す委員會が組織された。これ等の中、技術委員會は「農業器具、建築材料、セメント、石炭及びコークス、電氣、鍊金製品、機關車及び鐵道車輛機械部分品、非鍊金屬、ペンキ及びワニス、鉛管、鐵道軌道用材、道路建設機械、建築用鐵鋼、製糖機械、木材である。

コード・グループは次の諸件に對する委員會を含む。汽鐘及び火を用ひぬ壓力器械、コンクリート構築、起重機及び揚降機、電氣架線規則、爆發物、防火、昇降機設備、冷蔵器具、道路標識及び交通信號器、構築鋼材、

### 第九節 濠洲生産額の評價

- 一 生産價額
- 二 生産力

(一) 純價額 一九二四年統計會議に於て年生産價額は、産業關係者即ち労働者、企業家(地主を含む)、投資者間に分配せられべき額と定義された。過去に於ては生産價額記録の集計並びに表示方法に完全な統一を缺いてゐた爲、上記定義に從つて各種の要素を満足に評價する事が極めて困難であつた。然るに一九二四年及び其の以後開催された諸會議に於て總價額、販賣費、生産費の決定方法が一定の手續による事にされた。此の取扱めにより各州統計官は、各州の數字を集計すれば濠洲全體の合計を得られるやうな統一の基準に基き各要素を蒐集し得るやうになつた。

次表の數字は數州の統計官の作成したもので、大部分は實際の記録に基いてゐる。實際の記録に依れない場合には、最良の資料から綿密な推定を行つた。完全な統一は未だ得られてゐないが、些少の計數上の相異は重大視するには及ばない。但し注意すべきは表中の價額は記録された生産額のみを集め、建築業、工場としては分類されてゐない産業の施設、一エーカー以下の土地から收穫された農産物を除いたことである。

表中の用語を簡単に説明すると――

- (a) 「總價額」は主要市場の卸賣價格による總生(製)産物價額である。(原始産業生産物が生産地に於て消費されるか、又は第二次産業の原料となる場合には、此らの消費地點を主要市場と看做す)。
- (b) 「地方現地價額」は生産された場所所で評價された總生(製)産物で總價額から販賣費を差引いたものである。(販賣費は運賃、容器代、手数料其他の費用を含む)。
- (c) 「純價額」は總生産額から販賣費及び生産過程に使用した原料費を除き、生産者の手に殘る純益を表す。生産過程に使用された原料中には

街路照明、鑄接、護押空氣作業、契約條件委員會及び配給制度委員會の如きは商業規格部門に入る。

協會細則は商品の性能、品質、寸法の適當な標準と入札する際の公正なる基準を定めてゐる。これによつて無用の品質と寸法とを避け、配達を迅速にし、商品明細書作成の必要なく、購買者は大なる満足を以て、その必要品を購入し得る。

細則及び規定作成の根本原則は、産業上の必要に應じて生産者及び消費者の共通利益を維持し、産業の進歩に伴つて定期的改正を計り、規格の制定を強制的ではなく一般の同意により定めることに置いてゐる。

同協會事業に關係ある團體、會社、商社及び個人は贊助會員となることが出来ぬ。同會員は同協會刊行物の無料配布を受け圖書館及び特別情報設備を利用出来る。協會の諸委員會、會員及び一般産業の爲に調査研究が行はれてゐる。前年中に調査回答せるものは夥しい數に上つた。

同協會は國外の同種類の機關と聯絡を保ち、圖書館には英帝國及び外國の規格を保存して會員の便覽に供してゐる。濠洲國際電氣技術委員會、世界動力會議及び國際大規模ダム委員會の濠洲委員側をも管理してゐる。

同協會は英國規格協會の代表であるので英國規格に關する資料を本部及び各州の支局から販賣してゐる。

同協會の本部はシドニー、グロースター街の科學館にあり、支局所在地は次の通り。

- メルボルン、コリンズ街四二二「チンブルコート」内。
- ブリスベーン、クイーン・ウィリアム街角「エムパイア・チナムパース」内。
- アデレード、グレンフェル街「アライアンス・ビルディング」内。
- パース、ヘイ街「グレンツデン・ビルディング」内。
- ホバート、マレー街「内閣」内。
- キャンベラ「内務省」内。
- ニューカッスル、ワット街「ホワード・スミス・チナムパース」内。



總・地方・純生産價額 (磅) (一九三八—三九)

産業別	主要市場に於ける總生産價額	地方價額—生産地に於ける總生産價額(減價額を控除せず)	純價額(減價額を控除せず)
農産	七、七三〇、三六六	六、八〇七、四九五	四、六七六、五〇〇
牧畜	七、五九六、〇三六	六、八〇七、四九五	四、六七六、五〇〇
酪農	一、四七三、九四三	一、〇〇八、九七〇	七、七〇一、四七〇
家禽	一、二七三、三三五	一、〇〇八、九七〇	一、三三六、六六六
養蜂	一、五九、四三〇	一、三三六、六六六	一、三三六、六六六
農牧業計	三〇、八三三、〇七〇	二八、〇五九、三三〇	一、七七三、七四〇
狩獵	一、五七、六三二	一、四二二、六五五	一、三三二、九六五
林産	八、七五五、三三九	七、七七七、七三三	七、七〇〇、〇三三
水産	一、〇三二、〇三九	一、〇三二、〇三九	一、〇三二、〇三九
鑛山石材	三、〇六六、六六一	三、〇六六、六六一	三、〇六六、六六一
非農牧業計	一、四三二、七六七	一、四三二、七六七	一、四三二、七六七
全原産業計	二五、三六六、八三三	二五、三六六、八三三	二五、三六六、八三三
工場	(b) 三〇、〇三六、三三三	(b) 三〇、〇三六、三三三	三〇、〇三六、三三三
全産業計	四八、〇〇三、〇六六	四八、〇〇三、〇六六	四八、〇〇三、〇六六

(a) 地方價額。生産貨は不明の州あり (b) 純價額。

種子、動力、動力油、石油其他油類、農場家畜飼料、肥料、殺虫液、散布薬其他費用を包含してゐるが、減價額却と維持費は差引いてゐない。これに關しては本局發行の「生産時報」第三三號第二部に詳細記載。

農場建築物、開墾維持費は其の詳細が不明な州もあるので、農業生産價額から控除してゐない。タインスランドに於ける一九三七—三八年以降の諸費用は實際の記録から作成したものである(以前は主として推定によつた)。タスマニヤの鑛山及び採石場よりの生産價額は採石場を除いた爲、低く評價してあるが、鑛山の生産費を入れることによつて、多少とも相殺されてゐる。左の註(四)に説明する如く州によつては水産業の生産價格が不明な場合もあるから、その地方價額は過大評價されてゐる。

(二) 總價額 下表に示す推定總生産價額は本局の以前使用した方法によつたものである。方法の相異、計算當局者の變更の爲に上掲表中の總價額と次表のものとを比較出来ない。純價額の計算は、數年間連続して行つてきたが、將來は中止する。

二 生産力

既刊本年産で生産價格指數による生産量の測定を試みたが、工場生産に適用するには不十分であつた。即ち記録生産總額「量」の完全な測定法がないので、丁度名目貨銀額から、その相對的購買力を算出したと同様の手段で小賣價格指數を生産價格算定に用ひた。其の結果は購買力を生産物小賣價格で示すものと看做してよいので、便宜上以後は「現實」生産と呼ぶ。「A」種物價指數の中止の爲、「A」種を基礎として測定を繼續する事は不可能である。

各州純生産價額 (千磅) (一九三八—三九)

産業別	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	タスマニヤ	計
農産	11,800	5,600	11,250	5,400	10,000	10,000	11,700

産業別	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	タスマニヤ	計
農牧業計 (純價額)	四、八、五〇〇	三、六、〇〇〇	三、六、七〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	五、六、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇
狩獵	六〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇	五〇	七〇	一、三三〇
林産	三、六、一〇〇	一、〇、〇〇〇	三、三、〇〇〇	三、三、〇〇〇	一、一、〇〇〇	三、六、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇
水産業 (地方價額)	六〇〇	一、七〇〇	三、七〇〇	三、三、〇〇〇	〇、〇	〇	一、〇、七、〇〇〇
鑛山石材	九、六〇〇	一、七〇〇	三、三、〇〇〇	三、三、〇〇〇	八、二、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇
非農牧業計 (地方及純價額)	一、一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	一、八、〇〇〇	九、七、〇〇〇	二、五、七〇〇	一、〇、七、〇〇〇
全原産業	六、九、五〇〇	七、七、〇〇〇	八、七、七〇〇	一、六、七〇〇	一、八、〇〇〇	八、一、七〇〇	一、〇、七、〇〇〇
工場	五、〇、〇〇〇	三、九、〇〇〇	一、九、三〇〇	一、三、〇〇〇	八、七、〇〇〇	五、三、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇
全産業計	一、二、〇、五〇〇	一、〇、九、〇〇〇	一、〇、六、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇

(a) 前表本文参照。

平均人口一人當り純生産價額 (一九三八—三九)

産業別	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	タスマニヤ	計
農産	0.195	0.151	0.077	0.141	0.118	0.151	0.146
牧畜	0.188	0.141	0.071	0.135	0.112	0.146	0.141
酪農	0.008	0.009	0.009	0.010	0.011	0.012	0.010
家禽	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
養蜂	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
農牧業計	0.204	0.153	0.077	0.141	0.118	0.151	0.146
狩獵	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
林産	0.016	0.004	0.015	0.015	0.005	0.016	0.011
水産業 (地方價額)	0.000	0.003	0.006	0.006	0.000	0.000	0.003
鑛山石材	0.024	0.005	0.014	0.014	0.042	0.005	0.020
非農牧業計 (地方及純價額)	0.024	0.008	0.019	0.019	0.047	0.017	0.023
全原産業	0.028	0.016	0.019	0.020	0.024	0.028	0.023
工場	0.005	0.006	0.005	0.003	0.012	0.007	0.006
全産業計	0.033	0.022	0.024	0.023	0.036	0.035	0.029



全産業計	推定生産總價額(千磅)															
	農	畜	酪農	林	水産	礦	工業	計	農	畜	酪農	林	水産	礦	工業	計
1928-29	86,400	22,633	5,777	6,400	3,268	19,559	15,759	147,811	86,400	22,633	5,777	6,400	3,268	19,559	15,759	147,811
1929-30	77,109	8,555	4,656	9,103	3,268	17,933	14,918	138,577	77,109	8,555	4,656	9,103	3,268	17,933	14,918	138,577
1930-31	70,000	6,896	4,077	6,896	1,855	15,261	11,266	121,250	70,000	6,896	4,077	6,896	1,855	11,266	11,266	121,250
1931-32	74,469	6,504	4,474	6,400	1,600	13,553	10,408	107,088	74,469	6,504	4,474	6,400	1,600	10,408	10,408	107,088
1932-33	75,553	6,522	5,633	6,471	1,600	15,588	11,212	118,333	75,553	6,522	5,633	6,471	1,600	11,212	11,212	118,333
1933-34	70,751	7,638	7,333	7,945	1,600	17,608	13,555	137,328	70,751	7,638	7,333	7,945	1,600	13,555	13,555	137,328
1934-35	68,577	7,556	7,777	6,333	1,600	19,999	13,768	156,611	68,577	7,556	7,777	6,333	1,600	13,768	13,768	156,611
1935-36	75,556	6,266	7,777	6,777	1,600	18,222	12,555	150,777	75,556	6,266	7,777	6,777	1,600	12,555	12,555	150,777

(a) 前表本文参照。

推定生産總價額(千磅)

年 度	農 業	牧 畜 業	酪農家禽養蜂業	林 業	水 産 業	礦 業	工 業 (a)	計
一九二八—二九	八六,四〇〇	二二,六三三	五,七七七	六,四〇〇	三,二六八	一九,五五九	一五七,七五九	四〇七,〇五五
一九二九—三〇	七七,一〇九	八,五五五	四,六五六	九,一〇三	三,二六八	一七,九三三	一四九,一八四	三〇八,五七七
一九三〇—三一	七〇,〇〇〇	六,八九九	四,〇七七	六,八九九	一,八五五	一五,二六一	一〇九,七〇六	二二九,七〇六
一九三一—三二	七四,四六九	六,五〇四	四,四七四	六,四〇〇	一,六〇〇	一三,五五三	一〇六,四〇六	二〇五,〇八八
一九三二—三三	七五,五五三	六,五二二	五,六三三	六,四七一	一,六〇〇	一五,五八八	一一四,一三二	二一八,三三三
一九三三—三四	七〇,七五一	七,六三三	七,三三三	七,九四五	一,六〇〇	一七,六〇八	一三,五五五	二二七,三二八
一九三四—三五	六八,五七七	七,五五六	七,七七七	六,三三三	一,六〇〇	一九,九九九	一三,七六八	二二六,三三九
一九三五—三六	七五,五五六	六,二六六	七,七七七	六,七七七	一,六〇〇	一八,二二二	一二,五五五	二〇七,〇七〇

(a) 純價額。此らの價額は前二表及び第十八章「工業」中のもものと異なる。即ち「工業」中のもとは本表中の酪農、林業に含まれてゐる或種の生産物を含む。

前に二表を示すが、第一表は人口一人當り現實生産額を示す。併し次の點を考慮に入れなければならない。當該生産は物の生産のみで勞務は計算に入れない。文明の進むにつれ、物の生産は勞務に比し比較的重要でなくなり全人口中の小部分が之に従事するに過ぎなくなる。例へば自動車、映畫、無線電信は比較的近年使用され出したもので、それには物の生産よりも遙かに多數の人を勞務に使用する。それ故人口一人當りの物の生産額は生産率の進歩を正確に表示せず、生産價額を過少評價する傾向がある。勿論失業も價額を低下せしめる。

物の生産に従事する者が一人當り現實に幾何生産するかによつた方がよい。それ故、測定法としては、第二表でそれを試みた。その結果、生産率のより正確な基準が得られるが、失業による影響は勘定に入れてゐない。但し指數も短期間をとつたのと振割の爲、幾分低く目になつてゐるかも知れない。

この二つの表の意味は相異してゐる。一九三〇年に失業が深刻になる前は、一人當りの現實生産額は(第一表最後の欄に示す如く)一九〇六年以降の小變動を除き實際的に不動の状態を續けた。生産率の向上に依つて得られたものは、物の生産から、勞務の生産へ漸次移動した爲、大部分相殺された。一九三〇—三三年間に失業激増—一九三二年には其の極點に到達したが丁度此の期間に於て指數は平常水準約一〇〇から一九三〇—三一年に七八に暴落した。これは失業を考慮に入ると平均實質収入が平常水準から四分の一近くに低落した事となる。羊毛價格の低落に歸因して、一九三四—三五年に僅かに後退したのを別にすると、指數は一九三一—三二年以降絶えず上騰してゐた。そして一九三五—三六年には不況前の水準に達し一

九三七—三八年には一九二四—二五年の最高點を凌駕するに到つた。一九三八—三九年に生産總價額が低下したのは主に羊毛及び小麦の價格及び生産量が低下した爲であるが、その後小賣價格指數は上騰し、一人當りの現實生産額は一九三七—三八年に到達した頂點より八割減といふ點に止つてゐた。

他方第二表最後の欄に示した從業者一人當り現實生産指數は、幾分か上昇傾向を示した。豫想される如く一九一四—一九一九年の大戦中には急騰し、戦後幾分か低下した後再度回復した。一九二九—三〇年には一部分小賣物價下落に歸因して指數は相當低落した。一九二九—三〇年の次の四年間には一二六に昇つたが、一九三四—三五年には再び一七に下落した。以上の損失の大半を一九三五—三六年に回復し、一九三六—三七年には新記録を示し、翌年度もこの記録を維持してゐた。既述の理由で一九三三—三九年に七・四%低落した。前年程高率ではないが、從業者一人當りに對する現實生産の數字の高いのは「雇傭されてゐる人々」にとつて高實質賃金を意味し、實質賃率の統計と一致してゐる。此の賃率は最近數年間は一・九二七—二九年に達した高水準より幾分高い。

第二表の資料は充分でない。即ち製材業從業者數は正確に知られてゐない爲、これに關する生産價額及び從業者數は共に計算外にある。更に原始産業に従事する女子勞働者の統計も不充分であるから、男子勞働者數のみを勘定に入れてゐる。製造業に於ては男女勞働者の相對賃率に基き、女子勞働者數を男子勞働者に換算してゐる。従つて「從業者數」欄は物の生産に従事する者の絕對數といふよりは、寧ろ指數であるが、指數としては從業者一人當り生産額を充分測定するに足る程正確である。



人口一人當り總生産額

年 度	計 (千磅)	人口一人當り		小賣物價指數 (一九二一年=100)		A・C種に對する購買力により測 定せる人口一人當り現實生産額	
		實 額 (磅)	指數 (一九二一年=100)	「A」種	「C」種	「A」種	「C」種
一九〇六	1,740,000	1,740	100	1,000	1,000	100	100
一九〇七	1,840,000	1,840	106	1,100	1,100	106	106
一九〇八	1,900,000	1,900	109	1,120	1,120	109	109
一九〇九	1,950,000	1,950	112	1,140	1,140	112	112
一九一〇	2,000,000	2,000	115	1,160	1,160	115	115
一九一一年	2,050,000	2,050	118	1,180	1,180	118	118
一九一二年	2,100,000	2,100	121	1,200	1,200	121	121
一九一三年	2,150,000	2,150	124	1,220	1,220	124	124
一九一四年	2,200,000	2,200	127	1,240	1,240	127	127
一九一五年	2,250,000	2,250	130	1,260	1,260	130	130
一九一六年	2,300,000	2,300	133	1,280	1,280	133	133
一九一七年	2,350,000	2,350	136	1,300	1,300	136	136
一九一八年	2,400,000	2,400	139	1,320	1,320	139	139
一九一九	2,450,000	2,450	142	1,340	1,340	142	142
一九二〇	2,500,000	2,500	145	1,360	1,360	145	145
一九二一年	2,550,000	2,550	148	1,380	1,380	148	148
一九二二年	2,600,000	2,600	151	1,400	1,400	151	151
一九二三年	2,650,000	2,650	154	1,420	1,420	154	154
一九二四年	2,700,000	2,700	157	1,440	1,440	157	157
一九二五年	2,750,000	2,750	160	1,460	1,460	160	160
一九二六年	2,800,000	2,800	163	1,480	1,480	163	163
一九二七年	2,850,000	2,850	166	1,500	1,500	166	166
一九二八年	2,900,000	2,900	169	1,520	1,520	169	169
一九二九年	2,950,000	2,950	172	1,540	1,540	172	172
一九三〇	3,000,000	3,000	175	1,560	1,560	175	175
一九三一年	3,050,000	3,050	178	1,580	1,580	178	178
一九三二年	3,100,000	3,100	181	1,600	1,600	181	181
一九三三年	3,150,000	3,150	184	1,620	1,620	184	184

(a) 不明。

年 度	計 (千磅)	人口一人當り	小賣物價指數 (一九二一年=100)	A・C種に對する購買力により測 定せる人口一人當り現實生産額
一九三三—三四	3,200,000	3,200	187	187
一九三四—三五	3,250,000	3,250	190	190
一九三五—三六	3,300,000	3,300	193	193
一九三六—三七	3,350,000	3,350	196	196
一九三七—三八	3,400,000	3,400	199	199
一九三八—三九	3,450,000	3,450	202	202

從業者一人當り生産額

年 度	(a) 從業者數 (千)	實 額 (千磅)	指數 (一九二一年=100)	A・C種に對する購買力により測 定せる人口一人當り現實生産額	
				「A」種	「C」種
一九〇六	3,380	3,380	100	100	100
一九〇七	3,400	3,400	100	100	100
一九〇八	3,420	3,420	100	100	100
一九〇九	3,440	3,440	100	100	100
一九一〇	3,460	3,460	100	100	100
一九一一年	3,480	3,480	100	100	100
一九一二年	3,500	3,500	100	100	100
一九一三年	3,520	3,520	100	100	100
一九一四年	3,540	3,540	100	100	100
一九一五年	3,560	3,560	100	100	100
一九一六年	3,580	3,580	100	100	100
一九一七年	3,600	3,600	100	100	100
一九一八年	3,620	3,620	100	100	100
一九一九	3,640	3,640	100	100	100
一九二〇	3,660	3,660	100	100	100
一九二一年	3,680	3,680	100	100	100
一九二二年	3,700	3,700	100	100	100
一九二三年	3,720	3,720	100	100	100
一九二四年	3,740	3,740	100	100	100
一九二五年	3,760	3,760	100	100	100
一九二六年	3,780	3,780	100	100	100
一九二七年	3,800	3,800	100	100	100
一九二八年	3,820	3,820	100	100	100
一九二九年	3,840	3,840	100	100	100
一九三〇	3,860	3,860	100	100	100
一九三一年	3,880	3,880	100	100	100
一九三二年	3,900	3,900	100	100	100
一九三三年	3,920	3,920	100	100	100

(a) 前表說明參照 (b) 不明。

年 度	前表說明參照 (a)	不明 (b)
一九二四—二五	1,240	1,240
一九二五—二六	1,250	1,250
一九二六—二七	1,260	1,260
一九二七—二八	1,270	1,270
一九二八—二九	1,280	1,280
一九二九—三〇	1,290	1,290
一九三〇—三一	1,300	1,300
一九三一—三二	1,310	1,310
一九三二—三三	1,320	1,320
一九三三—三四	1,330	1,330
一九三四—三五	1,340	1,340
一九三五—三六	1,350	1,350
一九三六—三七	1,360	1,360
一九三七—三八	1,370	1,370
一九三八—三九	1,380	1,380



第十節 生産指數

次表に下記の部門に亘つて價格指數及び生産指數を掲げる。即ち農業、牧畜業、其他農業及び酪農業、金及び其他鑛業、關係總部門綜合。これらの指數計算法は評量總合計法 weighted aggregative method に依る。即ち各年の價格は生産價額を同年の生産高で除して得られる。價格指數は、

當該商品に對する固定數量乘數 fixed quantity-multipliers として、一九二二—二四年及び一九二七—二八年平均生産高を使用してある。生産指數に關しては、乘數は同期間を通じての評量平均價格で、之は任意の商品の總生産額を同期間の總生産高で除して得られる。この方法は關係總部門指數(即ち一切の農産業及び總計)にも個別部門指數に於けるが如く適用してある。

原始産業生産價格指數 (一九二二—二四年乃至一九二七—二八年平均基準=1,000)

年 度	農 業	牧 畜 業	酪農業其他農業	全 農 業	金 鑛		原 始 産 業 計
					其 他	業	
一九二二—二一	六九五	四四五	五七七	五〇〇	九六二	五六六	五〇〇
一九二一—二〇	六五三	五七七	六〇〇	五五七	九五五	五五五	五〇〇
一九二〇—一九	六四一	五三四	六〇〇	五六二	九五三	五五〇	五〇〇
一九一九—一八	一,〇八五	五三二	六〇〇	七二四	九五二	五五〇	五〇〇
一九一八—一七	七五五	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一七—一六	七〇〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一六—一五	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一五—一四	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一四—一三	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一三—一二	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一二—一一	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一一—一〇	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一〇—〇九	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇九—〇八	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇八—〇七	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇七—〇六	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇六—〇五	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇五—〇四	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇四—〇三	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇三—〇二	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇二—〇一	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇一—〇〇	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇

年 度	農 業	牧 畜 業	酪農業其他農業	全 農 業	金 鑛	其 他	原 始 産 業 計
一九二七—二八	六七七	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九二八—二九	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九二九—三〇	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三〇—三一	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三一—三二	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三二—三三	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三三—三四	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三四—三五	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三五—三六	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三六—三七	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三七—三八	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一
一九三八—三九	六八〇	四一〇.一	五七〇.一	五〇〇.一	九六二	五六六	五〇〇.一

原始産業生産指數 一九二二—二四年乃至一九二七—二八年 平均基準=1,000

年 度	農 業	牧 畜 業	酪農業其他農業	全 農 業	金 鑛		原 始 産 業 計
					其 他	業	
一九二一—二〇	六四一	五三四	六〇〇	五六二	九五二	五五〇	五〇〇
一九一九—一八	七五五	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一七—一六	七〇〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一五—一四	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一三—一二	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九一一—一〇	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇九—〇八	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇七—〇六	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇五—〇四	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇三—〇二	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇
一九〇一—〇〇	六八〇	六四〇	六八二	七三三	九四七	五五〇	五〇〇



一九一九—二〇	五七	五八	五七	五五	五五	七二
一九二〇—二一	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	七二
一九二一—二二	六二	六二	六二	六二	六二	七二
一九二二—二三	六三	六三	六三	六三	六三	七二
一九二三—二四	六四	六四	六四	六四	六四	七二
一九二四—二五	六五	六五	六五	六五	六五	七二
一九二五—二六	六六	六六	六六	六六	六六	七二
一九二六—二七	六七	六七	六七	六七	六七	七二
一九二七—二八	六八	六八	六八	六八	六八	七二
一九二八—二九	六九	六九	六九	六九	六九	七二
一九二九—三〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七二
一九三〇—三一	七一	七一	七一	七一	七一	七二
一九三一—三二	七二	七二	七二	七二	七二	七二
一九三二—三三	七三	七三	七三	七三	七三	七二
一九三三—三四	七四	七四	七四	七四	七四	七二
一九三四—三五	七五	七五	七五	七五	七五	七二
一九三五—三六	七六	七六	七六	七六	七六	七二
一九三六—三七	七七	七七	七七	七七	七七	七二
一九三七—三八	七八	七八	七八	七八	七八	七二
一九三八—三九	七九	七九	七九	七九	七九	七二

### 第十一節 商品消費

一 濠洲 二 露外國との比較

商品消費の動きは濠洲の社會生活に於ける多數の重要要因の有無を明かにするので、特に興味がある。此ら要因には例へば食物の變化、需要供給、購買力、人口の變動などが含まれてゐる。その變化の一つ一つの影響を測定することは不可能であるが、消費に及ぼす影響の實體は次に示す數字に明かである。

實際消費量の増大は濠洲全體の消費能力の増大を示すが消費の傾向を明示するものではない。それに關する表は「人口一人當り」の消費量を記録してある。數年間引續いて自動車用ガソリン、バター、肉、ビスケット、玉蜀黍、馬鈴薯、茶、ビール、酒精類に明白な變化が見られた。自動車輸送の發達と共に自動車用ガソリンは一九一三—三六六年間に二ガロンから三ガロンに増加した。バターは表中の各期間に比較的少量消費された。肉の消費は一九一四—一八年の大戦期以來増加した。主に羊肉、蒸肉、豚肉の消費が増加したためである。

消費の減少した商品はビスケット、玉蜀黍、馬鈴薯、茶、ビール、酒精類である。併し最近五年間の數字は經濟的不況と失業の増大に甚しく影響された事を想起せねばならない。

次表は長年に亘る濠洲に於ける消費量の平均年總計及び人口一人當り數の比較である。此の資料は、夫々の場合に應じ、生産高に輸入超過量を加へ、又は輸出超過量を控除して作成したものである。各期の初めと終りの在庫品を酌量するを要する、尤もそれは小麦、小麦粉の場合に限られる。従つて殘存商品の數字は多少不完全なものであるが、この爲、不一致が生じても期間が五年から十年に亘つてゐるから、最少限に止まる。

#### 商品消費量、需要推定額

物 品	數量單位	一九一三年終了		一九二〇—二一年		次記年度終了五年間		
		十年間	終了七年間	一九二五—二六	一九三〇—三一	一九三五—三六		
大 麥	千ブッシュェル	三、八八五	三、八八五	三、八八五	三、八八五	三、八八五	三、八八五	三、八八五
玉 蜀 黍	ク	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇
種 子 用	ク	九、五四四	九、五四四	九、五四四	九、五四四	九、五四四	九、五四四	九、五四四

穀類 穀類の項に掲げた數量は穀類として又は他の形で人間の消費に充當し得る數量を示す。その他に家畜(夫々の種類に關する詳細は不明であるが)による消費量を含む。これ等數量は種子用の量と共に濠洲全需要量を示す。

根 菜 消費全數量中には一エーカー以下の所有地產出額を含み、露農品 新鮮牛乳消費量は確定できず、従つて數字は最も信頼するに足る根據から得た推定數に過ぎない。バター、チーズの消費量中には農場產出量を含む。

肉 類 正確な肉消費量を得る爲には調理用死屍の平均重量が確かであれば得られない。濠洲全體の數字を得ることは最も困難であるから、最も信頼し得る推定數によつて作成したものである。

酒 類、煙草 酒類、煙草の數量は消費稅賦課數量及び保稅倉庫搬出數量によつて定められた。

砂 糖 砂糖消費量の決定には饋詰果物、煉乳、ジャム等の輸出品中の砂糖含有量を控除した。従つて表中の數量は實際の濠洲消費量を示す。

小 麥 粉 小麦粉消費量はパン、菓子、ビスケットとしての消費量を含む其他の製作工程での工場使用量をも含む。



濠洲消費統計の作成に困難が附帯する事は既に指摘したが、諸外國にも同様の數字が存在しない事實は外國に於ても同様の困難がある事を暗示す

二 諸外國との比較

品名	一九二五—二六年終了四年間平均		一九一三年終了三年間平均	
	(a)	(b)	(a)	(b)
ベーコン、ハム	1,016	5,211	6,968	7,449
肉類計	5,085	6,483	1,331	7,449
酒類、煙草	1,188	1,188	1,188	1,188
酒類計	1,188	1,188	1,188	1,188
其他食料品	1,188	1,188	1,188	1,188
ビスケット	1,188	1,188	1,188	1,188
魚類	1,188	1,188	1,188	1,188
小麦粉	1,188	1,188	1,188	1,188
小豆	1,188	1,188	1,188	1,188
ジャガイモ	1,188	1,188	1,188	1,188
茶	1,188	1,188	1,188	1,188
その他	1,188	1,188	1,188	1,188
石炭	1,188	1,188	1,188	1,188
自動車用ガソリン	1,188	1,188	1,188	1,188
セメント(ボート)	1,188	1,188	1,188	1,188

る。多少詳細に發表されてゐる國もあるが、それは二、三の商品に限られてをり、廣汎な國際的比較は不可能である。  
外國の計算方法は詳細不明の爲に、發表された數字が凡る點で濠洲の數字と比較し得るや否やは判断し得ない。外國の數字は或場合には一年分に

品名	一九二五—二六年終了四年間平均		一九一三年終了三年間平均	
	(a)	(b)	(a)	(b)
燕麥種子	10,282	6,371	6,371	6,371
米(精米)	1,188	1,188	1,188	1,188
米(粗米)	1,188	1,188	1,188	1,188
小豆	1,188	1,188	1,188	1,188
根菜	1,188	1,188	1,188	1,188
馬鈴薯	1,188	1,188	1,188	1,188
其他農作物	1,188	1,188	1,188	1,188
乾菜類	1,188	1,188	1,188	1,188
糖	1,188	1,188	1,188	1,188
酪農品	1,188	1,188	1,188	1,188
肉類	1,188	1,188	1,188	1,188
牛肉	1,188	1,188	1,188	1,188
羊肉	1,188	1,188	1,188	1,188
猪肉	1,188	1,188	1,188	1,188







「コペー」 映畫輸出は米國一、一七六本、三、四三八、三一七呎、英國三七〇本、七一四、四二二呎、其他諸國一五五本、三一、八九一呎  
上述數字は三五ミリの標準型映畫である。標準型以外に一九三九年に一六ミリ、九・五ミリ、八ミリの小型映畫二、〇〇三本、七七二、六四三呎が輸入された。

### 三 映畫輸出

一九三九年輸出映畫は一、一〇八本、一、二三〇、三四九呎（「コペー」中、九五七本、一、一一七、二七六呎は委任統治領を含む英帝國内諸地方へ送られた。

## 第十三節 濠洲商品の市場賣買

- 一 糖 類
- 二 酪農生産物
- 三 乾果
- 四 罐詰果實
- 五 葡萄酒
- 六 肉類
- 七 林産物
- 八 小麥産物
- 九 輸出保証法
- 一〇 濠洲農會議

### 一 糖 類

濠洲商品取引に關する各種聯邦法律及び規則とそれを援助統制する爲に任命された局、委員會の活動と共に以下に述べる。茲では平時に於ける濠洲商品取引に關するものを述べ、大戦勃發による變動には言及しない點に注意を要する。濠洲商品取引賣買の戰時調整の概要は第十四節に述べる。

### 二 酪農生産物

(一) 酪農産物輸出統制法（一九二四—三八年） 酪農業者の要求に應じて制定された同法は濠洲酪農生産物の海外取引を組織化する目的を以て聯邦議會を通過した。酪農生産物統制局が設置され、一九二四—三五年間存在した。管掌事項は酪農生産物海外販賣の組織化及び監督であつた。同局はロンドン市場への供給を規則的ならしめる爲に積荷を調整し、先物を統

制し、外航運賃及び保険料の割引を爲し、英本國に於ける宣傳活動にも參加した。

酪農生産物統制局創設に先んじ、任意團體たる濠洲酪農産物評議會が設立され、酪農産物の生産、加工、品質、牧場改善、乳牛疾病の問題に關し政府に進言勸告をなした。

濠洲農會議の進言に従ひ、此種團體は一九三五年修正法によつて濠洲酪農産物統制局に合併され、同局の基金は牧場、乳牛の疾病、バター品質に關する研究調査に制當ることになつた。

(二) 酪農生産物輸出税法（一九二四—三七年） 同法は統制局の行政費、宣傳其他の經費に充てる爲に一切の聯邦輸出バター、チーズの課税を規定したもので、課税率は細則により決定されてゐる。

(三) 酪農生産物法（一九三三—三五年） 第十五章酪農其他第一節「三」に濠洲酪農生産物價格安定の目的上採用された任意及び強制案に言及してある。州法により當局は各州生産額の州内賣却率を決定し、各州間の競争を防止し、この制當制を守らしむるために酪農生産物法を通過せしめた。併し一九三六年の極密院決議は、聯邦は憲法上、州間交易を統制する権限を有せず、従つて聯邦法は何等効力なき旨を表示した。其れ故酪農は現在純粹に任意的に價格安定案を行つてゐる。

### 三 乾 果

(一) 乾果輸出統制法（一九二四—三八年） 同法は濠洲産乾果の市場販賣を組織化する乾果産業界の要望に應じて制定されたものである。乾果統制局は果實栽培業者代表五名、乾果取引經驗者二名、政府任命者一名の八名より構成され、濠洲産乾果サルトナ、カラント、レキシアスの輸出、輸出後の販賣配給を統制する爲に設置された。ロンドン出張所と連繫して同統制局は濠洲産乾果の外國取引を改善し、其の需要を増大せしめた。其の價格評價制度は一層満足すべき實効を挙げた。供給の繼續を保證し、積荷を修正する方策及び濠洲海外貿易宣傳委員會の宣傳戰への参加は本産業に貢獻する所著しかつた。乾果額は統制局の勸奨する條件に

應じて發行される許可證によらなければ一切輸出できない。

(二) 乾果輸出税法（一九二四—三九年） 同法は統制局の行政費、宣傳費等に支辨の爲濠洲輸出の全サルトナス、カラント、レキシアスに課税する目的で設けられたものである。課税率は細則で決定する。尙、一九二七年の修正により統制局の勸告に基づきサルトナス、カラント、レキシアスの課税免除の條項が設けられた。

(三) 乾果法（一九二八—三五年） 既刊本年鑑に乾果法に關し記述（第二八卷八九四頁参照）、本法は上記「二」「三」の酪農産物法に類似したものである。

### 四 罐 詰 果 實

(一) 罐詰果實輸出統制法（一九二六—三八年） 本法は罐詰果實の海外市場販賣組織化の目的を以て罐詰製造業者及び果實栽培業者の代表團體の要望に應じて公布されたものである。元の法律は杏、桃、梨の罐詰のみを対象としたものであるが罐詰パイナップル及び指定果實七五%以上から作られた罐詰果實サルトナも其後同局の統制を受けるに至つた。濠洲罐詰果實局の職員は私營罐詰工場、協同經營罐詰工場、州管理工場、パイナップル關係者及び聯邦政府の各代表一名宛から成る。本法の適用を受ける罐詰果實は統制局勸告の諸條件に一致した場合に發給される許可證を得なければ輸出を許可されない。同局採用の販賣制度には最低海外賣價の決定、ロンドン代表の任命、海外貿易宣傳を含み、右に依り罐詰果實の毎年の餘剩輸出分を満足に處分する事が出来るやうになつた。罐詰果實の配給は擴張され、本産業の輸出方向は統制局の活動によつて一段鞏固な基礎の上に置かれた。

(二) 罐詰果實輸出税法（一九二六—三八年） 本法は統制局の行政費其他事業費を支辨する爲に罐詰の輸出に課税する條項が設けられてゐる。税率は其の都度細則によつて決定される。一九二九年修正は機宜に應じ統制局の進言による免税を規定してゐる。

### 五 葡 萄 酒

(一) 葡萄酒海外市場販賣法（一九二九—三六年） 本法は濠洲葡萄酒栽培關係者の要求に應じ、濠洲過剩葡萄酒の海外市場販賣を修正する目的で公布された。葡萄酒海外市場販賣局が濠洲産葡萄酒の輸出、輸出後の販賣配給監督の爲に設置された。

一九三六年には濠洲葡萄酒局と改稱した。輸出は同局が所管大臣へ勸告した條件により、許可證の發給なき限り許可されない。同局は酒類積込の差止を行ひ得る。同局はロンドンに代表者を駐在せしめ、市場状況に關して勸告せしめる。同局のとつた市場販賣方策によつて濠洲葡萄酒の海外販賣路が擴張された。

(二) 釀造用葡萄酒税法（一九二九—三七年） 本法は葡萄酒釀造又は葡萄酒強度に使用する酒精釀造に濠洲で使用されるすべての葡萄酒に課税することを規定する。課税金は同局の行政費其他費用の支辨に充てられる。統制局の勸告により免税をなす規定が設けられてゐる。

### 六 肉 類

(一) 肉類輸出統制法（一九三五—三八年） 本法は法律的權限を有する肉類統制局設置の目的で、一九三五年十月に開催された聯邦及び州大臣と聯邦肉類諮問委員會委員との協議會の決議により公布され、一九三六年一月同法により設置された。濠洲肉類統制局は生産者、加工業者、輸出業者、聯邦政府各代表者一八名から構成される。執行委員會及び肉類諮問委員會は肉類局構成員から任命する規定である。肉類の輸出は許可制で統制されてゐる。統制局は肉類積積の統制船積及び保険料に關する契約取極、廣告による海外販賣高の増加、肉問題研究の助成、輸出許可證發給の監督をなすの權限を有する。統制局には又ロンドン代表任命の權限がある。

(二) 肉類輸出税法（一九三五年） 濠洲輸出の全肉類から得られる納税金を肉類統制局の事務上の諸支出支辨の基金に充てることになつてゐる。統制局の進言により免税するの規定が設けてゐる。



七 林檎及び梨

(一) 林檎梨販賣組織法(一九三八年) 林檎及び梨業界の要望に應じて...

(二) 林檎梨輸出税法(一九三八年) 本法は統制局の事務費其他の費用...

(三) 林檎梨宣傳及び調査法(一九三八年) 本法によつて濠洲林檎梨局...

一九三八年十二月より施行の本法は各州議會により制定せられてゐた...

八 小麥産業助成法(一九三八年)

一九三八年十二月より施行の本法は各州議會により制定せられてゐた...

第十四節 原始産業生産物の戦時取引

- 一 概説 二 羊毛 三 肉類 四 パター 五 チーズ 六 鶏卵 七...

今次歐洲大戰勃發前に英本國及び聯邦政府は、商品賣却契約締結前でも...

大戦勃發に際し肉類、酪農品、果實等に關する法制上の各局が存在した...

此等商品に關し設立された機關の他に船舶統制局が沿岸海運を統制する...

大戦勃發前に、濠洲の冷凍設備容積の調査が行はれ、船舶積込までの冷...

二 羊 毛

英本國政府は濠洲聯邦政府と大戰中及び大戰終了直後の羊毛一季節産の...

る。輸出價格が右水準以上に騰貴すると小麦賣上税の規定が適用される。

この稅收入は國內消費用製粉小麦の原價が一ブ・シエルに付五志二片を越...

一般基金から最初の五年間毎年五〇萬磅以内の額が、特別の目的に準備...

州法律は消費者の支拂ふ價格が合理的たることを確保し、聯邦法律は右...

九 輸出保證法

永い間本法は原始産業生産品の市場販賣を助長する爲に直接には發動さ...

一〇 濠洲農會議

濠洲農會議の組織、人員、機能の詳細は第十四章「農業」に記述。

取極の主要條件は

- (1) 英國政府は積出港在庫羊毛一封度に付平均英貨一〇・七五片、即ち...

三 肉 類

一九三九年十月一日より一九四〇年九月三十日迄に英本國政府は牛肉、...



新され、牛肉、猪肉、羊肉、羔肉、食用豚肉、豚肉及び鹽漬豚肉等に關するものである。新規契約によりある種の肉は引受けられず、一部には多少の價格變動もあつた。

#### 四 バ タ

本契約により賣却されるべきバター量は一九三九年十一月十三日より一九四〇年六月三十日迄七五、五〇〇噸であつた。契約價格はe.w.tに付優良品一三七志二片四分一、一等品一三五志七片四分一、二等品一三志一片四分三、バスターリー一二七志六片である。代金は積込の際に九〇%、残額は到着後二十八日以内に支拂はれる。

更に聯邦政府は船腹の都合し得る限り需要の範圍内に於て輸出増加に最善の努力を盡さんことを保證した。

一九四〇年七月一日より一九四一年六月三十日に至る一ヶ年間の契約更新に關する交渉が妥結し、英國食糧省は前取極と同一價格、同一條件で購入する事を承認した。

#### 五 チ

大戦勃發以後一九四〇年六月三十日迄英國政府は一三、〇〇〇噸のチーズを買受ける契約を行つた。濠洲港での本船渡e.w.t當り濠洲價格は優良一等品七六志六片四分三、二等品七四志四分三片、三等品七一志六片四分三である。支拂はバターと同じ條件で行はれた。契約は一九四〇年七月一日から一年間同一條件で更新された。

#### 六 鶏 卵

本契約は一季間で、一九三九年十二月三十一日迄輸出用包装の全鶏卵に關するものであつた。取極の數量は九〇〇、〇〇〇ロング・ハンドレッド(譯註)商品の種類に依つては二〇〇個を以て一〇〇個と計算することあり。これを「ロング・ハンドレッド」といふのであつたが、船腹があれば英國政府は同一條件にて右取極以上に輸出し得るものある場合も引受けすることに同意し

た。濠洲港本船渡、濠洲價格は一三・五封度及び一四封度詰、九志一〇・八三片、一五封度及び一六封度詰、一二志二・八七片、一七封度及び一八封度詰、一二志四・二五片である。積込の際八五%支拂はれ、一五%は到着後二十八日以内に支拂はれた。

更に一九四〇年七月一日より一九四一年十二月三十一日までの間に積みされた鶏卵に關する契約は前契約の價格より「ロング・ハンドレッド」に付、一志三片(濠洲)で行はれた。尙支拂條件も改善されて前契約には積込の際八五%支拂はれてゐたが、九〇%支拂はれる事となつた。

一九四一年一、二月の積積鶏卵に對して契約延長の交渉が妥結した。

#### 七 砂 糖

一九三九年九月にクインスタン政府は英國との取極に依り一九三九年收穫の濠洲粗糖剩餘量を英國政府に譲渡、糖度九六度基準運賃保險料込相當英貨七磅一〇志、それに自給額砂糖に對する現行英國特惠關稅三磅一五志を加へて、噸當り合計英貨一磅五志にて英國食糧省に賣却することとした。同條件は一九四〇年收穫粗糖の濠洲生産剩餘分に適用された。但し價格は事實上噸當り一〇志高だつた。

#### 八 鉛

本契約は英國供給者とプロトクンヒル・アツシエイトッド・スメルターズ・プロプライエタリー会社に締結され、期間十二箇月、價格は噸當り英貨一五磅一志三片、濠洲一八磅一六志七片である。

この契約は一九四〇年九月一日より更に十二箇月間、最初の契約と同條件で更新された。

#### 九 亞 鉛

亞鉛に關して又英國供給者、オーストララシア亞鉛電解株式會社間に契約が行はれ、契約期間は十二箇月、契約價格は噸當り英貨一八磅、濠洲

二二磅一〇志である。

この契約は一九四〇年九月一日より更に十二箇月間、最初の契約と同條件で更新された。

#### 一〇 雜 詰 果 實

英國政府は一九四〇年の收穫者から一定量の杏、桃、梨の雜詰購入を契約した。購入價格は濠洲港本船渡價格に決定した。

契約條件によれば交渉妥結以前の船積量に關しては濠洲に於て支拂濟の運賃及び其他諸費用と共に代金の九〇%が、英國本國到着と同時に支拂はれ、殘額一〇%は二十八日以内に支拂はれることになつてゐる。其後の船積分は購入代金の九〇%が輸出の際支拂はれ、殘額は目的地の港に到着後二十八日以内に支拂はれる。

#### 一一 林 檜 及 び 梨

大戦勃發に依る、林檎及び梨の緊急状態に即應する爲、聯邦政府は一九三九年十一月十四日、一九四〇年度の收穫及び正常なる市場販賣の爲、國家安全保障(林檎及び梨の處分に關する)規則を公布した。濠洲林檎梨局の市場販賣委員會が市場販賣取極の總てを監督する爲に任命され、各州委員會がこの計畫の管理補助機關として設置された。

一エーカー以上の土地全部又は大部分が林檎及び(又は)梨栽培に使用されてゐる果樹園を所有する總ての栽培者はこの法規によつて登録するを要し、又栽培及び生産高の詳細な報告を要求される。この規定外の林檎及び梨の栽培者の登録は強制的なものでない。

一九四〇年三月一日迄は收穫物の市場販賣は平常通り行はれたが、同日以後は聯邦は少數の除外例を除き、濠洲に於ける總て的林檎及び梨を賣上けた。尙ほ登録栽培者以外の者の栽培せる林檎及び梨の販賣は禁止された。

補償支拂に就ては各個の收穫物の公認査定量の七五%に對し、林檎一ブッシュに付二志、梨一ブッシュに付三志の割合で栽培者に前拂が行は

れた。更に栽培者は同局及び、代理機關に配達される指定品位の林檎及び梨、一ブッシュ以上一志の前拂を得る。補償に關する前拂金はすべて採收後、包装、運搬、倉敷及び販賣等の諸費用は市場販賣當局によつて支拂はれる。

濠洲全般を通じて、局の指令に基き、林檎及び梨の受入及び處理をなす代理機關が設置され、分布機關は各州の州内市場の特殊な必要を充足するやうに工夫された。出荷し得る限りは輸出可能な最大量を産出する州から海外出荷が行はれた。

#### 一二 小 麥 及 び 小 麥 粉

濠洲政府は大戦勃發直後、手持約二、〇〇〇萬ブッシュと推定される前季節小麥の購入及び輸送に關し、英國政府と交渉を開始した。西濠洲と南濠洲の繰越全小麥約七五〇萬ブッシュが英國本國に賣却され、五萬噸の小麥粉の契約も成立した。

此の取極は濠洲政府買上の小麥を管理販賣する爲に創設された濠洲小麥局によつて行はれた。

濠洲小麥局は小麥の市場販賣及び貯蔵を委任されてゐる。小麥の國內價格も、同局が決定する。濠洲内での小麥の自由移動は禁止され、小麥は特許小麥收納人に交付されねばならない。收納人は同局の集配機關で、それより一般小賣商へ販賣する。小麥局はロンドンに濠洲販賣委員會を有し、同委員會は英國、歐洲、其他市場での小麥、小麥粉の販賣交渉を行ふ。

一九四〇年の收穫は第二ブルにブルされた。一九四〇年十一月末、袋入一ブッシュ當り小麥三志五分二分の一及び貯蔵庫小麥三志五分二分一の前金が栽培者に支拂はれた。前金は聯邦により保證せられ、第二ブルに對する總保證金は三、四五〇萬磅であつた。

一四、〇〇〇萬ブッシュ以上の小麥及び小麥粉が一九四〇年十月に至るまでに本局により苦情のない價格で賣却された。これは輸出小麥及び小麥粉一億ブッシュ以上を含む。一九四〇年一月に小麥一五〇萬噸、小麥粉一五萬噸が英國本國に賣却された。これは小麥六、三〇〇萬ブッシュに



相當し、穀類史上最大販賣額の一である。

### 一三 大 麥

新大麥の刈入開始の二、三週間前に大戦が勃發した。その推定收穫高は既往年度より多かつた。

大麥産業を代表する濠洲大麥局は本部をアデレードに置き、濠洲聯邦政府は同局の要求に同意して大麥の全收穫をその管理下に置いた。プールが設けられ、納入の大麥代金は各種類に應じ適當の等差をつけて支拂はれる。同局は大麥の市場販賣貯蔵に責任を負ひ、濠洲小麥局と同じく各州に特許收納人を任命し、州の爲に大麥を收納し、國內及び海外市場販賣の代理者とした。

その收穫は一、五〇〇萬ブッシュェルといふ記録的のものであつたが、局の販賣成績極めて良好で、同季末の持越高は僅に一五〇萬ブッシュェルから一七五萬ブッシュェルの見込であつた。これは總て輸出向の大麥である。國內需要は早魃の爲に平常より大きく、前季節の餘剰高は本季節の收穫減を補ふのに必要であらう。戦時の爲海外販賣輸出の困難にも拘はらず輸出は或程度好成績であつた。

栽培者への前拂は聯邦によつて保證せられ、現在の支拂價額は最優秀麥芽用一ブッシュェル當り鐵道運賃差引二志一一片から家畜用一ブッシュェル當り運賃差引一志九片の範圍にある。

### 一四 乾 果

一九四〇年度の乾葡萄の輸出向け餘剰分を處理する爲の契約が英本國政府と結ばれた。八〇%の前拂金が出荷の際輸出業者に支拂はれ、検査済陸揚後二〇%が支拂はれた。

### 一五 皮 革

一九三九年の末、皮革の販賣統制計畫を建てる必要が生じ、國家安全保障法に基く規則によつて適當の手段が講ぜられた。濠洲皮革産業局はこの

計畫を管理する爲に設定せられた。

全牛皮、一年牛及び犏皮は同局作成の規格表によつて評價せられることを要し、評價の上、聯邦の代理を務める同局によつて買上げられ聯邦の所有に歸する。皮革の所有者は買上げ前に於て大臣が其の郡決定した率で賠償を受ける。同局は買上げた皮革を聯邦に代つて賣却する。鞣皮業者の皮購入に制規があり、皮革の輸出は統制されてゐる。

この計畫が着手せられた時、皮革輸出価格は國內評價格より甚しく高價であつたが、一九四〇年の中頃、皮革の海外市場は崩壊し、本計畫は危機に瀕した。評價は以前の如く行はれ、所有者に對する補償率は一時二五%方減少し、同局の設定してゐた基金は變換期の緩衝として役立つた。皮革の輸出状況は其後改善され、補償率は殆ど平常に復し、本計畫は満足な活動を續けてゐる。

### 一六 兔皮及び帽子

兔皮の市場販賣統制計畫が一九四〇年六月十日國家安全保證(兔皮)規則によつて實施せられた。大戦勃發後、兔皮の価格は海外よりの需要激増につれて激騰した。濠洲の軍用及び民需帽子の價格を合理的水準に維持し、それに必要な十分な兔皮を濠洲の帽子製造業者に與へる爲、販賣統制が必要となつた。

かくして右統制を司る目的の下に、濠洲兔皮局が設置された。この計畫の主要任務は同局が聯邦價格委員會の決定に基づき、作成した規格表に依る評價價格と一般市價との差額に相當する補償金を帽子製造業者に對して支拂ふことにある。

かかる補償支拂基金は一九四〇年兔皮輸出課税法による稅收入で賄はれる。帽子製造業者は評價價格にて購入するやう同局により嚴密に取極られ、最初の冬期購入季に於ける同局の工作は一九四〇年十月一日一部規則の停止の爲終了したが、この工作は相當の成績を挙げた。

### 一七 羊 皮

英本國の濠洲羊皮買上に關する交渉が一九四〇年四月に妥結された。英國供給省は濠洲羊皮の輸出向餘剰量を買上げ、取極期間は羊毛取極と共に延長、終了することに取極められた。

この買上は濠洲港格付出荷羊皮を標準とし、その價格は左に基く。

- (a) 中央羊毛委員會の表に定め洗上羊毛値段に従つて羊皮價格に、
  - (b) 取極表による生皮價格を加へ、
  - (c) その中から羊皮商人手数料を差引く。
- 倉庫より船積港渡までの諸費用、生皮價格の定期的検討及び評價價格の隨時調節は規定されてゐる。

## 第十五節 濠洲安全評議會

濠洲安全評議會は主として教育の力を藉りて街路、工場、家庭に於ける安全を促進する目的を以つて、一九二七年メルボルンに創設され、その活動は、事故減少を必要とする場合には其他の方面にも範圍を擴大した。諸州に於て同評議會は交通當局の好意により、自動車運轉免許證に小冊子を添付し、又新聞其他を通じて繼續的に宣傳を行つてゐる。同會は又兒童の安全意識を助成する爲に諸學校に少年安全評議會を設置してゐる。兒童自身が評議會の役員となり、學校附近の道路を巡回し、生徒等をして安全に道路を横断せしめる。學校の保健安全に關する授業と關聯して各種ポスターが學校へ原價で支給される。特別に撮影された小型映畫は兒童や家庭の安全教育に利用される。

各自動車運轉者に對して行ふ「安全運轉」運動は雇傭運轉手間の「無事故競争」と同様に行はれてゐる。一年間無事故の運轉手には其の旨の證明書が與へられる。安全勸告の普及の爲に月四枚のポスター及び俸給袋へ紙片添付の工場奉仕が規則的に行はれ、昨年は諸工場労働者五萬人以上に配布された。各種委員會は交通、映畫、工場安全、航空安全、家庭危險防止

に關する特殊の問題を取扱ひ、航空安全委員會は航空省を通じ「A」級換從士認可證と共に「航空觀念」といふ三二頁の小冊子を發行配布し、航空機の夜間不時着陸地の對策を講じてゐる。

安全評議會は一般の寄附と奉仕事業所得金によつて維持される非營利團體である。同會の事務は各委員會及び執行機關の管理下に少額手當支給の部員によつて行はれてゐる。その他、交通産業安全、家庭及び航空安全等の純名譽職の委員會がある。

## 第十六節 國際聯盟

濠洲は國際聯盟が創設された一九一九年六月二十八日のヴェルサイユ平和條約締結國の一であり、聯盟及び其他同種團體、即ち國際労働機關、後には常設國際仲裁所の一員となつた。一九三三年十月二日濠洲は國際聯盟理事會の期限三ヶ年の非常任理事國に選ばれたが、一九三六年九月ニューヨークのラバントに代り、一九三九年十二月には南阿聯邦がニューヨークに代つた。

一九三九年十二月に理事會の最後の選舉が行はれた。當時の常任理事國は英佛二國であつた。ベルギー、ポリア、支那、ドミニカ共和国、エジプト、フィンランド、ギリシア、イラン、ペルー、南阿聯邦、ユーゴスラビアの十一國は期限三年の非常任理事國であつた。

大戦勃發後數ヶ月間國際聯盟はジュネーヴで其事務を續行の豫定の處、一九四〇年五月、六月の事件に依り、其後は繼續不能なることが明瞭になつた。商議進行中、事務總長M・アヴノールが辭職したが、少くとも或種の聯盟事業は四半球で行ふといふことが宣言された。保健、阿片、經濟、社會問題を扱ふ專門部門はプリンストン大學の學術振興會の招請により、職争中はアメリカ合衆國に移され、他方、カナダ政府はモントリールのマクギル大學に國際労働局を設置することになつた。尤も聯盟本部は名義上ジュネーヴに残ることにされた。

大多數の聯盟國は新情勢に於ける聯盟及び國際労働局を支持する希望を



正式に表示し、其の移轉は尙續行中である。勿論一九四〇年中に兩者の正規會合を開催することは不可能である。

### 第十七節 軍事保護ホーム

一九四〇年六月三十日現在、軍事保護ホーム委員会の事業を簡単に述べれば、全申込認可数四四、二七七件、家屋指定敷地購入費、其他費用二九、七七五、一四六磅、落成家屋数二一、三五六軒、擴張ホーム三四、其他、同委員會有資格申込者の爲に二、九九〇の既存住宅を購入し、住宅二、九六七に設定された抵當権を引續いでいる。二重援助が申込三八件に認められ、軍事保護ホーム法による給與家族数を三七、三八五とした。各ホームは包括契約により、保険に付され、保險承諾書を含み保險額は二〇、〇一四、三〇五磅に達する。一九四〇年六月三十日迄の委員会全収入は二七、七二五、八七四磅の中、一〇、五五五、七〇一磅は國債償還基金に繰入れられた。同年末に支拂ふべき賦稅滯納金高は六六四、一八〇磅、全繰込金の二・七八%に當る。

## 經濟 日誌

(一九三二—一九四〇)

### 一九三一年

一九三一年及び以後數年の事件は主として一九二九—三〇年に始まつた經濟不況によつて生じた非常事態に對處する努力であつた。  
一月五日——聯邦財政裁判所は延期中の訴訟審理後、經濟情勢を全面的に檢討した上 (The Chetis 1011—145頁参照)、係争の主要問題たる全鐵道従業員賃銀一割引下げを一九三一年二月一日より實施することに決定。この判決に引續き聯邦の裁定により決定した賃銀、給料も同様に減額された。一割の減額が物價低落に則した「自然的」調整の他に、一九二九年賃銀率を二割以上上減せしむ。州判定賃銀に暫時調整を行はなかつたニューサウスウェールズを除き、州判決による賃銀は漸次同率となる。  
一月——キャンベラ、メルボルン首相會議—大藏省官更の一委員會は金融經濟狀態調査の報告を提出。同報告は英國銀行ナ・オットー・ニーマイヤーの初期論說のデフレーション的傾向を多分に帯び、反對に高爲替相場を論評、政府支出の削減を強調してはるが、何等決定的な節減を提案せず。同報告は州の財政大臣四名の署名を有するにすぎず。  
一月——ニューサウスウェールズ首相ラング氏は代案として政府債券國內利子の三分引下げ、同様の引下げ協定成立迄外國利子支拂の停止、金本位に代る「濠洲國富基準通貨」提案。  
首相會議はラング氏の動議を排して、三ヶ年間國家豫算の安定を目指して給料賃銀を生活費の限界迄引下げ、政府債券利子に對する源泉課税を設け、利率引下げの責任を諸銀行に負せしめることに決定。  
一月——爲替相場の解放—スターリング貨の濠洲爲替相場比率は一九三〇年十月九日以來諸銀行によつて割引率八分五厘に維持。一九三一年一月五日ニューサウスウェールズ銀行の發意により、割引率引上げが許可され、一九三一年一月二十九日には三割に達し、「外部」取引人による高率競争が多少あつたにも拘ら

ず、この率は維持せらる。

四月三日——政府財政をロンドン未償額二、五〇〇萬磅、濠洲割限額二、五〇〇萬磅以上に膨脹せしめることは不可能なる旨の書翰を聯邦銀行より公債委員會議長へ發送。濠洲割限額は三ヶ月以内に達せられる見込であつたが事實上到達す。  
五月二十五日——メルボルン首相會議—會議開催に先立ちD・B・コブランF教授を議長とする經濟學者、大藏省官更の委員會の報告書を受理。同報告書は賃銀、給料、年金、利子を含む全支出の削減といふ被後案を提出。その目標は一九二八—二九年水準以下の二〇—二五%への引下げで、二割以上上る聯邦規定賃銀率の實際低下に基く。提案の目標は一九三二—三三年政府不足額を見込額四、〇〇〇萬磅から約一、〇〇〇萬磅に引下げらるにあり、同報告は「首相案」の基礎となり、一九三一年六月十日に採用。  
六月五日——金事情—紙幣に對する金の準備最低率は五年以内に二五%に回復する條件で二五%から一五%に引下ぐ。この聯邦銀行法修正はロンドン短期償還の爲に、更に金現送を行はしめる旨の一般的同意の下に強行さる。  
六月二十五日——銀行預金及び貸出利率の引下げ—聯邦銀行及び商業銀行は新規定期預金又は更新の利率を一分引下ぐ。其他商業銀行も同様に小額引下げを行ひ、同率となす。  
聯邦貯蓄銀行、州立貯蓄銀行は利率一分引下。但し例外としてビクトリア州立貯蓄銀行は五厘、二厘五毛、更に二厘五毛の繼續的引下をなす。  
七月一日——借換公債—國內借款の利率を約二・五%引下げるため借換公債發行。右計畫の効果は次の數字により最も好く理解される。  
一九三一年七月三十一日現在國內借款總額 五五七、九六、六四磅  
書換申込通告額 五〇〇、三三、一五五  
異議通告額 一六、六六、六六九  
自動的に効力を發生せる借換額 一六、一〇、一〇、一〇一  
(書換、或ひは異議申込の通告なき爲) 一一二、五五



計

かくて異議申出者所有公債額は現在借式の三%以下となる。借換の結果全一ヶ年間の全州政府赤字約六五〇萬磅に達したが、この節約から生じた額の一部は州政府の移住者其他債務者に振當てる筈。

七月二十日—大蔵證券利率六分より四分に引下げの旨公示。

八月十四日及び九月二十日—メルボルンに開催された首相會議—數州政府は「首相案」に即して州費算の調整を企圖せる旨報告。不慮の偶發事を考慮した後、新豫算は大體「首相案」とよく調和せるものとした。但し或る州政府は相當の隔りを有してゐた。小組の未借換公債に對し強制的手段が決定され、又困難者の有する證券に對しては國債減價基金から償還する條項を規定。

九月二十日—英國は金による支拂を停止し、スターリング貨は同期間二〇%以上低落。かくて其大半をスターリング貨にリンクする濠洲政府の赤字支拂の實際の負擔はそれだけ減額す。濠洲爲替相場は臨時スターリング貨に對し三〇%の從前割引率を維持せし故、濠洲政府の豫算には何等直接の影響は現れず。

十月一日—聯邦政府は一九三二—三三年生息小券一ブッシュに付四片半の補助金交付の條項を規定。

十月二十日—長短期銀行預金利率は夫々更に五厘、二厘五毛引下。

十一月八日—爲替相場—聯邦銀行委員會はスターリング貨爲替相場調整の責任をとり毎金融市場の率を公表する旨決定。同率は一月二十九日以後の公定銀行比率であつた一三〇磅に代つてスターリング一〇〇磅に對して一二五磅に決定。前記のスターリングは金割引率二〇%から約三〇%に低降したるは注目す。數週間銀行は爲替買入額を割當てられ、其結果「公開市場」率は「強制」率を差か下つた。

一月—流動負債の増大に注意を喚起し、「國家主義財政」の拒否を暗示した聯邦銀行の書翰が公債委員會議長へ送付さる。

一月二十日—メルボルンに開催された州首相會議—州財政状態の重大危機が暴露さる。今後一番の經費節減を行ふ旨の保證を州より得て、聯邦銀行は小聯邦州に更に援助を與へる旨同意。右席上に於てニューサウスウェールズはロ

一九三二年

有し得るやうになる。その結果濠洲紙幣基金の金準備より一〇、〇〇〇、五二八磅の金を國外へ輸送。

五月—六月—更に十二月、二十四ヶ月銀行預金利率を夫々二厘五毛、五厘引下ぐ

六月二十日—國庫收支—金貨の移動を除き一九三二—三三年度の國庫收支は約七、四九二、〇〇〇英磅の受取超過となる。因みに一九三〇—三一年度のそれは約一七、九七四、〇〇〇英磅の支拂超過であつた。

六月二十日—キャンベラ、シドニーに開催された首相會議—同會議は滿場一致を以て一九三二年「首相案」に従ふ旨決議。一九三二—三三年度の收支不足推定額が同會議に報告されたが、ニューサウスウェールズ、タインズランド二州を除き、「首相案」不足額と十分一致せることが判明。同會議は一九三二—三三年度に於ける不足全額を九〇〇萬磅(減價基金六四五萬磅を含む)に引下げること同意し、一、五〇〇萬磅を支出する三ヶ年失業救済事業を取極め、同額中一九三二—三三年度には通常計畫費六〇〇萬磅の他に七〇〇萬磅を支出する事に決定。

七月一日—聯邦銀行は貸出利率を更に五厘引下げ五分とす。一九三二年十月一日以降商業銀行の引下率は平均一分といはれてゐる。有力銀行家は一層の引下げを豫想す。

七月二十日—メルボルンに開催された首相會議—失業救済及大蔵證券基

金として三分七厘五毛利付債還期一九三二年の公債八〇〇萬磅を濠洲市場に買出すことを決定。大蔵證券の利率を四分から三分五厘に引下げの旨公表。

七月二十日—各種預金利率を更に二厘五毛引下ぐ。即ち三月、六月、十二月、二十四ヶ月預金を夫々二分二厘五毛、二分七厘五毛、三分、三分二厘五毛とす

七月二十日—議入改善に關し聯邦政府は地租、所得(財産)税の實質的減額を行ひ、賣上税を更に免除し、或種の疾病、養老年金受領者への支拂額を増加し、歳出中より小券栽培者補助として二〇〇萬磅其他の原始産業生産者に二五萬磅を供給。

一九三三年

一月—一九三二年第四半期の労働組合比率によれば失業状態は著しく改善され、其後も右の状態を保持。

一月二十日—大蔵證券利率三分五厘より三分二厘五毛への引下公表。

二月四日—公債委員會は聯邦銀行と協議の結果將來の起債計畫必要額を公開市場で募集するに決定。

二月七日—各種銀行預金利率を二厘五毛引下ぐ。即ち三月、六月、十二月、二十四ヶ月預金の利率を夫々二分、二分五厘、二分七厘五毛、三分とす。

二月七日—大蔵證券利率を更に三分二厘五毛から二分七厘五毛、三分とす。

二月二十日—一九三三年七月に償還期に到達する四分利付公債九、六二一、〇〇〇磅の償換の爲、償還期一九五五—七〇年額面賣出四分利付債換公債をロンドンにて發行。

五月二十日—州財政補助關係事項調査の爲、聯邦補助金交付委員會組織さる。償還期選擇附六分五厘公債一、四〇〇、〇〇〇磅、償換の爲、償還期一九三七—三八年價格九分三分五厘對借換公債をロンドンにて發行。

五月二十日—償還期一九四二年額面賣出三分七厘五毛附州土木工事内債五〇〇萬磅は申込額八四〇萬磅に達し、締切。

六月一日—大蔵證券利率を更に二分七厘五毛から二分五厘へ引下ぐ。

六月八日—メルボルンにて開催された首相會議—公債委員會との取極により、聯邦銀行は各州の一九三三—三四年度の歳入不足額八五〇萬磅を短期債により

ンドン、ニューヨーク國債並びに國內公債に對する支拂不履を報告。廷府利子支拂は遅れ聯邦政府により行はる。

二月—關稅改訂及び一部輸入禁止の豫定に着手。

三月八日—更に銀行預金利率を三ヶ月預金五厘、六ヶ月、十二ヶ月預金二厘五毛に引下ぐ。

三月二十日—財政協定(聯邦負債)法により財政協定に従ひ聯邦の引續ける負債に對する聯邦の責任に關する諸問題を解決。

三月—五月—財政協定履行法成立し、これにより聯邦は或る州が財政協定により生じた金額の支拂が不能の場合には、州歳入其他の收入金を差押へ得る斷乎たる權限を獲得す。大審院はニューサウスウェールズへの立替支拂利子返還の令狀を認め、聯邦に有利なる判決を下す。ニューサウスウェールズ政府は大審院の把持したる履行法の効力に關し異議を申立てたるも(英本國樞密院への)上告許可を與へず。

三月二十日—「經濟問題の豫備檢討」をなす爲に聯邦政府の任命したる專門家委員會は報告を提出し、生産費の削減と(一部は州貨銀公定機關により實質買銀一割方「切下げ」)を一般に適用して確保せんとす。高率爲替相場とを關聯せしめることにより經濟均衡を回復することを建議。直ちに實行すべき輕減の方法として推薦されたる主要點は(一)關稅率の組織的改正(二)建設費低減により利益を得る場合の公共事業の建設(三)資本の四分の三が個人により拂込まれたる大規模企業に對する貸付(四)既設農場の小雇住民として扶助を受ける要領者の移住。

四月二十日—メルボルンにて開催された首相會議は失業救済事業費二四〇萬磅の起債を決定。

五月—労働組合失業率、三割の最高に到達。ラング氏はニューサウスウェールズ總督に依り罷免され、ピットリヤ労働黨政府は選挙に敗北す。爲替相場引上の運動廣汎に開始され、數ヶ月間繼續す。

六月二十日—ニューサウスウェールズの選挙に労働黨は敗北せしも、タインズランドでは労働黨が勝利獲得。

六月二十七日—ニューサウスウェールズ産業委員會再組織さる。聯邦仲裁裁判所は貨銀の一割特別減額回復の申請を拒否。

六月二十日—聯邦銀行法は修正され、紙幣發行準備の一部を英貨スターリングで保







一月七日—西國借換公債二、三九三、〇〇〇磅起債され、タインスランド債五磅九片

利付は三分七厘五毛額に借換。

二月六日—聯邦銀行は割引率一分七厘五毛の大改訂券一、〇〇〇、〇〇〇磅の公債

を發行。右起債に對し申込額僅か三、一五、〇〇〇磅にして不成功。

三月二日—ニューサウスウェールズ銀行は定期預金利率を三ヶ月二分、六ヶ月二分

五厘、十二ヶ月二分七厘五毛、二十四ヶ月三分に引上ぐ。アデレード銀行は翌日

同様引上ぐ。

三月十五日—聯邦銀行及び他の商業銀行は三月二日よりニューサウスウェールズ

銀行に依り一齊に定期預金利率を引上ぐ。

三月二日—内債九、〇〇〇、〇〇〇磅利率三分七厘五毛、賣出價格九八磅一〇志、價

額一、九五一、一五二を起債せるもその不足額一、八〇〇、〇〇〇磅。

三月八日—借換公債一、六、五五一、〇〇〇磅をロンドンにて發行。(利率二分七厘五

毛、賣出價格九九磅、償還期一九四一—四三年)。西澤州三%、聯邦及び南澤

州三・五%、ニューサウスウェールズ及び西澤州四・五%、中込は起債額を超過。

三月十五日—日本生産及び製造品の輸入に關し不修理なる制限的手数料を講じたる

理由により日本政府は澤州よりの輸入を制限。

三月十五日—一九三五—三六年度の出超額は二二、八六二、〇〇〇英鎊に達す。

三月十四日—一九三五—三六年度の出超額は二二、八六二、〇〇〇英鎊に達す。

小麥價格はメルボルン市定包一ブ、シネル五志の六年來の最高値に觸れ。

三月十日—一九三六—三七年度の聯邦總算は一ヶ年度五、二七五、〇〇〇磅に相當す

る免狀(一九三五—三六年度の殘期間に對しては三、八六八、〇〇〇磅を充當)、

聯邦助成道路補助金増額、官公吏俸給の復元、一戰戰事年金の増額、養老及び

疾病年金の増額、養老手當に對する條件擴張を含む。一九三六—三七年度の

剩餘金四五、〇〇〇磅の見込。

三月十日—聯邦補助金下付委員會は次の一九三六—三七年度補助金を進言。南澤

州一、三三〇、〇〇〇磅、西澤州五〇〇、〇〇〇磅、タスマニア六〇〇、〇〇〇磅

賣上税は五%より四%へ低減し、更に免狀額を擴張。

三月六日—更に運賃増額の免除範圍擴張を發表。

三月六日—廣範圍の品目に直り賣上税免除。その推定額一、〇〇〇、〇〇〇磅。

三月六日—金價格は約三志騰貴して、オーストラリア八磅一三志九片となる。

三月六日—聯邦公債委員會は西澤州公債の爲、一、〇〇〇、〇〇〇磅の臨時補助金交

附の件を決定。本年度公債計費は七五〇、〇〇〇磅増加して二二、四五〇、〇〇

最近七年間の新高債に達す。

三月五日—聯邦總算を發行。

三月六日—ロンドンにて借換公債一、四〇九、九六五磅を發行、聯邦公債を借換

(利率三分五厘、賣出價格九七磅、償還期一九五一—五四年)。

三月六日—利率三分七厘五毛、賣出價格九九磅一五志、償還期一九五一年の内債

八、一九四、七六〇磅を發行。

三月六日—十一月三十日現在澤州ラジオ聴取者數一、〇〇〇、〇〇〇に達す。聴取

者は一〇〇戸に對し都市に於ては八十戸、地方に於ては四十四戸。

一九三八年

一月五日—聯邦首相は一九三八年末迄に英國人補助移民を復活し度き旨聲明。

一月五日—一九三七年第四半期の勞働組合員失業率は八・二%に低下し一九二七

年八月以來の最低。

一月十四日—一九三七年澤州金生産高一、三八一、一三五純オンス、價格一一、九九

三、〇〇七磅。一九一七年來の最大生産高を示す。

三月十四日—現行澤州・ニュージラランド間の貿易協定を改訂。

三月十四日—三年に亘り四三、〇〇〇、〇〇〇磅を支出する澤州國防計畫を發表。同

計畫は其後擴張せる。

三月十五日—シドニーに於て英帝國生産者會議開催。

三月九日—英帝國内の有線、無線電信料金の大幅値下を實施。

三月五日—聯邦公債七、〇〇〇、〇〇〇英鎊をロンドンにて發行(利率三分七厘五毛、

賣出價格九九磅、償還期一九五二—五六年)。中二、〇〇〇、〇〇〇磅は國防費

に、殘餘は聯邦銀行がロンドンに保有する澤州大廠證券の一部借換に充當。

三月五日—利率三分七厘五毛、賣出價格九九磅一〇志、償還期一九五二—五四年の

内債一〇、四一八、一三〇磅を發行。

三月七日—利率三分七厘五毛、賣出價格九九磅一〇志、償還期一九五二—五四年の

内債借換公債一、一八六、二二〇厘を發行。

三月五日—國民保險法案聯邦議會通過。

三月二日—日澤新通商條約調印。

三月五日—一九三六—三七年度工場従業員數は五二三、九四八人にして最高記録。

〇磅に達す。

三月五日—七、五〇〇、〇〇〇磅の内債發行(利率三分七厘五毛、賣出價格九九磅

一〇志、償還期一九五一年十一月十五日)。

三月二七日—日本との貿易紛争解決。

一九三七年

一月五日—日本再びシドニーにて羊毛購入。價格一〇—一五%騰貴。

一月五日—勞働組合員の失業率は一九三六年第四半期に一〇・七%に低下。

一月五日—一九三六年中の生命保險加入額は澤州での記録額を示す。

四月五日—市定包小麥價格はメルボルンにて一ブ、シネル六志に達す。

四月五日—内債七五〇磅發行。(利率三分八厘七毛五片、賣出價格九九磅五志

償還期一九四八年十月十五日)。

五月十日—國庫貯蓄協定による澤州の輸出額四〇〇、〇〇〇噸。

六月五日—ロンドンにて借換公債發行。即ちニューサウスウェールズ債一、三六

〇、九五八磅借換へらる(利率三分五厘、賣出價格九六磅一〇志、償還期一九五

〇—五二年)。

六月五日—聯邦財政裁判所は聯邦為替買入を男子平均五志、女子平均二志六片増

額。

六月五日—一九三七年六月に移る四四半期に於ける商業銀行預金額三二〇、九一

七、〇〇〇磅の記録額に達す。同年増加額は二二、四六〇、〇〇〇磅。貯蓄銀行

預金額も二三〇、八五一、〇〇〇磅の記録を示す。

八月五日—一九三六—三七年澤州出超額は三六、六八四、〇〇〇英鎊(因みに一九三

五—三六年度は二二、八六二、〇〇〇英鎊、一九三四—三五年は一六、〇一三、〇

〇〇英鎊)。

八月五日—銀行問題に關する王立委員會報告書提出さる。聯邦補助金下付委員會

第四次報告は次の補助金を進言す。即ち南澤州一、二〇〇、〇〇〇磅、西澤州五

七五、〇〇〇磅、タスマニア五七五、〇〇〇磅。

八月二七日—聯邦總算提出さる。國防費一一、五三三、〇〇〇磅、疾病養老年金一九

志より一磅に引上。減税なし。推定剩餘金三〇〇、〇〇〇磅。

十月六日—澤州パター(輸入)、ロンドン市場にて一cwt當り一三五—一六志とい

の最低。

八月二六日—各州首相とも國內消費價格を小麥に適用する案に同意。

八月二七日—一九三七—三八年の租税は一人當り一七磅六志。

九月九日—西澤州を除く各州に石炭從業者總罷業勃發。

九月二日—聯邦補助金下付委員會第五次報告書は次の州交付金を進言す。即ち南

澤州一、〇四〇、〇〇〇磅、西澤州五七〇、〇〇〇磅、タスマニア四一〇、〇〇〇

磅。

九月十五日—聯邦總算提出さる。國防費一六、七九六、〇〇〇磅。税額は實質的に増

加。推定剩餘金二六、〇〇〇磅。

九月二六日—賣上税四%より五%に引上ぐ。右による推定增收額一、三三〇、〇〇〇

磅。所得税一五%増率、推定增收額一、四〇〇、〇〇〇磅。

十月二日—キャンベラに公債委員會開催。聯邦及び各州政府は緊急國防事業を討

議。

十月五日—内債借換及び公債償還六九〇、二六、七三〇磅並びに新規公債四、〇八

九、一三二磅を發行(利率三分八厘七毛五片、額面賣出、償還期一九五二—五

四年)。

十月十五日—一九三八年十月に於ける貯蓄銀行預金額二四三、二二〇、〇〇〇磅の

新記録に達す。右は一九三七年十月に比し八、九〇三、〇〇〇磅の増加。

十月二日—聯邦政府の小麥法適用の結果小麥粉稅額當り五磅一五志、税率は十二

月十六日以降當り五磅七志六片に引下。

十月六日—三ヶ年國防計畫修正され、右に要する費用は六三、〇〇〇、〇〇〇磅と

推定。

十月八日—四分利附額面債、償還期一九五五—七〇年の借換公債二、五一七、八〇

〇磅を發行。

十月七日—聯邦銀行總裁は借換及び國防公債が種々六、〇〇〇、〇〇〇磅に達し

た旨を發表し、又同行は輸出の減少及び國防事業への貨幣轉換により起り得る

デフレーションの影響を最少限に止める爲適當の基金を設置すべしと述べ。



一九三九年

一月三日—日本向新設の荷揚を港務労働者が拒否した為、ボート・ケンブラの製鋼労働者四、〇〇〇名失業。  
一月十五日—瀋洲に於ける航空機製作業の可能性を調査する為、英領航空使節團の技術員米朝一技術員によれば瀋洲諸工場の航空機製作に對する潜在的能に一驚せる由。  
二月七日—土木事業其他の爲に三分八厘七毛五厘利率附組面債、償還期一九五三—五五年の内債八、五二五、七一〇磅發行。  
二月八日—一九三七—三八年に工場従業員者は三五、〇〇〇人増加し、總計五五九、一六〇人となる。生産總額は一九三六—三七年一七、八〇〇萬磅より一九三七—三八年一九、六〇〇萬磅に増加。  
三月七日—科學産業研究委員会は産業原料に關し廣汎なる調査を行ひ、瀋洲の國力持続に最も必須なる輸入品を認め、右重要原料の輸入杜絶の際における手段を考究することに決定。  
三月二十二日—聯邦首相は英領海軍政府が英國航空使節團の瀋洲に於ける航空機製作に關する一般的進言を採用せる旨聲明。航空機工業創設に要する工場施設は概算一〇〇萬磅。  
三月二十七日—瀋洲にて製作された最初の近代型航空機ワイラウエー第一號の試験飛行。  
三月二十五日—従前の決定を改め、政府は人的資源の義務登録制の即時採用を決定。  
三月四日—ワイヤラ(南瀋洲)鋸板製造の新規工業、經費二、五〇〇、〇〇〇磅でプロクソンヒル・プロプライエタリ會社によつて設立、一、〇〇〇人が就業。  
五月九日—瀋洲より最初の英國向の鐵道一八、二〇〇噸—ニューカッスルより輸出さる。  
五月二十二日—軍需大臣は、國防に必要な生産能力及び産業資源の義務的登録制を即時採用に決定の旨發表。  
五月二十日—土木事業其他の爲に利率三分八厘七毛五厘、賣出價格九十九磅、償還期一九五三—五五年の内債四、七五一、四七〇磅發行。  
六月七日—國防用に利率四分、賣出價格九十八磅一〇志、償還期一九六一—六四年の補助金交付を決定。

輔官任命の意向を明示

戰爭中の瀋洲小委員は瀋洲政府に於て買上げ、強制的聯邦小委員(議長ライプ・マクナマール)を通じて市場に上場。  
六月五日—瀋洲内外の兵役に關する為、特別義勇軍二萬人登録。  
六月二十二日—瀋洲は英國政府に對し瀋洲海軍六中隊を提供。  
九月二十二日—聯邦政府輸出統制。  
九月二十九日—戰時物價公定機關創設の規則公布。右規則は物價統制委員長に無制限の權限を賦與したるを以て、委員長は瀋洲に於て取引さるる商品の販賣を合理的且つ正常的ならしむることを得。  
十月二日—英國政府との協定により瀋洲の牧羊業者は今期の羊毛羽毛に對し封度當り一三、四三七五片、又英國への轉賣に於ける利益の半額を得。  
十月五日—聯邦緊急計畫組織規則、官報に公布さる。右規則により各種商品の生産に従事する九六種産業は其生産状態の報告をなすものとす。聯邦政府は瀋洲の國外クレジットを國家目的に運用する廣汎なる權限を得。  
十月九日—瀋洲派遣海軍を約三、二〇〇人迄擴張する事に決定。  
十月二十二日—一九四〇年一月から國土防衛の爲に強制軍事教練實施。  
十月二十七日—一九三八—三九年度の聯邦及び州課税額は一二四、五四三、八九六磅、人口一人當り一七磅一九志七片。  
十月三十日—戰爭中英國の瀋洲よりの物資購入額は年一億磅と推定。  
十月三十一日—瀋洲遠征海軍案、先例なき帝國海軍計畫として改案。  
十一月一日—更に國家安全法追加公布され、瀋洲工場施設設備の權限を聯邦政府に附與。  
十二月七日—一九四一年中には八、〇〇〇乃至一〇、〇〇〇人が瀋洲軍用機製作に従事する旨發表。  
十二月二十九日—聯邦首相は瀋洲軍需が翌年早々海外に派遣せらるる旨を聲明。  
十二月三十一日—一九三九—四〇年度聯邦預算修正され、國防費を三三、一三七、〇〇〇磅より六二、〇〇〇磅に増額、増税なし。  
十二月三十一日—聯邦銀行は他の商業銀行と共に内債一、〇〇〇、〇〇〇磅を發行。三分五厘額面賣出、一九四二—四四年迄毎年四、〇〇〇、〇〇〇磅を償還。使途は國防及び土木事業。  
十二月三十一日—聯邦政府は瀋洲に於ける自動車生産獎勵の爲に一、五〇〇、〇〇〇磅迄

一九四〇年

の補助金交付を決定。  
三月八日—三分五厘額面賣出價格九九磅償還期一九四二—四四年の借換公債四、六〇〇、八〇〇磅ロンドンにて發行。  
三月十五日—英國海軍計畫に於て瀋洲の果すべき第一目標は經費五、〇〇〇、〇〇〇磅を以て操縦者一〇、四〇〇人を含む二六、〇〇〇人の海軍將兵を養成するにある旨を聯邦首相聲明。  
三月二十二日—オーストラリアン・コンソリデーター・インダストリーズ會社は瀋洲に於て自動車エンジン及び車體製造の爲に公稱資本一〇〇萬磅の會社を創設すべき旨決定。  
三月三十日—航空機發動機製作の爲、シドニーに一〇〇萬磅の新工場を設立する計畫を發表。  
一月四日—ニューサウスウェールズ州のダレン・デビスに於て採油開始。  
一月八日—軍需大臣R・G・ケイシー駐米特命全權公使に任命さる。  
一月九日—上海駐在米領事G・E・ゴース駐瀋特命全權公使に任命さる。  
一月十七日—英國は多額の瀋洲小委員購入を承諾。  
一月十五日—英領西國の船舶管理の爲、特別委員組織さる。  
一月十四日—聯邦銀行及び民間商業銀行の定期預金利率を五志引下ぐ。  
一月十五日—瀋洲に於ける自動車製造に關しオーストラリアン・コンソリデーター・インダストリーズ會社と聯邦政府との取極は政府により停止さる。  
二月七日—第二A・I・F増強の目的で三月一日より毎月約二、四〇〇名の働集を開始。  
二月二十九日—英國航空計畫に要する航空機の國內に於ける生産及び保持を管理する爲、航空機生産委員會を組織。  
二月一日—國防及び土木事業の爲、内債一八、一六四、七四〇磅發行。最初五年間の利率は三・八分の三、次の十年乃至十六年間は三・八分の五の額面賣出。  
二月六日—海外派遣の爲更に召集さる。第二A・I・Fは現在第六師團及び第七師團合計四八、〇〇〇名より成る。更に一九四一年六月迄に四二、〇〇〇名を募集す。右海外派遣軍と協力すべき瀋洲海軍も派遣さる。  
一一六三

聯邦公債をロンドンにて發行。  
六月八日—政府は國民登録法案に就き個人財産の登録に關する修正を承認、五〇〇磅以上の財産所有者は廣汎なる質問に應ずべき旨要求さる。  
六月十日—瀋洲海軍新造スloop艦バタマタ號(一、四〇〇噸)、ニカトール艦所にて進水。  
六月十五日—公債委員會は聯邦及び州に對し四一、〇〇〇、〇〇〇磅の起債に同意。  
六月十七日—土木事業其他の爲に三分五厘額面賣出、償還期一九四三年八月十五日の内債三〇〇萬磅を聯邦にて發行。  
七月一日—一九三九年六月三十日現在公債總額一、二九五、〇二二、九七二磅、人口一人當り一八六磅一〇片。  
七月二日—總計一五、一七萬噸の鐵鋼を英本國に輸出する爲に二〇億以上を備蓄した旨報告さる。  
七月七日—一九三八—三九年聯邦政府剩餘金六二七、三〇九磅。州政府不足總額三、八七〇、二七五磅。  
八月一日—一九三九年六月三十日現在に於ける貯蓄銀行預金總額計二四五、五四八、六一五磅の記録に達す。人口一人當り三五磅五志七片。  
八月五日—聯邦仲裁裁判所は一般に瀋洲産重工業労働時間週四四時間に決定。  
八月十五日—聯邦政府は國家の利益保護の爲に廣汎なる權限を取得。  
八月二十日—聯邦政府は外國爲替取引及び貨物輸出を統制。  
八月二十九日—聯邦政府は若干の瀋洲船を徵發。  
九月四日—瀋洲ドイツに宣戰を布告。  
九月四日—船舶統制委員會を設置。キャプテンG・D・ウィリアムス、船舶統制官に任命さる。  
九月十五日—英國瀋洲羊毛及び動物食料品を輸入。  
九月十八日—華利取極の爲に物價統制實施。輔官二名と共にD・B・ニブラッド教授物價統制官に任命さる。即時一八種の商品を列舉し八月三十一日の率により物價統制をなす旨の布告を發表。必要に關して品目を擴張。  
臨時豫算提出され、所得税、關稅、酒税、ビール、石油を含む消費税を引上げ増額し五、九一〇、〇〇〇磅に増加。一九三九—四〇年度歳入推定一〇一、九一六、〇〇〇磅、歳入一〇一、九四〇、〇〇〇磅。  
九月十五日—カナダ駐瀋政府代表高專事務官に昇格。同時にカナダは瀋洲駐高專



五月二日—長官又は横山組合は聯邦軍備擴張案の修正による強制買収を申請すべしとの提案を空軍大臣に提出する。

五月六日—新聯邦大臣任命書。地方官は大臣三名、副大臣二名を出す。

五月九日—戦時貯蓄債券の賣出開始。

五月十日—個人投資及び子取締規則公布。

五月十日—非スターリング貨物よりの輸入制限を更に強化す。年額二〇〇萬磅を超えざる商品の輸入禁止。

五月十日—聯邦大臣は三月三十一日迄の聯邦政府歳出高は三〇、七三三、〇〇〇磅なりと発表。

五月十一日—聯邦政府は連年内の石炭貯蔵高の即時強制調査を行ふべき旨命令。

五月十一日—聯邦銀行は大蔵省の利率を一分七厘五毛から一分五厘に引下ぐ。

五月十一日—聯邦大臣は次の財政年度に於て増税により二、〇〇〇萬磅の歳入増加を計るべき案を發表。

五月十一日—英抗を再開し、組合員ならざる労働者を雇入れたる場合、それを保する機能を聯邦政府に對する法規を發表。

五月十一日—聯邦政府は英抗再開を決定、自發的従業員を募集。

五月十一日—英債能率の爲、シドニー市ガス使用を制限す。

五月十一日—ニューサウスウェールズ首相は自發的に英抗に就業するものを募集する法令に調印。

A・I・F志願兵の年齢制限を三五—四〇歳に延長。

五月十一日—英債能率終了。争議は直ちに聯邦仲裁裁判所へ附議する。

五月十二日—總理大臣は競争努力の強化計畫を聲明。第三A・I・F一個師團を募集す。H・W・ロイド少將兼隊長に任命。エリントン・ルイス軍需品供給長官に任命。総額約三〇〇萬磅にてシドニーに戦艦用乾船塢建造開始。

五月十二日—聯邦銀行及び私立商業銀行定期貸付金利率二厘五毛引下げ、新聞印刷用紙の数量制限案發表。

五月二十九日—内閣臨時公債二〇、五八二、四九〇磅（利率五年間は二分七厘五毛、次の十年乃至十六年間は三分二厘五毛）。

五月二十九日—聯邦議會は洋洲自動車製造に關する政府とオーストラリアン・コンソリデーターズ・インダストリーズ會社間に締結された協定案を通過せしむ。但し、右會社に獨占を與ふる條項を削除。

六月五日—聯邦政府は製糖機及び製糖機製作の爲、二、〇三二、〇〇〇磅を支出する旨決定。國內に五〇〇萬の製糖機を計文。

六月五日—イタリヤ、聯合國に對し宣戰を布告す。

六月十一日—従軍消費品の三分一を節約する有油制限計畫公表。

六月十二日—未曾有の製糖機の輸入を聯邦政府に對する國家安全法通過。

六月十五日—聯邦政府は戦車製造の大量生産計畫を實施。競争進行の爲に古金屬類及び紙の再生の必要なる軍需大臣強調。

六月十五日—洋洲ニューギニア間の商業協定に關する問題を論議する爲、ニューギニア軍需大臣來訪。

六月十五日—軍需省は経費五、〇〇〇萬磅を以て軍需品生産擴張計畫を準備。

六月十六日—更に非スターリング貨物よりの輸入品二、六五〇、〇〇〇磅に對する輸入制限を實施。

六月十六日—聯邦首相は十二ヶ月以内に一五萬人を直長、間接に軍需品製造に従事せしむべき旨を述べ。

六月十八日—聯邦大臣は六月三十日に終る昨年度の剩餘金は二、九二八、〇〇〇磅なる旨公表。

六月十九日—聯邦首相は國內軍需生産の擴張を發表。

六月十九日—サンフランシスココロイタランド間の航空路開始。

六月十九日—洋洲連洋艦シドニー、イタリヤ戦艦パトリオオ・コロニイを撃沈す。洋洲内に於けるA・I・F八萬に及び、一時戦争を中止。關領東印度からの輸入品はスターリング地域内からの商品と同様な取扱を受ける事となる。

六月二十日—聯邦首相は労働組合審議委員會の設立を宣言。招聘を受けた労働組合するもの（二〇〇名、二二名、二三名及び二四〇名）の召集に關する法令を公布。

八月一日—聯邦大臣は分團制による強制徴兵の實施を聲明。

八月三日—戦時内閣はパワール・アルコールの生産擴張を計畫。需要及び小麦より燃料を採る可能性研究の爲、委員任命書。

八月九日—自動車輸入業者は九月間自動車事業の輸入を中止する事を受諾。

八月十日—キャンベラに於ける航空事故。三聯邦大臣死亡。

八月十日—公債委員会は商業擴張に必要な資金を決定。失業救済事業基金減額。

八月七日—石油備蓄修正案發表。

八月七日—石油備蓄修正案發表。

八月八日—サー・ジョン・レイサム最初の駐日公使に任命さる。

八月十日—聯邦大臣は一九四〇—四一年の戦費は一億七、七〇〇萬磅と推定。失業登録は最低記録を示す。

八月十一日—洋洲に於て初めて石油、商業的に生産さる。

八月十一日—一九三九—四〇年度のバター生産は記録額に達す。

八月十一日—一九三九—四〇年度羊毛生産高最高記録に達す。

八月十一日—英帝國航空訓練計畫の擴張を航空相發表。更に一、二〇〇機を獲得。

八月十一日—洋洲金価格は一純オンス一〇磅一四志の最高記録に達す。

八月十一日—聯邦選挙開始さる。

八月十二日—戦時内閣はA・I・F九師團の編成を決定。

八月十一日—石油備蓄開始。

八月八日—航空大臣洋洲空軍(R.A.A.F.)の擴張を發表。初等訓練學校の操縦士生徒の入學者を二五%増加せしむ。

八月九日—投資制限令の修正發表。

八月十日—戦時上必要な貯蔵品として英國の保存する洋洲羊毛二五、〇〇〇萬封度米國に保管すべき協定成立。

八月十一日—早業救済の爲、聯邦政府の州に對する貸付金一〇〇萬磅に達す。

八月十二日—有力政治家、戦時審議會の創設を承認。

八月十三日—聯邦首相聯邦政府の改選を宣言。

八月十六日—改選以前九名の閣僚より成りし戦時内閣を六名により組織する旨首相言明。

八月十六日—駐日公使サー・ジョン・レイサム赴任の途に就く。

八月八日—バス海峡で英國遠洋航路用船沈没。敵國の敷設水雷の爲と思はれ同海峡は一時閉鎖さる。

小麦價格安定計畫發表。貸入i・o・bブッシュエル保證値段三志六片、生産額を嚴重統制する爲め栽培者に許可制を布く。聯邦政府は早業救済貸付二、七〇〇、〇〇〇磅を認可。高率關稅を見越す異常輸出防止の爲、關稅賦課商品の許可免除による管理、聯邦政府により施行さる。

十月十一日—戦費年一五、三〇〇萬磅に達し、前年度より九、八〇〇萬磅増加。

十二月六日—小麦價格安定案を修正し貸入小麦i・o・bブッシュエル三志一〇片と

なす。

十二月十一日—聯邦大臣は最高記録の戦時豫算を提出。直接及間接税の引上。一九四〇—四一年の収入推定額は一五〇、一〇〇、〇〇〇磅にして、戦費を除いた支出は八四、八五三、〇〇〇磅。豫算に見積られた戦費は六五、二〇〇、〇〇〇磅、豫算總額は一五〇、〇七三、〇〇〇磅。又公債による推定額は一九、七三三、〇〇〇磅で國防及び競争目的の爲の一七、三三一、〇〇〇磅を含む。

十二月十三日—競争及び土木事業の爲、國內公債二八、四九九、四二〇磅を發行(利子五年間は二分七厘五毛、次の十年乃至十六年間は三分三厘五毛)。

十二月十五日—豫算案に關し、聯邦政府と労働黨との妥協成る。選挙行はれず済む。建築をなすには聯邦大臣の認可を要す。

十二月十八日—一九三九—四〇年小麦收穫に對しブッシュエル當り三片の第三回貸付支拂を行ふ。

十二月二十日—一九三九年七月一日以來戦争及國防費支出總額一〇九、五二四、〇〇〇磅。

十二月十一日—聯邦政府は戦時社税を改正。

十二月十五日—更に聯邦内の防備の爲、十種の年齢に屬するものを召集、即ち一九歳のもの及び二五歳より三三歳迄の獨身者及び子供なき嫁夫を含む。

十二月十六日—聯邦首相は石炭業に於ける競争調停の爲、中央競争調停政局の設立を聲明。

十二月二十日—プロクターンヒル會社は聯邦大臣に對し二五〇萬圓増資の爲額面買出二、五〇〇、〇〇〇株發行の許可を申請、右は證券業に對する特別資金に充當の豫定。



附錄 國

防

第九節	第八節	第七節	第六節	第五節	第四節	第三節	第二節	第一節
特別國防法	戰時賜金	派遣濠洲軍	軍馬補充部	軍需品の整備	軍事費	空軍	海軍	陸軍



# 附 録 國 防

譯註—本章は「濠洲年鑑」一九三九年版の第十章として掲載されたるものにして、本書附録として次に掲ぐ。

## 第一節 陸 軍

一 各州の組織 二 聯邦の組織

聯邦結成以前の濠洲國防兵力の詳細なる歴史的記述は本年鑑第二卷一〇七五—一〇八〇頁及び第一二卷九九九頁にあり。聯邦結成直前の一九〇〇年十二月三十一日現在の陸軍兵力は次の如くであつた。ニール、サウスウェールズ九、三三八、ビクトリア六、三三五、クインズランド四、〇二八、南濠洲二、九三二、西濠洲二、六九六、タスマニア二、〇二四、濠洲總計二七、三五三名で、この合計には士官候補生、豫備、後備兵及び小銃俱樂部の會員は含まれてゐない。

### 二 聯邦の組織

(一) 概 説 一九〇〇年憲法條文により國防の責任は一九〇一年三月より聯邦の管理する處となつた。聯邦陸軍の増勢は次の七段階に分けられる。

(a) 第一—一九〇二年政府は陸軍少將サー・エドワード・ハットンに各州の陸軍を統合して一元的軍隊を結成することを委任し、斯くて爾後の組織及び訓練の基礎が築かれた。

(b) 第二—一九一一年に一般訓練が採用された。一九〇九年一般訓練に對する方策が制定され、右計畫はロード・キッチナーの意見を徴した後一九一一年に實施されるに至つた。一九〇三年及び一九〇四年國防

法により一八歳—六〇歳の男子は、全部戦時には國民軍として濠洲内に於て兵役に服する義務が課せられた。その後法律により、平時に於ては二六歳迄義務的に訓練及び兵役に服することになつた。一九〇九年法により、訓練に對する一般義務の原則が法律化されたことは英語使用國に於て最初であつた。詳細は本年鑑第一二卷九九九頁以下參照。

(c) 第三—一九二一年五月一日より行はれた師團編制である。この組織により濠洲海外派遣軍 (Australian Imperial Force) より發展した戦時編制は最小限度の常備人員を以て平時に適用された。部隊數及び編成はA・I・Fに一致するやうに変更され、第一次世界大戰に於て、この部隊の確立した傳統を維持するやうあらゆる努力が拂はれた。

(d) 第四—一九二二年に政府は師團編制を縮小してその中核部隊だけにした。

(e) 第五—平時義務 (國防法第十二條により) の中止と志願兵制度に基く軍隊の再編成は一九二九年十一月一日から實施された。師團編制は舊のまゝであつたが、單位部隊の訓練所を縮減し、又輕騎兵聯隊及び歩兵大隊の一部廢止により平時編制部隊は市民軍四八、〇〇〇名、上級訓練生一六、〇〇〇名が、國民軍三五、〇〇〇名、上級訓練生七、〇〇〇名に減ぜられた。國民軍の平時編制は更に一九三一年に三〇、〇〇〇名に縮小された。

(f) 第六—一九三六年七月政府は國民軍の訓練定員を三五、〇〇〇名に引上げること認め、上級訓練生の數は従前通り七、〇〇〇名とした。一九三六年十二月にこの兵力に達し、右師團編制は維持された。前記「第五」に於て廢止され、他の輕騎聯隊及び歩兵大隊に合併され



た一部輕騎隊及び歩兵大隊は復活された。更に新部隊が野戰軍及び海防隊の近代化への第一歩として組織され、此らの部隊には輕騎兵機關銃隊、高射砲隊及び航空隊を含んでゐた。

(2) 第七一九三八年十一月政府は國民軍訓練定員を七〇、〇〇〇名に増加する事を認めた。この兵力は一九三九年三月に至つて充足された。従前通り師團編制は維持せられ、増加人員收容の爲に部隊の定員増加の方針が採用され、新設部隊は二、三の特殊の場合の他には編成されなかつた。上級訓練生の人員は維持され、一九三八年十二月三十一日現在で八、八九九名であつた。この兵力増加は新募兵運動の結果であるが、兵役及び訓練設備の改善に關する政府の決定に鑑みこの數字は更に増加する見込である。

(一) 兵役適齡人口 一九三三年六月三十日國勢調査當時の濠洲人口中部隊配置 (一九三八年十二月三十一日現在)

Table showing military unit distribution by region (州) and district (區) for various arms like Infantry, Cavalry, Artillery, etc. Includes columns for '大 隊 管 區 數' and '大 隊 管 區 (左 記 部 隊 を 包 含)'.

兵役適齡男子數を示す以下の數字は興味深い。一二一八歳の上級訓練生年齢該當者數は三七一、〇〇〇名、一八一六歳の市民兵役年齡該當者四八二、〇〇〇名、二六一三五歳四七二、〇〇〇名、即ち服役最過期たる一八一三五歳の男子の總計は九五四、〇〇〇名である。一八一三五歳男子の中六二〇、〇〇〇名は未婚又は子供のない嫁夫、三三四、〇〇〇名が既婚又は子供のいる嫁夫である。以上の他に、一九三三年調査當時、濠洲には三五一六〇歳の男子九七二、〇〇〇名があつた。

(三) 部隊の配置 編制は地域別であり、師團は歩兵部隊を基準として區分せられる。五三歩兵大隊があり、十四旅團を編成する。各管區とも大體市民兵役年齡の男子は同數であり、夫々歩兵一大隊及び其他の兵科の部隊の一部分を徴集してゐる。

部隊配置 (一九三八年十二月三十一日現在) (前表續き)

Table showing military unit distribution by region (州) and district (區) for various arms like Infantry, Cavalry, Artillery, etc. Includes columns for '大 隊 管 區 數' and '大 隊 管 區 (左 記 部 隊 を 包 含)'.

(四) 兵力 (a) 管 區 聯邦創立當時より義務訓練制度採用迄は濠洲陸軍兵員の數には大した變動がなかつたが、一九一三年より一九一八年迄の期間に於ける年々の兵力増加は著しいものであつた。一九二一年十一月十一日、シントンの國際會議の結果、濠洲に於ては一般訓練法を繼續することに決定した。併しその實施は人口稠密な中心地及び或兵員割當地域のみに制限された。一九二二年七月一日より一九二五年六月三十日迄の上級訓練生の訓練は四割當地域とする處を、二割當地域に、又市民軍の場合七割當地域とする處を二割當地域に制限された。一九二五年七月一日には上級訓練生の訓練は一割當地域に減ぜられたが、市民軍の訓練は三割當地域に増加した。これらの状態は志願制による軍隊組織が採用された一九二九年十一月一日迄続いた。同期間の上級訓練生訓練は同生徒が一七

歳に達した年の七月一日に開始され、翌年七月一日には市民軍へ配屬され、二歳の年の六月三十日迄訓練を受けた。訓練の限度は減じたが、訓練中心地より五哩以内に住む男子は凡て一四歳に達した年の一月又は二月中に登錄する義務があつた。一二一三歳の下級訓練生 (Junior Cadet) の訓練は一九二五年七月一日より一九二九年十月三十一日迄の期間中、國防省が監督した。但し一九二二一三三年及び一九二二一三四年は中止された。現行志願兵制度では一八一四〇歳迄の男子は應募する事が出来る。應募の最初の期間は三ヶ年であるが、滿期になつても更に四八歳の停年に達する迄は二年或は三年の繼續再志願が出来る。通常訓練期間は年一八日である (其の中連發野營訓練二日を含む)。



民軍部隊に合併せる部隊一輕騎兵はなし一歩兵隊、通信隊及び陸軍輜重隊 (A.S.C.)は國民軍部隊定員の二五%、其他の兵種は國民軍部隊定員の二

陸軍訓練兵力數

○%。(b) 指定學校生徒より編制する部隊、聯隊所屬隊に入隊する者の年齢は一六歳及び一七歳、學校所屬隊に入隊する者の年齢は一四歳以上である。

(a) 管 區	(b) 一 九 〇 一	(c) 一 九 一 三	(c) 一 九 二 二	(d) 一 九 三 五	(d) 一 九 三 六	(d) 一 九 三 七	(d) 一 九 三 八
軍司令部 (メルボルン)	—	—	—	—	—	—	—
第一 (クインズランド)	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
第二 (ニューサウスウェールズ)	9,701	11,034	11,551	10,377	11,018	11,574	11,574
第三 (ビクトリア)	7,011	10,830	11,117	9,631	11,777	11,777	11,777
第四 (南 洋 洲)	2,266	3,384	3,384	3,101	3,101	3,101	3,101
第五 (西 洋 洲)	2,266	1,654	2,108	1,200	2,111	2,111	2,111
第六 (タスマニア)	2,266	1,777	1,110	1,277	1,577	1,577	1,577
計	26,866	34,557	37,166	36,000	36,000	36,000	36,000

(a) 管區は大體各州と境界を共にしてゐる (b) 聯邦が各州より軍隊を引繼いだる日 (c) 洋洲陸軍士官學校在學士官候補生及び海外勤務、非配屬又は他の官廳で教育中の募集を含む (d) 洋洲陸軍士官學校在學士官候補生を含む

(b) 各兵科 一九三八年十二月三十一日現在の兵役各種兵科の人員數は次の通りである。

現役陸軍兵科別人員數 (a) (一九三八年十二月三十一日現在)	(b) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰	(c) 野 戰
司令 部 員	1,010	—	—	—	—	—	—	—	—
參謀 部 員	2,770	—	—	—	—	—	—	—	—
士官 候補 生	40	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 隊	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3,820	—	—	—	—	—	—	—	—
陸軍 醫 務 部 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸軍 經 理 部 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

陸軍 醫 務 部 員	陸軍 經 理 部 員	計
—	—	—
—	—	—
—	—	—

陸軍 配 置 (現役及び準備役) (a) 一九三八年十二月三十一日現在

役 種	軍司令部	第一軍管區 (クインズランド)	第二軍管區 (ニューサウスウェールズ)	第三軍管區 (ビクトリア)	第四軍管區 (南 洋 洲)	第五軍管區 (西 洋 洲)	第六軍管區 (タスマニア)	計
常 備 兵	100	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	11,777
工兵、鐵道部隊	—	—	—	—	—	—	—	—
待命士官	—	—	—	—	—	—	—	—
豫備役士官	—	—	—	—	—	—	—	—
軍 備 官	—	—	—	—	—	—	—	—
計	100	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	11,777

(d) 編成上より見たる國民軍及び上級訓練生 次表は一九三八年十二月三十一日現在の編成上より見たる國民軍及び上級訓練生の兵力を示す。編成上より見たる國民軍及び上級訓練生

州	陸軍編成	國民軍	上級訓練生
ビクトリア	第一軍管區司令部	—	—
クインズランド	第一軍管區司令部	—	—

クインズランド	ビクトリア	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
第一軍管區本部	—	—	—	—	—
第一師團	—	—	—	—	—
第二師團	—	—	—	—	—
第二軍管區本部	—	—	—	—	—
第三師團	—	—	—	—	—
第四師團	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—



作を潤滑ならしむるにある。軍隊給送に於ける遅延、殊に行李及び軍用材の積換に起因する遅延を防止する爲に委員は各州首領を結ぶ鐵道線路の同一ゲージの採用を上申した。又工兵、鐵道職員部隊が設立され、一九三八年十二月三十一日現在の同職員は六三名であつた。尙詳細は本年鑑第六卷一〇七頁参照。

(八) 小銃俱樂部 一九三八年六月三十日現在四六、九四一名の會員を有す。一五二の小銃俱樂部と二、五八九名の會員を有する八九の小型小銃俱樂部があつた。小銃俱樂部の會員は年行事の射撃術課程を履まなければならぬが、何等組織的訓練は受けない。

監督上、小銃俱樂部の活動は一九三一年三月一日に陸軍省の管轄下に置かれた。小銃射撃場の築造及び維持其他の爲に政府の補助があり、正會員に對しては年に彈藥二〇〇發が無料で支給される。

### 第二節 海軍

一 各州の海軍 二 現在の海軍組織

一九〇一年以前の海軍の組織に關する事項は本年鑑第二卷一〇八四頁に掲載。

二 現在の海軍組織

(一) 概説 濠洲の海軍政策發達の沿革は本年鑑第三卷一〇六〇頁及び第一二卷一〇一二頁にある。濠洲艦隊の建設、それに要する經費支辨の計畫案及びその修正案、英本國政府との條約等に關する記事は本年鑑第一五卷九二頁以下にある。一九三八年聯邦政府は濠洲海軍に次の艦艇の増加を認可した。

艦名	種	排水量	動力
キャンベラ	巡洋艦	九、八〇〇	八、〇〇〇馬力
シドニー	巡洋艦	七、〇〇〇	七、〇〇〇馬力
ホバート	巡洋艦	六、六〇〇	七、〇〇〇馬力
アドレード	巡洋艦	五、一〇〇	五、〇〇〇馬力
ヴェンデッタ	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
ヴェンジャヤ	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
ヴァンパイア	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
スワン	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
ヤラ	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
モレスビー	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
タイカプラ	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
セルベラス	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
ベンケン(舊名アラバマス)	巡洋艦	一、〇〇〇	一、〇〇〇馬力
オーストラリア(改装中)	巡洋艦	九、八〇〇	八、〇〇〇馬力
スタチュアイト	巡洋艦	一、五〇〇	一、〇〇〇馬力
ウォーターヘン	巡洋艦	一、一〇〇	一、〇〇〇馬力
艦隊補助艦	巡洋艦	七、六〇〇	一、〇〇〇馬力
クルンバ	巡洋艦	七、六〇〇	一、〇〇〇馬力

(六) 海軍兵力 前記正規海軍の他に市民海軍兵力より成る濠洲海軍豫備隊がある。濠洲海軍(航行)の兵員は、以前は主に英本國の士官及び水兵

部	人員数	計
第三軍管區本部	五七〇	四、二九〇
第四軍管區本部	三、七二〇	
第五軍管區本部	三、五五〇	
第六軍管區本部	一、四三三	
第六軍管區本部	一、二六	
第六軍管區本部	一、一八	
計	四、二九〇	四、二九〇

(e) 義務訓練終了人員数 既刊本年鑑第二二卷五七八―七九頁に掲載せる表は義務訓練制度により登録した人員及び訓練せる人員を市民軍及び上級訓練生と別個に示すものである。

(五) 軍政及び教育 各種兵科の軍政及び訓練を司る幕僚は二七四名の士官(參謀部員)、一五四名の主計官、五八一名の准士官及び下士官(濠洲教育)より編成されてゐる。

(六) 陸軍士官學校 本校は常備陸軍に配屬するための士官を訓練養成する目的によつて、一九一一年に濠洲首領のダントルンに設立されたものである。一九三一年一月、同校はシドニーのビクトリア兵舎に移されたが、一九三七年の初頭再びダントルンに復歸した。入學條件は陸軍士官學校規則に規定してあり、「普通入學」「服役入學」及び「特別入學」の三種に分たれる。士官候補生は一九三九年度に於ては一〇六名が同校で訓練を受け、その中一五名はニュージラランド政府と一九三三年に結んだ協定に依るニュージラランド陸軍生徒である。其他同校に關する詳細は本年鑑第一五卷九一―九五頁にあり。

(七) 鐵道と國防 陸軍軍人及び鐵道官により組織される戰時鐵道委員會が一九一一年に設立された。その主要職能は軍事目的の鐵道輸送に關する意見及び情報を提供し、又軍隊集結及び動員に關して國防省との協同行動

護衛艦 二隻  
沿岸防備艦 三隻  
モーター水雷艇 一二隻

水上機母艦アルバトロス (Albatross) は一層有効に使用されるように英本國海軍に移讓された。英國海軍の巡洋艦二隻の濠洲移讓が協定され、その艦名もホバート (Hobart) 及びパース (Perth) と變へられた。ホバートは一九三八年十二月に到着し、アルバトロスは一九三八年九月に移讓された。同計畫案の殘部艦艇は濠洲に於て建造される事となつてゐる。最初の沿岸防備艦ターカプラ (Tuculhanna) は一九三九年一月に完成した。

(二) 海軍兵學校 海軍兵學校は一九一三年にシロロンに創設され、一九一五年には濠洲首領のチャイヴィス灣のキャプテンズ・ポイントに移り、次で一九三〇年ビクトリアのフリランダース海軍要地に置かれた。課程は英本國の海軍兵學校と同一である。一九三九年二月に於ける、訓練中の少尉候補生生徒は六五名である。本大陸生れか或は歸化英國臣民の子息は一三歳に達した年に試験を受ける資格を有する。之等有資格者中より詮衡委員會が必要人員數を選ぶ。教育に要する諸費用は勿論、軍服、食事、旅行の一切は官費である。本校の卒業者たる一九一名の士官が現在艦隊に勤務してゐる。

この兵學校を修了する正規課程以外に海軍擴張の要求に應ずるため、一六歳六ヶ月より一八歳九ヶ月の間の者が選抜され士官としての訓練を受けてゐる。此の「特別入學」は今後數年は繼續する見込である。

(三) 訓練施設 一六歳六ヶ月より二一歳迄の新兵はビクトリアのフリランダース海軍要地で豫備訓練を受け、更に正規授業の他に砲科、水雷、信號、無線電信術、工學等の教育を受ける。

(四) 軍港 濠洲海軍軍港の管轄區域に關しては本年鑑第一八卷六〇―八―九頁参照。

(五) 艦艇 濠洲海軍の艦艇表は下記の如くである。



であつたが、現在は主に濠洲人である。海軍兵力は左の通りである。  
海軍兵力(常備校及び豫備校)一九三九年二月二十八日現在

兵種別	人員数		
	訓練中	士官	水兵
ロイアル・オーストラリアン海軍(航海)	1	1	1
ロイアル・オーストラリアン海軍補助兵	1	1	1
ロイアル・オーストラリアン海軍預備役	1	1	1
ロイアル・オーストラリアン海軍預備役(航海)	1	1	1
ロイアル・オーストラリアン艦隊預備役	1	1	1
ロイアル・オーストラリアン海軍預備役	1	1	1
ロイアル・オーストラリアン海軍志願兵	1	1	1
海軍兵学校在学中の少尉候補生生徒	1	1	1
計	7	7	7

### 第三節 空軍

一 概説 二 編制 三 航空路 四 民間航空

#### 一 概説

空軍擴張の準備的段階に關する記事は本年第一八卷六一〇頁参照。  
ロイアル・オーストラリアン空軍は航空隊員三名及び財務官一名より成る一局が管轄してゐる。ロイアル・オーストラリアン空軍は濠洲の防空のほか陸海軍との協同作戦の訓練を要求せられてゐる。現在の空軍兵力は次の部隊から成る。(a) ロイアル・オーストラリアン空軍司令部、但しロン

項	日	一九〇一—二	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九(a)
中央行政	軍部	五、九六四	三、六六四	三、八六一	三、四四四	三、七〇〇	五、一〇一
計		一六、八二九	一、九六六、五五五	二、五七、一八七	二、五七、一八七	二、九六、〇〇〇	四、九七、八八八

#### 第四節 軍事費

民間航空省の組織及び活動に關する詳細は第五章 F「航空」参照。

#### 四 民間航空

軍用及び民間用の飛行場及び不時着陸場が主要都市間及び海岸の各地に建設されてゐる。一九三九年三月三十日には二五七ヶ所に、官立の飛行場及び不時着陸場が建設され、更に二三〇ヶ所の一般用飛行場が認可され、既に使用可能である。

#### 三 航空路

現在の常備空軍編制は士官三一三名、飛行兵二、七九一名であり、市民空軍部隊は士官一七名、飛行兵四三五名である。四ヶ所の飛行場が航空局の管轄下にある。其他の飛行場及び航空路は、民間航空總監に移管された。

#### 二 編制

Fに代表を派遣す。(b) 飛行學校及び訓練所 (c) 格納庫 (d) 陸上飛行機中隊一〇及び水陸兩用飛行中隊一。

項	日	一九〇一—二	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
航空	軍部	七、三六六	一、九六六、五五五	一、九六六、五五五	一、九六六、五五五	一、九六六、五五五	一、九六六、五五五
ロイアル・オーストラリアン空軍		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
民間航空		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計		九、三六六	三、九三三、〇〇〇	三、九三三、〇〇〇	三、九三三、〇〇〇	三、九三三、〇〇〇	三、九三三、〇〇〇

(a) 推定 (b) 民間航空隊は一九三八—九年度において別個の航空部を創立した。上掲の他に一七、一七〇磅が一九三七—三八年度に國防省管轄軍事手當費として歳入より支出された。この一九三八—三九年度豫算は一六、六〇〇磅である。  
利子、銷却資金、戦時年金、出征兵士濠洲送還費等を含む戦時手當總經費は、第二十七章B第五節戦費及び送還費に詳述されてゐる。

### 第五節 軍需品の整備

一 概説 二 工場 三 研究所 四 検査部

#### 一 概説

#### 二 工場

軍需品供給局の権限機能に關しては本年第一八卷六一二頁参照。  
(一) 概説 ビクトリアのマリビノン火薬工場は一九一一年に設立、コルグイト火薬、薬筒、砲彈の高度爆薬、爆彈、飛行機用油、ニトロベンチン、特殊塗料を製造してゐる。一九三八年六月三十日現在従業員は四八八名である。  
ビクトリアのメルボルンにある被服工場は一九三八年六月三十日現在従業員四二三名を有し、一九一二年七月生産を開始し、以後軍隊及び郵務省の制服制帽の全部を供給し得るに至つた。又州當局及び地方公共團體の被



服も供給してゐる。

ニューサウスウェールズのリスコウの小型兵器工場は一九二二年六月一日に操業し、一九一三年五月に濠洲の兵器の第一回分の引渡を行ひ、俸給支拂等に依ると一九三八年六月三十日現在従業員三八五名を有した。陸空軍用小銃、機關銃を製造する他、ブレン小銃製造の設備もある。一九二七年一月一日國防省はビクトリアのフイツクレーにある植民地彈藥株式會社工場を買収した。小型兵器彈藥工場として知られてゐた同工場は一九二八年七月一日以來砲兵彈藥工場と合併し、現在では彈藥工場として知られ、小銃及び拳銃の彈藥以外に大砲信管、雷管、コルダイト細狀火藥及び飛行機用爆彈を製造してゐる。軍需品製造用眞鍮及び非鐵金屬は同工場で加工される。一九三八年六月三十日現在の職員數は八七〇名である。

一九二四年に設立したビクトリアのマリビノンの大砲工場に於ては砲、砲彈、砲車、軍用車製造の設備がある。尙完備せる鋸鐵爐、木工場、電氣工場を有し、一九三八年六月三十日現在の従業員は八四五名である。

### 三 研 究 所

ビクトリアのマリビノンに研究所が設立され、七主要部より成る、即ち、一般化學、爆發物及び彈藥、木材、冶金、度量衡、化學戰防護及び物理學（光學及び電氣物理學を含む）、工場、建築物、雜作家具は一九三八年六月三十日現在評價額一五一、〇〇〇磅、職員は九三名であつた。

### 四 檢 査 部

検査部は認可設計及び要件に確實に合致するや否や、製造中軍需品の全種目の検査を行ふ義務を有する。本部はビクトリアのマリビノンにあり、

各軍需品工場は審査官の派遣を受ける。一般軍需品貯蔵部は織物、被服及び裝備の検査の責任を負ふ。南濠洲のポート・ウエークフィールドに大砲、彈藥の發射試験を行ふ廣大な砲兵試驗射撃場がある。一九三八年六月三十日現在投資額一五八、〇〇〇磅、職員數一二八名であつた。

### 第六節 軍馬補充部

詳細は既刊本年鑑第一八卷六一三頁参照。一九一四年開戦に當り濠洲海外派遣軍馬部隊編成用の軍馬の取得及び訓練の大任務を遂行するにも又エジプト及び印度へ軍馬を輸送するに當つても軍馬補充部は何等困難を感じなかつた。

### 第七節 派遣濠洲軍

一 概説 二 濠洲軍（世界大戰）  
ニュージランド及びスーダン戰役、南阿、支那及び一九一四—一八年大戦派遣軍に就ては本年鑑第一二卷一〇一九頁以下参照。

### 二 濠 洲 軍（世界大戰）

世界大戰に於ける濠洲海外派遣軍の徵募、死傷、論功行賞、戰闘の詳細は本年鑑第一六卷六二八頁以下に收録。

### 第八節 戰時賜金

世界大戰に従軍した兵士、水兵に對する戰時賜金として一九二〇年の戰時賜金法による支給額に關しては本年鑑第一五卷九三〇頁に記述。紙面の制限により反復しないが、賜金が一九二四年五月三十一日迄の償還期限で五・二五%の利附大藏證券で支給された事は注意を要する。賜金受領資格

者の希望によつては必要の場合には現金で支給された。第一回賜金は一九二〇年六月初旬に支給され、一九三七年六月三十日の支給總額は二七、五一〇、九三五磅に達し、一三、八八八磅に上る證券が未償還である。

### 第九節 特別國防法

一九一四—一八年世界大戰中聯邦政府制定の特別國防法に關しては本年鑑第一五卷九三〇頁参照。一九二〇年の戰時警戒發令法、同解除法は一九一四—一八年の法律を廢止したが、原法令によつて取扱つた一部の事項は一九二〇—二八年戰時警戒發令法、同解除法又は同法の制定した細則により復活した。



昭和十八年六月二十日印刷  
昭和十八年六月二十五日發行

(初版一、五〇〇部) 『濠洲年鑑』

製本控

何第幾

定價金貳拾五圓

書名	濠洲年鑑	編者	沼正吉
著者		受入	
受考		年	
		月	
		日	

亞調查所

亞區池町四番地

沼正吉

日本出版會會員番號一〇六五四六

三崎町二ノ三(東東四四)

藤保

發行所

東京市赤坂區  
溜池町四番地

株式會社

科學社

配給元

東京市神田區  
淡路町二ノ九區

日本出版配給株式會社

電話赤坂(48)〇七一六・二三三三番  
抵替口座東京一七二五二番



昭和十八年六月二十日印  
昭和十八年六月二十五日發行

(初版一、五〇〇部)

『濠洲年鑑』

定價金貳拾五圓



(出文協承認)  
表400064號

翻譯者 濠洲調查所

發行者 大沼正吉  
東京市赤坂區溜池町四番地  
日本出版會會員番號一〇六五四六

印刷者 加藤保  
東京市神田區三崎町二ノ二(東東四四)

發行所

東京市赤坂區溜池町四番地

株式會社 科學社

配給元

東京市神田區淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

電話赤坂(48)〇七六一六・二三三三番  
振替口座東京一七二五一一番



962  
95



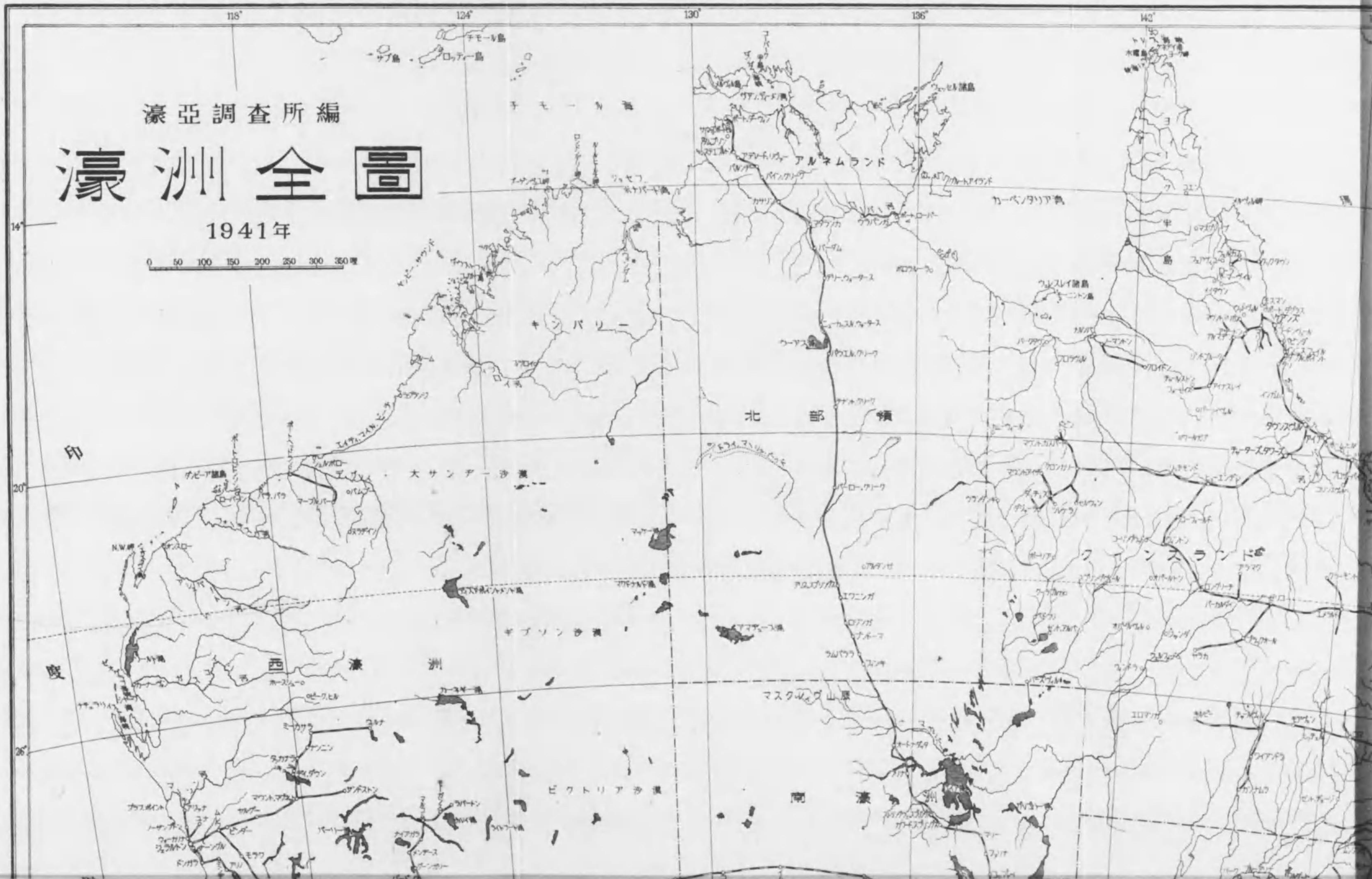




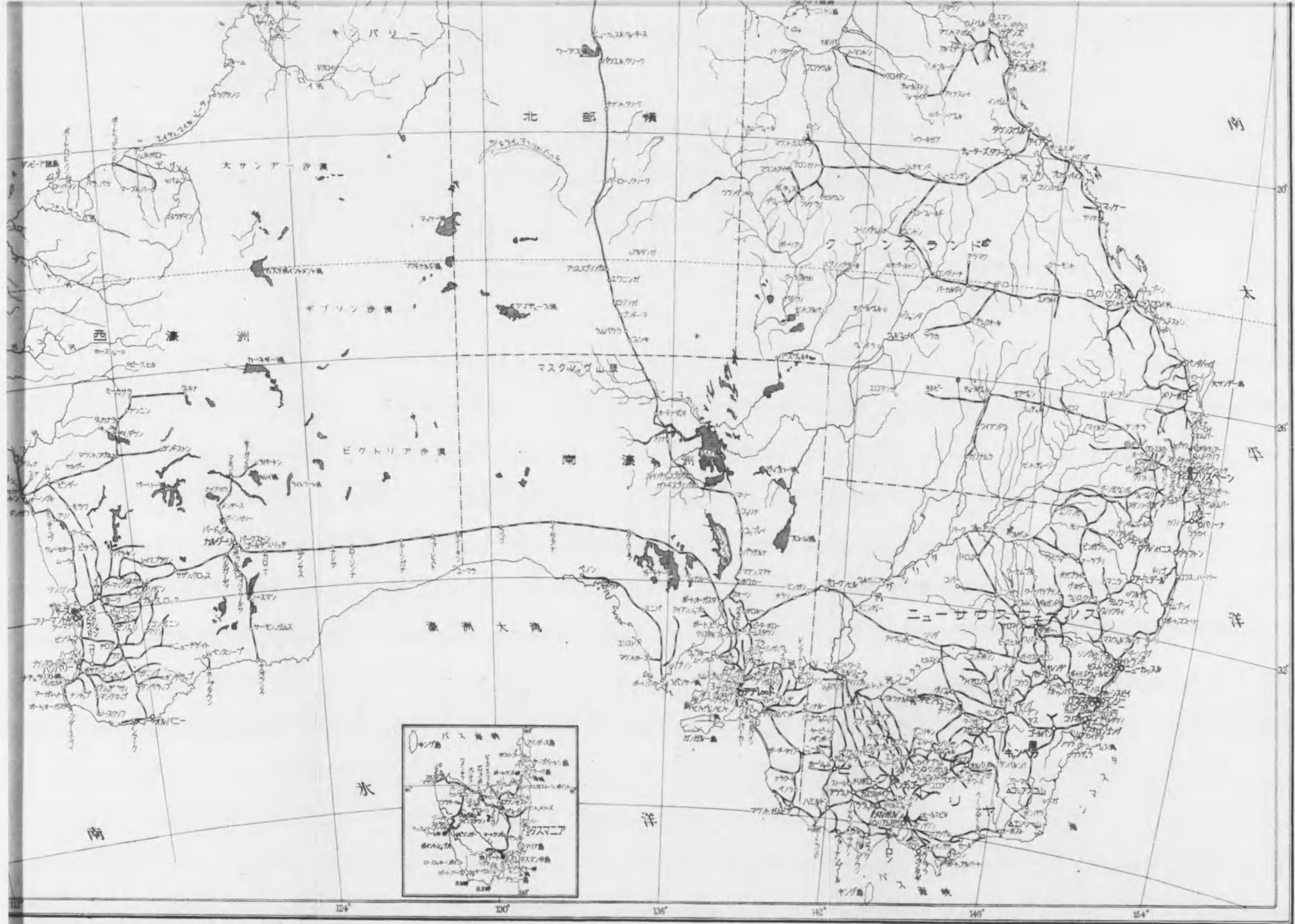
濠洲調査所編  
**濠洲全圖**

1941年

0 50 100 150 200 250 300 350哩

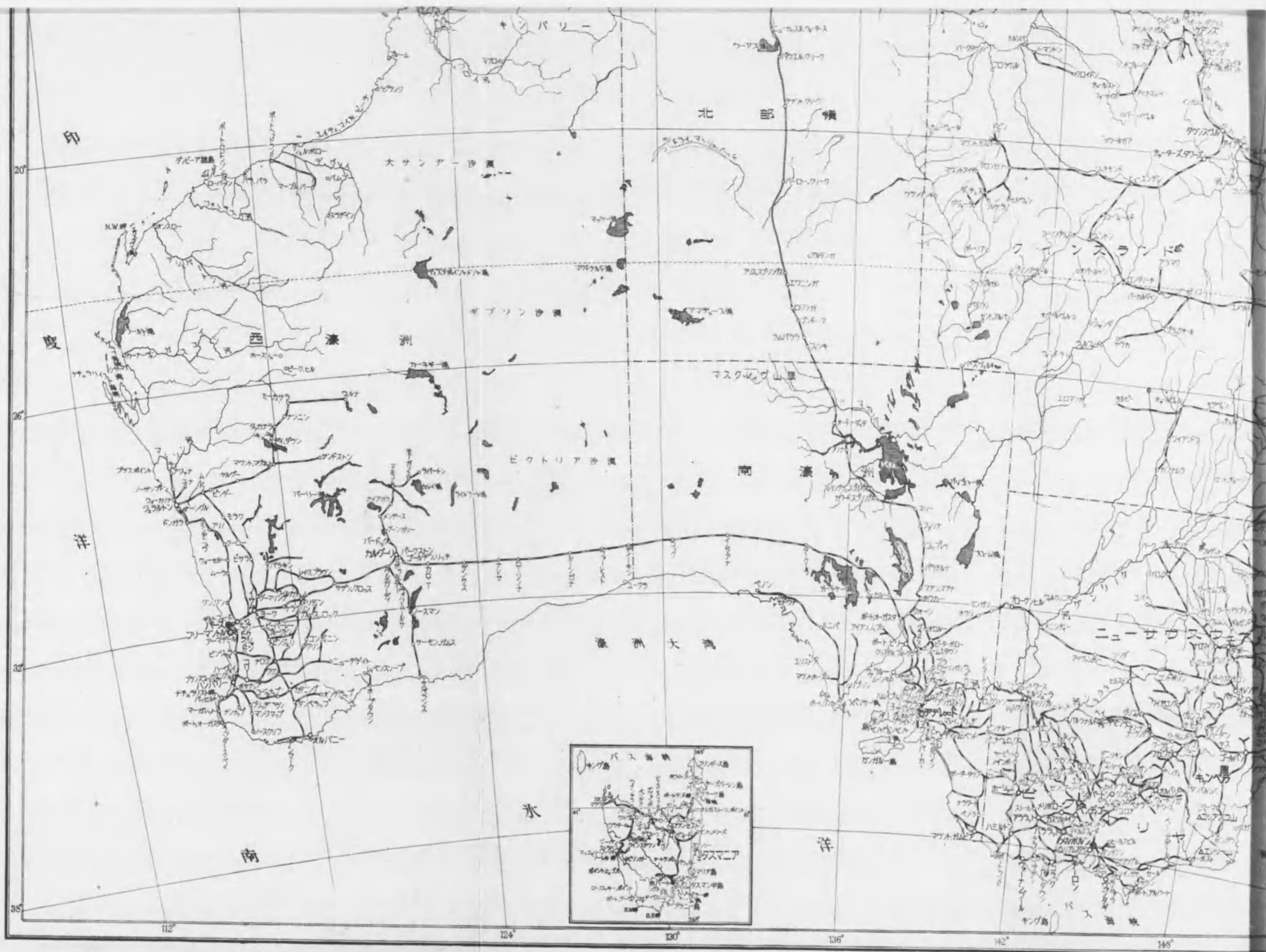






124° 130° 136° 142° 148° 154°







終